

番号	1. (1)
項目	府市一体化条例の下で大阪市は主体性を奪われ、大阪府に従属するようになっていきます。2度にわたる「住民投票」で大阪市民が下した民意は、大阪市の存続と政令指定都市としての権限と財源を使い、その役割を発揮することです。民意を踏みにじる府市一体化条例・規約の廃止を求めます。
(回答) 大阪市では、令和2年11月の住民投票で特別区制度（いわゆる「大阪都構想」）が否決されたことを受け、大阪市の存続を前提に、過去の二重行政に戻すことなく、府市連携を強固にしていくことが必要と考え、令和3年4月1日に大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例を施行しました。 この条例は、副首都推進本部（大阪府市）会議を設置し、大阪の成長・発展に向けた基本的な方針等を協議することや、府市の一体的な行政運営のために必要な手法を検討し最適なものを選択していくことなどを定めているものです。	
担当	副首都推進局 事業再編担当 電話：06-6208-8864

番号	1. (2)																												
項目	府市一体化条例と規約には大阪の成長戦略やうめきた地区、新大阪駅周辺地区、夢洲・咲洲地区、大阪城東部地区等の広域拠点開発やグランドデザイン・大阪などの推進が明記されていますが、それらはいずれも巨額の税金投入が求められる大型開発事業ばかりです。現在進行中の淀川左岸線二期及び延伸部の工事や夢洲での万博会場ではそれぞれ数百億円の費用増大が公表されていますが、条例・規約がとりくむ大型開発事業にかかる総事業費や大阪市の負担額について当初予算を大幅に上回ることが予想されていることからその全容を市民に明らかにすることを求めます。																												
	(回答) うめきた地区、新大阪駅前地区、夢洲・咲洲地区、大阪城東部地区において 2025 (令和 7) 年度当初に大阪市の歳出予算を算定している事業と 2025 (令和 7) 年度当初歳出予算額は次のとおりです。 <うめきた地区> ■大深町地区防災公園街区整備事業 201 億 3,400 万円 (うち大阪市負担額: 67 億 4,900 万円) (建設局) ■大阪駅北大深西地区土地区画整理事業 16 億 5,000 万円 (大阪都市計画局) <新大阪駅前地区> ■新大阪駅周辺地域のまちづくり検討調査 800 万円 (大阪都市計画局) <夢洲・咲洲地区> ■夢洲第 2 期区域のまちづくりに向けた検討 400 万円 (大阪都市計画局) ■夢洲第 2 期区域における開発事業者募集等 9,200 万円 (大阪港湾局) ■夢洲地区の土地造成・基盤整備事業 249 億 8,600 万円 (大阪港湾局) ※うち、大阪市負担額: 249 億 8,100 万円 (一般会計・港営事業会計 合計) ■夢洲物流車両の交通円滑化に向けた対策 13 億 9,900 万円 (大阪港湾局) <大阪城東部地区> ■新大学キャンパス整備事業 35 億 7100 万円 (副首都推進局) ※森之宮キャンパス分以外含む ■大阪城東部地区のまちづくり検討調査 400 万円 (大阪都市計画局) ■大阪城公園接続デッキ整備事業 1 億 4,700 万円 (大阪都市計画局)																												
担当	<table> <tr> <td>副首都推進局</td><td>公立大学法人担当</td><td>電話: 06-6208-8880</td></tr> <tr> <td>大阪都市計画局</td><td>計画推進室 総務企画課</td><td>電話: 06-6210-9068</td></tr> <tr> <td>建設局</td><td>公園緑化部 調整課</td><td>電話: 06-6615-6600</td></tr> <tr> <td></td><td>企画部 企画課</td><td>電話: 06-6615-6573</td></tr> <tr> <td></td><td>道路河川部 道路課</td><td>電話: 06-6615-6793</td></tr> <tr> <td>大阪港湾局</td><td>営業推進室 開発調整課</td><td>電話: 06-6615-7798</td></tr> <tr> <td></td><td>営業推進室 販売促進課</td><td>電話: 06-6615-7797</td></tr> <tr> <td></td><td>計画整備部 計画課</td><td>電話: 06-6615-7773</td></tr> <tr> <td></td><td>計画整備部 振興課</td><td>電話: 06-6615-7767</td></tr> </table>		副首都推進局	公立大学法人担当	電話: 06-6208-8880	大阪都市計画局	計画推進室 総務企画課	電話: 06-6210-9068	建設局	公園緑化部 調整課	電話: 06-6615-6600		企画部 企画課	電話: 06-6615-6573		道路河川部 道路課	電話: 06-6615-6793	大阪港湾局	営業推進室 開発調整課	電話: 06-6615-7798		営業推進室 販売促進課	電話: 06-6615-7797		計画整備部 計画課	電話: 06-6615-7773		計画整備部 振興課	電話: 06-6615-7767
副首都推進局	公立大学法人担当	電話: 06-6208-8880																											
大阪都市計画局	計画推進室 総務企画課	電話: 06-6210-9068																											
建設局	公園緑化部 調整課	電話: 06-6615-6600																											
	企画部 企画課	電話: 06-6615-6573																											
	道路河川部 道路課	電話: 06-6615-6793																											
大阪港湾局	営業推進室 開発調整課	電話: 06-6615-7798																											
	営業推進室 販売促進課	電話: 06-6615-7797																											
	計画整備部 計画課	電話: 06-6615-7773																											
	計画整備部 振興課	電話: 06-6615-7767																											

番号	1. (3)
項目	大阪市は 2025 年度の予算編成方針で「収入の範囲内で予算を組むことを原則とするなど、将来世代に 負担を先送りすることのないよう財政健全化への取組を進めるとともに、限られた財源のもとでの一層の選択と集中を全市的に進める」ことをあげています。大企業だけが潤う事業への予算の選択と集中が中心となっている方針を改め、市民の個人消費力を高める施策、<u>中小零細企業や個人商店の営業への支援施策</u>に重点を移すことを強く求めます。
	(下線部について回答) 中小零細企業や個人商店の営業への支援施策につきましては、大阪市の中小企業の総合的支援拠点である大阪産業創造館において、府市の経営相談窓口を集約し、市内中小企業等の様々な課題等に対して、中小企業診断士などの専門家による経営相談をはじめ、セミナーなどを開催し、経営に役立つ各種支援事業を実施しております。 今後についても、経済・社会情勢を注視しながら、国や大阪府の支援策も踏まえ、効果的な施策を実施してまいります。
担当	経済戦略局 産業振興部 企業支援課（企業支援担当） 電話：06-6264-9834

番号	2. (1)
項目	大阪・関西万博の会場ではメタンガスが発生し続け4月6日のテストランでは爆発濃度のガスが検知されています。また、万博協会の防災実施計画では南海トラフ地震・津波の発生の際は15万人が三日間避難できないとしています。参加者やスタッフの安全確保の具体策を示してください。
(回答) 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会は、会期中、会場内全域でのメタンガス濃度測定を継続的に実施するとともに、各施設管理者・事業実施者に協力を頂き、各施設等での換気実施・安全確認を徹底するとしています。また、ガス安全確認状況については毎日更新される博覧会協会のHPにおいて、公表しております。 また、博覧会協会は、博覧会期間中に発生する災害から、来場者や博覧会に関わる全ての参加者及び勤務者（以下「来場者等」という。）の安全を確保するとともに、全ての来場者が安心して訪れることができる博覧会を実現するために「防災実施計画」を策定しています。 本計画では、万博開催期間中に南海トラフ巨大地震を含む大規模な災害・事故等が発生した場合、博覧会協会は、来場者等の人命救助、安全確保のため、会場に常駐する大阪市消防局、大阪府警察の活動に協力し、これら関係機関や参加者等と連携して活動するほか、大阪府市と連携し、市内の被害状況や、市内の帰宅困難者の発生状況等の情報収集に努め、来場者が安全に帰宅できるよう支援するものとしています。 こうした災害発生時における来場者等の人命救助、安全確保に係る活動に従事する組織体制として、博覧会協会や参加者がそれぞれ管理する区域に設置する自衛消防組織や、博覧会協会が組織する警備隊・救護隊が来場者等の避難誘導や救助等に係る活動を行うほか、協会職員・スタッフは、本計画、災害対策本部が決定した活動方針、役割分担に沿って各局横断的に来場者等の安全確保のため必要な活動を行うこととしています。 博覧会協会は、大規模災害等の発生時において一時的に交通網が途絶し、帰宅が困難となった来場者等に対応するため、会場内外の一時滞在施設や備蓄物資を確保しています。 本市としましては、大規模な災害発生時における一時的な交通網の途絶により、来場者等が夢洲から帰宅できない状況を想定し、大阪府、博覧会協会と連携して帰宅困難者対策を講じていくこととしています。 まずは、現地の状況をいち早く把握するとともに、大阪市と博覧会協会の間で迅速かつ正確な情報を共有するため、万博開催期間中は土日祝日を含めて常時現地連絡調整員（いわゆるリエゾン）を現地に派遣しています。 備蓄物資については、博覧会協会が調達した60万食に加え、大阪府・大阪市において30万食の備蓄食料を追加配備したほか、紙おむつやマスクなどの衛生用品も提供しており、3日分の食糧が確保されています。なお、4日目以降は、国や関西広域連合から備蓄食料がブッシュ型で配備されることとなっています。 また、大阪メトロが長時間にわたって運休した場合は、博覧会協会は運行可能な来場者輸送機関（シャトルバスや船舶等）により、来場者等が島外の主要ターミナル等へ移動するための支援を行うこととしています。また、公共交通機関等の復旧状況等に応じ、関西広域連合や大阪府・大阪市においても、それぞれが協定を締結しているバス及び船舶事業者に協力依頼し、代替の輸送機関を追加で配備していく予定です。 引き続き、本市としましても、大阪府、博覧会協会をはじめ関係機関と連携して、来場者等の安全確保に万全を期してまいります。	
担当	万博推進局 整備調整部 整備調整課 電話：06-6690-7751 危機管理室 危機管理課（万博連絡調整担当） 電話：06-6208-7386

番号	2. (2)
項目	万博の運営費が赤字になった場合に大阪府府民・大阪市民の負担にならないようにしてください。
(回答) 運営費の収支が赤字になる場合の対応につきましては、博覧会協会をはじめ国、府市、経済界で適時適切に協議していくことが必要と考えております。日々の運営面での課題改善を通じて来場者の満足度を高めることでより多くの方にご来場いただけるよう、関係者と連携しながらしっかりと取り組んでまいります。	
担当	万博推進局 総務部 総務課 電話：06-6690-7801

番号	2. (3)
項目	人の不幸で儲けるカジノを大阪に誘致する計画を中止・撤回してください。
(回答) I Rは、ホテル、M I C E施設、レストラン、エンターテイメント施設、カジノ施設など、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活かす民設民営の事業です。 大阪・夢洲でのI R立地は、世界中から新たに人、モノ、投資を呼び込むものであり、持続的な民間投資による経済波及効果や雇用創出効果に加え、幅広い産業分野の活性化など、大阪の経済成長に大きく貢献するものです。 また、カジノ収益の社会還元として、納付金等の収入を、ギャンブル等依存症対策の充実などの懸念事項対策をはじめ、子育てや教育、福祉、観光振興、地域経済振興など、住民福祉の増進や大阪の成長に向けて広く活用することにより、府民・市民の暮らしの充実やさらなる都市の魅力と国際競争力の向上を図ってまいりたいと考えております。 今後も引き続き、世界最高水準の成長型I Rの実現に向けて取り組んでまいります。	
担当	I R推進局 推進課 計画G 電話：06-6210-9234

番号	2. (4)
項目	国土交通省が「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」を認定した際に付した条件の「地域との双方向の対話の場を設け、地域との良好な関係構築に継続的に努めること」を踏まえ、説明会は広く府民が参加・視聴できるよう動画配信で公開してください。また動画配信公開を拒否する場合は、その理由を説明してください。
(回答) I R実現に向けては、府民・市民の理解を深めていくことが重要であり、国への認定申請後も府民・市民の理解促進に取り組んでいます。 これまで開催してきた府民向けセミナーについて、令和5年度から区域整備計画の説明と質疑応答に特化した「説明会」として、府内各地で開催しているところです。 当日参加できなかった方に向けては、説明会の概要が分かるよう、当日配布した説明資料をはじめ、職員からの説明や質疑応答の要旨、アンケートによる追加質問への回答など、大阪府のホームページ上に掲載しています。 また、区域整備計画の説明動画についてもホームページ上に掲載するなど、説明会に参加できない場合でも、その内容が分かるよう情報の発信に努めており、配信することは考えていません。 開催にあたっては、報道機関への発表やホームページへの掲載のほか、府政だより、大阪府・市のSNSへの投稿、府市関連施設等でのチラシの配架など、様々な広報媒体を活用し、周知に努めています。	
担当	I R推進局 企画課 総務・企画G 電話：06-6210-9236

番号	2. (5)		
項目	スマホで簡単にギャンブルができる状況になり被害が拡大しています。ギャンブル依存が疑われる者の割合の調査結果を踏まえ、直ちにギャンブル依存症対策の強化と予算の増額をしてください。 (回答) 令和6年度に行った大阪府民の「健康と生活に関する調査」において、SOGS (※1) を用いて、過去1年間以内のギャンブル等の経験等について評価を行った結果(※2)によると、「ギャンブル等依存が疑われる者(SOGS5点以上)」の割合の推計値は18歳以上の1.5%(1.2～1.8%)(※3)、「ギャンブル等依存のリスクがある者(SOGS3点～4点)」の割合の推計値は、1.6%(1.3～2.0%)となっております。 (※1) SOGS(The South Oaks Gambling Screen)は、アメリカのサウスオーク財団が開発した病的ギャンブラーを検出するための自記式スクリーニングテストです。ギャンブル障害に関する国内外の疫学調査で数多く採用されています。16問(うち4問は得点対象外)の質問で、得点範囲は0点～20点となります。本調査は、合計5点以上の者を「ギャンブル等依存が疑われる者」、合計3点～4点の者を「ギャンブル等依存のリスクがある者」としています。 (※2) 過去1年間でギャンブル等の経験がある者のうち、SOGSの質問項目に全て回答した者を対象としています。 (※3) 数値は年齢調整後の値。()内は95%信頼区間：同一の標本調査を100回行った場合、そのうち95回で推計値がこの範囲内となる区間を表します。 大阪市では、2025(令和7)年度においても、ギャンブル等依存症対策に関連する予算を下記のとおり計上し、引き続きギャンブル等依存症対策に取り組んでいます。 なお、ギャンブル等依存症対策などカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置については、IR整備法に基づき区域整備計画に定め、お示ししております。 <2025(令和7)年度当初予算> ■依存症対策支援事業(68,521千円) ・アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症者に対する相談支援等の実施 ・ギャンブル等依存症に係る実態把握調査の実施 ・高校生等向けギャンブル等依存症予防啓発 ・SNSによる依存症相談事業「依存症ほっとライン」の実施 ・地域支援人材養成事業の実施 など		
担当	健康局 健康推進部	こころの健康センター	電話：06-6922-8520
	IR推進局 企画課	総務・企画G	電話：06-6210-9236

番号	2. (6)			
項目	カジノ事業者だけを特別扱いする夢洲 3 区の土壌改良費の公費負担をやめ、地盤沈下対策費用なども負担しないでください。 (回答) 土壌汚染対策や液状化対策等の土地課題への対応については、大阪 I R が国際観光拠点の核となる大規模集客施設であることから、I R 事業用地としての適性確保が必須であり、土地に起因する所有者としての責任に加えて、大阪臨海部のまちづくりなどの政策的な観点も踏まえ、土地所有者として大阪市が負担するものです。 I R 施設に必要となる地盤沈下対策については、建物建設時及び開業後の対応ともに、事業者において適切に実施するものです。 また、市が使用した埋立材の原因により、通常の想定を著しく上回る大規模な地盤沈下や陥没が生じた場合を除いて、市が費用負担を行わないこととしています。 なお、夢洲・咲洲・舞洲等の埋立地において、そのような事象が生じた事例は把握しておらず、I R 用地においても、そういった事態が生じる可能性は極めて低いものと認識しています。			
担当	I R 推進局	推進課	調整 G	電話：06-6210-9235
	大阪港湾局	営業推進室	開発調整課	電話：06-6615-7815

番号	2. (7)
項目	カジノ用地の賃貸契約について価格を決める過程で大阪市と複数の不動産鑑定事業者の間での官製談合疑惑が明らかになっています。隣接地の関電夢洲変電所の土地価格が33万円/1㎡なのにカジノ用地は12万円/1㎡という格安価格は不当です。格安賃料での契約を撤回してください。
(回答) I R用地の不動産鑑定を行う過程で、本市として鑑定業者4社に対して不当な示唆、誘導及び指示をした事実はなく、鑑定業者各々が自らの職責をもって判断しています。 I R用地の土地価格については、不動産鑑定業者4社に鑑定の依頼を行い、それぞれの鑑定業者が責任をもって適正に鑑定したものであり、不動産鑑定士、弁護士、会計士など第三者の専門家の委員で構成される不動産評価審議会の審議を経て妥当と判断され、大阪市戦略会議において、I R事業者の提案募集条件の基礎価格として12万円/㎡とされました。 上記のとおり、適正な手続きを経て設定したものですので、契約を解除する予定はありません。 なお、近接地の関西電力変電所については、現在交渉中の事案であることから、回答を控えさせていただきます。	
担当	大阪港湾局 営業推進室 販売促進課 電話：06-6615-7799 I R推進局 推進課 調整G 電話：06-6210-9235

番号	3. (1)		
項目	緊急時に十分役割が発揮できるよう専門職をふくめた職員体制を確保してください。その際は非正規職員ではなく、正規職員の増員を行なってください。		
(下線部について回答)			
本市では、災害時に職員が行うべき分掌事務を定めるとともに、応急対策活動を迅速かつ的確に行うために必要な職員の動員体制や動員基準を定め、平時から訓練に努めています。 さらに、災害時に備えて他の行政機関と相互に救援協力する体制を構築している他、民間企業等からも必要な協力を得るため各種協定を締結しています。 また、本市では、令和6年3月に策定した「新・市政改革プラン」のもと、スリムで効果的な業務執行体制の構築に努めておりますが、技能労務職員以外については、本市重点施策の推進に係る増員や臨時的増員等、市長が特に必要と認める場合には、職員数を増員し、対応しています。 技能労務職員については、「民でできることは民で」という考えのもと、将来にわたって必要最低限となる職員数を適宜精査し、委託化、効率化を図りながら、削減を進めていますが、災害時対応など公の責任を果たすという観点から、将来にわたって直営が必要となる部門において、職員の高齢化や技術の継承等の課題を踏まえ、令和5年度より採用を再開し、現在も継続しています。 また、複雑化・多様化する行政需要への柔軟な対応などを図るため、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や、特定の学識・経験を要し常時勤務を必要としない業務、臨時の業務等については、任期付職員や会計年度任用職員、臨時的任用職員等の活用を図っております。			
担当	総務局 人事部 人事課（人事担当） 電話：06-6208-7431 危機管理室 危機管理課（庶務担当） 電話：06-6208-7379		

番号	3.(2)
項目	公共施設・学校・避難所・災害拠点病院などの、自然エネルギー発電設備・蓄電設備などの設置の計画を持ち、さらに促進してください。
(回答) 本市では、再生可能エネルギーの普及拡大やエネルギー消費の抑制など、令和 12 年度(2030 年度)までに大阪府・大阪市が一体となって取り組むエネルギー関連施策の方向性を示した「おおさかスマートエネルギープラン」を令和 3 年(2021 年)3 月に大阪府とともに策定し、新たなエネルギー社会の構築に向けた取組を進めています。 避難所や防災拠点を含む市有施設等への再生可能エネルギーの導入については、令和 6 年度末時点で、太陽光発電は 263 か所、水力発電は 3 か所、廃棄物発電は 6 か所、下水消化ガス発電は 6 か所あり、令和 7 年(2025 年)3 月には「本市施設等への太陽光発電の導入方針」を策定し、2040 年に設置可能な市有施設等の 100%に太陽光発電設備の導入の実現を目指して導入を進めています。 今後も、民間事業者との連携を図りながら公共施設等への再生可能エネルギー発電設備の設置に取り組んでまいります。	
担当	環境局 環境施策部 環境施策課(エネルギー政策担当) 電話：06-6630-3483

番号	3.(3)
項目	太陽光パネルなど自然エネルギー発電・蓄電設備のための補助金制度をつくってください。
(回答) 本市では大阪府と共同で、平成 25 年（2013 年）4 月 1 日に「おおさかスマートエネルギーセンター」を設置し、国の補助金等の支援制度（創エネ・蓄エネ・省エネ）についての情報を収集し、ご案内しています。また、同センターにおいては、太陽光パネル設置普及啓発や創エネ・省エネ等に関する市民・事業者の相談窓口業務、太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業を行うなど、太陽光発電の普及促進に努めています。	
担当	環境局 環境施策部 環境施策課（エネルギー政策担当） 電話：06-6630-3483

番号	3. (4)
項目	マイボトル用給水スポットを市庁舎、区役所・出張所・支所・図書館など公共施設や小中学校に設置をすすめてください。
(回答) 水道局の給水スポット「水色スイッチ」につきましては、水道水の安全性やおいしさを実感していただくとともに、マイボトルで水道水を飲むという環境にやさしいライフスタイルへの移行を提案することを目的として、市内6カ所に設置しています。 「水色スイッチ」につきましては、今後増産する予定はございませんが、様々なイベント等における水道局出展ブースでの広報活動やおおさかマイボトルパートナーズの一員としての取組において、マイボトルの利用促進・水道水の飲用利用の普及・啓発活動に努めてまいります。 新たな給水スポットの設置につきましては、官民施設を問わず、各施設管理者の判断により進めていくものと考えます。	
担当	水道局 総務部 総務課 電話：06-6616-5404

番号	3. (4) ①
項目	正規の教職員をふやしてください。
(回答) 教職員の定数につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「同施行令」に基づいて算定されており、国からの措置を受けて、教職員を配置しております。 教職員の増員につきまして、各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、今後も引き続き指定都市教育委員会協議会等を通じて、定数改善を国へ要望していくとともに、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	3. (4) ②
項目	市独自で小学校・中学校の全学年を 20 人以下学級にしてください。
(回答) 公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、通常学級については、小学校及び義務教育学校前期課程は 1 学級 35 人を標準とし、令和 7 年度までに段階的に改めていくこととされ、本年度より小学校 1 年生から小学校 6 年生まで 35 人を標準として学級編制を行っております。 なお、中学校及び義務教育学校後期課程は引き続き 1 学級 40 人が標準とされており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。	
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9114

番号	3. (4) ③
項目	学校選択制を中止し、小・中学校の統廃合や小中一貫校計画はやめてください。 (回答) 教育委員会では、大阪の教育力の向上、充実を図り、教育の振興を推進し、子どもたちの最善の利益を図るため、また子どもや保護者の意向に応えていくため、学校選択制の制度化と指定外就学の基準拡大を方向性とする「就学制度の改善について」を平成 24 年 10 月に策定いたしました。 この方針のもと、平成 26 年度入学より順次、各区長が子どもや保護者を中心とした区民及び区内の学校長等の意見を丁寧にお聴きした上で検討を行い、区の実情や区民の意向に即した方針案を策定し、教育委員会会議の議決を経て、学校選択制を実施しております。学校選択制は、平成 26 年度入学者より一部の区において開始し、平成 31 年度入学者からは全区実施となっております。 令和 5 年 3 月には学校選択制にかかる検証報告書において検証の取りまとめを行いました。学校選択制は多くの保護者から良い制度であると評価されていることから、今後とも制度実施は必要と考えております。 この検証をもとに、学校の負担を軽減し、子どもたちの最善の利益を図るため、今後とも学校、区、関係機関との連携を図りながら、学校選択制などの就学制度そのものが今後も良い制度となるよう取り組んでまいります。
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9114

番号	3. (5)
項目	教育の一環で実施している学校給食は、国産の安全な食材を使ってください。国産米を確保し、米飯給食の回数をふやしてください。
(回答) 本市の学校給食に使用する食材は、生産量や価格といった流通の事情により外国産食材である場合もございますが、基本的には国産食材を調達するよう努めております。また、米飯については、国産米を使用しており、主食については、教育の一環である学校給食を通して食事の重要性への理解を深めることができるよう、多種多様な食品を提供する観点から、現在のところ米飯を週3回、パンを週2回提供しております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143

番号	3. (6)
項目	入学などにともなう必需品の費用の補助制度を市として創設してください。
(回答) 大阪市立の小学校・中学校及び義務教育学校に通う児童生徒について、経済的な理由により就学の機会がさまたげられることのないよう、「大阪市児童生徒就学援助規則」を定め、就学援助制度を実施しています。 就学援助制度では、児童生徒が1学年又は義務教育学校の7学年である場合、入学準備のための経費を支給しています。 【参考】 令和7年度 入学準備補助金支給額 小学校1学年又は義務教育学校1学年 57,060 円 中学校1学年又は義務教育学校7学年 63,000 円	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 電話：06-6115-7653

番号	3. (7)			
項目	不登校や発達に関する相談体制の充実を図ってください。小・中学校に一人以上の正規の専門職員を配置してください。			
(回答) 本市といたしましては、不登校児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立しないように、適切な情報把握や支援を受けられるようにすることが重要であるという認識のもと、令和6年4月より、学びの多様化学校である大阪市立心和中学校内に登校支援室「なごみ」を設置し、児童生徒・保護者・学校からの相談対応をはじめ、教育支援センターや保護者の会、フリースクール等の関係機関との連携を進めております。併せて、保護者の不安を和らげられるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携して保護者を重層的に支援するよう取り組んでおります。 今後も引き続き、児童生徒及びその保護者に必要な情報をわかりやすく提示できるよう周知の工夫に努めてまいります。 発達に関する相談体制として、特別支援教育に関する巡回指導を実施し、各校園からの相談ニーズに応じ、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士等が学校園を巡回し、各専門領域からの助言を行っております。 つぎに、教育委員会ではこれまでも各学校の実情を精緻に把握し、特にきめ細かな指導が必要とされる学校につきましては、学習指導上、生徒指導上又は進路指導上の特別な配慮を行うために国から措置される「児童生徒支援加配」を活用することで、対応を行っているところです。 また、令和7年度より文科省においては、急増する不登校やいじめ等に対応するため、中学校における生徒指導担当教師の配置が拡充されました。国からの加配措置状況を踏まえ、対応人員の配置に努めてまいります。				
担当	教育委員会事務局	指導部	教育活動支援担当	電話：06-6208-9174
	教育委員会事務局	指導部	インクルーシブ教育推進担当	電話：06-6327-1009
	教育委員会事務局	教務部	教職員人事担当	電話：06-6208-9125

番号	3. (8)				
項目	4 月から標準家庭で関西電力の電気代が前月比 4 6 5 円、大阪ガスのガス代が 1 4 1 円の増と、米価を含め異常な物価高が続いて市民の生活が困窮しています。 <u>市民の生活を守るため上下水道料金の基本料金を減免してください。</u>				
(下線部について回答) 本市では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民・事業者の生活を支援するため、上下水道料金の減額措置を実施します。 具体的には、国が令和 7 年 7 月から 9 月に実施する電気・ガスにかかる支援事業に引き続き、切れ目のない支援を行う観点から、本市と契約のある市民・事業者を対象に、令和 7 年 10 月検針分から 12 月検針分までの水道料金の基本料金 935 円、下水道使用料の基本額 605 円の減額を行います。					
担当	市民局	総務部	総務担当		電話：06－6208－7311
	水道局	総務部	お客さまサービス課	営業企画担当	電話：06－6616－5473
	建設局	総務部	経理課	下水道使用料担当	電話：06－6615－7545

番号	3. (9)
項目	熱中症対策の一つとしてクーリングシェルター施設が設置されていますが、行政区ごとの設置個所や利用可能児間等を区広報紙に記載し、区民が利用しやすいようにしてください。今後の増設計画もお示してください。
(回答) 本市では、「熱中症特別警戒アラート」発表期間中に暑さをしのぐための施設「クーリングシェルター」として、令和7年(2025年)5月23日現在で、市有169施設とその他96施設の合計265施設を指定しています。 行政区ごとの設置個所を示す地図や利用時間帯などを市ホームページに掲載するとともに、夏頃に区広報紙にも市ホームページにアクセスできるQRコードを掲載しております。 さらに、福祉等関係団体や環境事業センターにおける「ふれあい収集」(ごみの持ち出しが困難な方々を対象として、環境局の職員がご家庭までごみの収集にうかがうサービス)時にも、区ごとの設置個所や利用時間帯などを掲載したチラシを配付しております。 今後も、クーリングシェルターの指定を受けていただける民間施設を募集するなどして、施設数の拡充を図ってまいります。	
担当	環境局 環境施策部 環境施策課 電話：06-6630-3467

番号	3. (10)
項目	災害避難所の満たすべき基準を定めた「スフィア基準」の必要性から、政府の自治体向けガイドラインが改定されました。これによれば大阪市の避難所はすべての面で大きく立ち遅れています。一人当たりの居住空間、男女別トイレ数、冷暖房設備、簡易ベッド・テントの備蓄数、水の確保、トイレカー・キッチンカーなどです。政府の財政的援助が必要ですが、今後の大阪市の取り組みはどうなっていますか。可及的速やかに着手してください。
	(回答) 本市では、令和6年能登半島地震における被災状況や、被災地での支援を通じて明らかになった本市における防災対策の課題を整理し、避難所の整備や備蓄物資の拡充など、必要な取り組みに着手しています。 これらの課題は、大阪市災害等支援対策本部会議において整理されており、資料は本市ホームページに掲載しています。(参考ホームページ) また、国及び大阪府の計画やガイドライン等の改定を踏まえ、避難所生活の質の向上を図るため、スフィア基準を参考としながら、引き続き防災対策の一層の強化推進に努めていきます。
担当	危機管理室 危機管理課（庶務担当） 電話：06-6208-7379

番号	3. (11)
項目	医療機関の倒産・休廃業が過去最多を記録するなか、病床を削減する病院に1床につき410万円の給付金を出す「病床数適正化支援事業」への申請が、医療機関が提出した計画書では5万床に達しており、今後も増える見通しとされています。コロナ禍では高度急性期・急性期の病床不足などが問題になりましたが、その体制・機能のさらなる縮小は高齢者をはじめ国民に大きな不安を与えます。患者を「入院から在宅へ」転換する「新たな地域医療構想」は医療体制をさらに縮小させます。大阪市の現状の取り組みについて教えてください。
(回答) 大阪市は市域全域が1つの二次医療圏となっており、市域の病床数は、令和6年10月現在、基準病床数25,001床に対し、既存病床数が30,868床と大きく上回っていることから、病院の新設や増床は原則できませんが、基準病床数は病床の増加を抑制する基準であることから、医療機関に病床削減の義務が課されるものではありません。 このため、本市では、医療法第30条の4に基づく「大阪府医療計画」により、初期救急や小児・周産期医療体制をはじめ、地域の実情に応じた医療提供体制を確保するため、保健医療協議会等での意見を踏まえながら、大阪府と連携し、地域医療提供体制の構築に取り組んでいます。 また、高齢化の進展等に伴う今後の在宅医療の需要の増大を見据え、退院支援や急変時の対応等、在宅医療を支える医療機能の確保についても、地域の実情を踏まえて、大阪府と連携し取り組みを進めています。	
担当	健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9940

番号	3. (12)
項目	公租公課や生命保険料・新聞代など毎月支払いが多いのに、昨今の異常な物価値上げで、隔月の年金支給では2カ月目の生活がより一層大変です。300兆円もの年金積立金の10万分の1もあれば毎月支給にすることが可能ではないでしょうか。実現できるよう国に強い働きをしてください。
(回答) 公的年金制度は、世代間の相互扶助精神に基づき、老後や万一の場合の健全な国民生活の維持向上を目的として国において運営されています。 現在、国においては、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための措置等の実施を推進するとともに、必要な検討等を行っています。公的年金制度についても、既に成立した関連法の着実な実施に加え、年金制度のあり方等について検討しています。 本市としては、その推移を見守るとともに、老齢基礎年金の支給額の改善を検討するよう、「政令指定都市国保・年金主管部課長会議」を通じて国へ要望しており、今後も引き続き要望を行ってまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（管理） 電話：06-6208-7977

番号	3. (13)		
項目	都市部で訪問介護事業所が増えているのは、主にサ高住など集住型の施設を回る事業所です。小規模事業所は介護報酬引き下げで新しいなり手がおらず、利用者のニーズにこたえられなくなってきたり、介護保険制度の根幹を揺るがす深刻な事態が進んでいます。保険料は上がり続け、給付は下がり続ける上に利用できる訪問介護事業所が少なくなるのは、被保険者から見れば詐欺です。まずは日本一高い保険料に公費を入れて下げ、介護認定審査を 30 日以内で行うなど介護保険制度導入時に立ち返るべきです。 (下線部について回答) 介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるために創設された社会保険制度であり、50%の公費負担と 50%の保険料負担により制度設計されており、受益と負担の関係から、多くの方がサービス利用されれば保険料も上がる仕組みとなっております。 介護保険料を引き下げるために一般財源を投入することは、健全な介護保険制度の運営と財政規律の保持の観点から適当ではないと国から見解が示されております。 本市の介護保険につきましても、この国の見解に沿った運営を行うとともに、制度を長期的に安定して運営するため、国の負担割合の引上げなど必要な財政措置を講じるよう、機会あるごとに国に要望しているところです。 次に、要介護認定申請に対する処分は、介護保険法第 27 条に基づき当該申請を受理してから 30 日以内に行う必要があり、また、その遵守に向けた注力は保険者としての務めであると考えております。 本市におきましては、申請受領後結果が出るまでの期間の短縮のため、要介護・要支援認定事務を委託している事業者に対し、申請受領後速やかに調査依頼及び意見書作成依頼を行うとともに、依頼後 15 日を経過しても回答がない場合には速やかに督促を行うなど、進捗管理の徹底を指示しています。 また、認定調査業務の委託事業者については、複数の事務受託法人や居宅介護支援事業者へ委託を行い、本市からの調査依頼後 10 日以内の調査完了を指示しているところです。 引き続き法定期間で適正な要介護認定を行うよう取り組んでまいります。		
担当	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（管理 G） 電話：06-6208-8016
	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（認定 G） 電話：06-4392-1727

番号	3. (14)
項目	大阪市の責任で市民の交通権を守るためにコミュニティバスを運行してください
(回答) 現在、大阪シティバス株式会社が運行するバス路線については、市域内における必要な輸送サービスを将来にわたり持続的・安定的に提供していくため、旧交通局が各区と調整し、利用動向に応じた見直しを全市的に行い、平成 26 年 4 月に設定したものです。 市域内は鉄道を中心に民間事業者のバス路線も含めた交通ネットワークが網羅されており、利用に応じた輸送サービスは確保できていると考えています。	
担当	都市交通局 バスネットワーク企画担当 電話：06-6208-8895

番号	3. (15)
項目	大阪市の責任で公園の便所を清潔に維持管理すること。特に大便器は洋式に切り替えること。
(回答) 公園のトイレは、来園者が公園を快適に利用するための便益施設ではありますが、一方で、屋外にあり、無人管理で、不特定多数の方が常時自由にご利用できるという性質の施設です。そのため、汚損やいたずら等により施設が破損されるケースも発生しておりますので、定期的な清掃を行うとともに不具合等の発生状況に応じて修繕を行っております。 また、大便器の洋式化については、給排水等の設備配管の交換やトイレブースの割付の変更など大規模な改修が必要となることから、利用実態、施設配置状況、予算状況等様々な観点を踏まえた上で、検討してまいります。	
担当	建設局 公園緑化部 公園課 電話：06-6615-6769

番号	3. (16)
項目	後期高齢者医療被保険者証の有効期限は2025年7月31日までですが、厚生労働省は「マイナ保険証」の保有にかかわらず、一斉に1年間有効の「資格確認証」を交付するとしています。75歳以上のマイナ保険証の利用率は「相対的に低い状況だ」と言われていますので、2026年7月1日以降も同じ取り扱いにならざるを得ないと思いますが大阪市の対応をお教えてください。
(回答) マイナンバー法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年12月2日以降、保険証は新たに発行されなくなり、医療機関で受診等する際は、保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」といいます。）を基本とする仕組みに移行しました。 法令等においては、各保険者は、マイナ保険証をお持ちの方には、ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には、引き続き保険診療を受けられるよう世帯主の申請に基づき「資格確認書」を交付することとされています。 ただし、後期高齢者医療制度においては、令和7年4月の厚生労働省通知に基づき、令和8年8月の一斉更新までの暫定的な措置として、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、被保険者全員に資格確認書を交付することとされました。 本市におきましても、当該通知に基づき、同様の運用を行っているところです。 本市といたしましても、国に対して、マイナ保険証を基本とする趣旨やメリットについて丁寧に説明し、制度の周知を進めることを求めるとともに、引き続き市民の方々に安心して「マイナ保険証」をご利用いただけるよう、丁寧な広報・周知に努めているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険） 電話：06-6208-7997

番号	3. (17)
項目	自衛官の募集のために、子どもたちの名簿を本人の同意なしに提供しないでください。また、「除外申請」ができることもひろく知らせてください。
(回答) 防衛大臣が行う自衛官等募集事務は、自衛隊法第 29 条第 1 項及び第 35 条の規定に基づくものであり、また、自衛隊法施行令第 120 条において、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定されているところです。 このため、自衛隊への住民基本情報の提供については、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法）第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」に該当するものと解され、自衛隊法及び自衛隊法施行令の規定の趣旨に基づき、本市の保有個人情報である住民基本台帳記載事項のうち、氏名、生年月日、性別及び住所について、防衛大臣に提供を行っております。 本市から提供した上記の情報については、個人情報保護法において、行政機関におけるその保有・利用等について適切な取扱いを行うことが規定されており、加えて、本市と自衛隊の間で、目的外利用等の禁止や利用後の廃棄措置等を詳細に定めた覚書を交わし、より一層確実な個人情報保護を図っています。 自衛隊への個人情報の提供を望まない方については、申出いただくことにより、提供する情報から除外する措置を行っております。除外申出の方法や期限等につきましては、本市ホームページや SNS、各区役所窓口等でのチラシや除外申出書の配架、庁舎内のポスター掲示、各区広報紙への記事掲載等により案内しております。多くの市民に除外の申し出に関する情報が行き届くよう、引き続き広報周知に取り組んでまいります。	
担当	市民局 総務部 住民情報担当 住民情報 G 電話：06-4305-7345

番号	3. (18)
項目	教育、市民生活、<u>防災活動への自衛隊の参加や、防災の名を借りた自衛隊の広報PR活動</u><u>をしないようにしてください</u>
(下線部について回答) 大規模災害発生時において市民の安全安心を確保するためには、消防、警察、自衛隊等の防災関係機関が密接な連携をとり、災害活動にあたることが不可欠と考えています。 今後も、大規模災害発生時において、自衛隊を含む防災関係機関との連携は必要と考えていますので、ご理解とご協力をお願いします。	
担当	消防局 企画部 企画課 電話：06-4393-6056

番号	3. (18)
項目	教育、市民生活、<u>防災活動への自衛隊の参加</u>や、防災の名を借りた自衛隊の広報PR活動をしないようにしてください
(下線部について回答) 近い将来発生が危惧されている南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時は、本市の人的、物的資源だけでは適切な応急対策を実施することが困難な場合が想定されるため、消防、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携し、市民の安全安心を確保しなければなりません。 大規模災害発生時において、助けを求める人の命をつなげるためには、活動方法や連携について、防災関係機関が相互に把握しておく必要があります。 そのために、本市では各種防災訓練等を消防、警察、自衛隊等の防災関係機関と合同で実施することで、相互の連携を確認しているところですので、ご理解とご協力をお願いいたします。	
担当	危機管理室 危機管理課（応急対策担当） 電話：06-6208-9808

番号	4. (1) ①
項目	区政会議を充実させ、現在の行政区の権限や財源を拡充してください。
(回答) ○「区政会議を充実させ、」について 区政会議につきましては、各区で地域の状況に応じた運営をすることを基本とすることから、区長が区民の意見やニーズを把握するため、また、区民が区政運営に参画し評価するために、適切な運営を行っていくことが重要であり、これをふまえ、区政会議の運営の基本となる事項に関する条例のもと運営を行うとともに、委員に対して、直接アンケート調査を実施し、その結果をふまえ、区政会議の改善に取り組むなど、各区においては、より効果的な会議運営に向けた PDCA を実施し、区政会議のさらなる充実に向け取り組んでいるところです。 ○「現在の行政区の権限や財源を拡充してください。」について ニア・イズ・ベターの観点から、区内の基礎自治に関する施策や事業についての決定権を局から住民により身近な区長に移譲し、24 区一律ではなく、区長の権限と責任で、各区・各地域の事情や特性に即した施策や事業を総合的に展開できるよう、24 区体制のもとで、できる限り区長の決定権の拡大を図ってきたところです。	
担当	市民局 区政支援室 区行政制度担当 電話：06-6208-9861

番号	4. (1) ②
項目	区政会議の公募委員の定数を増やし、女性の参画がせめて3割以上になるようにしてください。
(回答) ○「区政会議の公募委員の定数を増やし、」について 区政会議につきましては、各区で地域の状況に応じた運営をすることを基本とすることから、区長が区民の意見やニーズを把握するため、また、区民が区政運営に参画し評価するために、適切な運営を行っていくことが重要であり、これをふまえ、「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」が、区政会議の基本的な事項を定める趣旨として定められています。 区政会議の委員については、本条例第4条第3項において、区政会議に区民等の多様な意見を反映させる観点から、区政会議の委員の選定にあたっての区長の配慮義務を明記する趣旨として、「区長は、委員の選定に当たっては、公募を活用するなどその構成が区民等の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。」と定められています。本市としましては、これまで区政運営に関心がなかった区民の方、これまで熱心に地域活動を行いながら地域を支えていらっしゃる区民の方、いずれにかかわらず、これから、より積極的に区政に参画したいという方の存在が大切であることから、委員の公募は意義のあるものでございます。 従いまして、多様な意見を反映するとともに会議運営の客観性・透明性を担保するため、「区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則」第3条第2項におきましては、公募等（広く区民等のうちから委員を選定する手続）による委員の定数について、委員の定数の1割以上とすることが定められています。 以上の条例・規則の趣旨をふまえて、区政会議の委員の選定につきましては、区長が、各区における地域の状況をふまえ、幅広く多様な区民等の意見が適切に反映されるよう、公募委員の割合も含め、バランスのとれた人選を行うことが重要であると考えております。 ○「女性の参画がせめて3割以上になるようにしてください。」について 本市におきましては、「男女共同参画基本計画」で「あらゆる分野における女性の参画拡大」を掲げており、区政会議につきましても、各区において、取組を進めています。	
担当	市民局 区政支援室 区行政制度担当 電話：06-6208-9861

番号	4. (2) (3)
項目	(2) 区役所業務の民間委託について、費用対効果を含めて検証し、その内容を公開してください。昨年の回答で「費用対効果の検証や委託事業車名及び委託費の推移にかかる資料について情報提供の依頼をいただいたら制度に則り提供する。」と回答されていることから情報の提供を要望します。 (3) 区役所窓口業務を直営に戻すとともに職員を増員し、窓口の混雑緩和、市民が安心して手続きできる窓口にしてください。
(回答) 大阪市では、民間委託が可能な窓口業務についての委託化に取り組んでおり、平成 25 年 2 月から住民情報窓口業務の民間委託を開始し、令和 7 年 6 月時点で、全区役所（及び 1 出張所）において当該窓口業務の民間活用を行っています。 本委託事業の効果検証については、各区の住民情報窓口への来庁者アンケートによる満足度調査でも安定して高評価を得ており、民間の顧客対応スキルにより窓口での接遇・接客が一層親切・丁寧なものとなり、また、窓口の繁閑に応じた柔軟な人員の配置を行うといった効率的な運営体制を組むことができる等、民間事業者が有するノウハウの活用を最大限に引き出すことで、区民サービスの向上と効率的な業務運営の実現を図るものとして評価しております。 また、直営を想定した場合の必要経費と比較しても、委託による財政効果額は認められるものと評価しておりますが、年々効果額は縮小傾向にあると認識しております。 なお、費用対効果の検証や委託事業者名及び委託費の推移にかかる資料については、7 月 14 日に情報提供の制度に則って提供させていただきました。 民間委託の強みを活用しながら、市民が不便を感じることなく、安心して手続きできる窓口として事業を持続可能なものとしていくよう、継続して検証を行い、窓口業務運営の安定性の確保に努めてまいります。	
担当	市民局 総務部 住民情報担当 電話：06-4305-7345

番号	4. (4)
項目	区役所によっては3～4割近くが非正規職員になっていますが、現行体制で災害発生時に対応できると考えているのでしょうか。昨年の回答では「職員の適正な配置に努める」とされていますが、適正な配置とはどういう状態を言うのでしょうか。
(回答) 本市では、令和6年3月に策定した「新・市政改革プラン」の下、スリムで効果的な業務執行体制の構築に努めており、人事配置においては、全市的な組織のスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、必要な人員の確保及び適正な配置を行うことで、防災を含め、様々な市政課題や複雑化・多様化する市民ニーズに適切に対応することができるよう努めています。 なお、本市では地震等の発生時、災害の状況に応じた動員体制を取っており、その中でも、休日及び勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した際、区役所の区災害対策本部・避難所等設置運営のため、全所属から市内居住者及び隣接市のうち各区役所の近辺に居住する職員約1,000名を直近参集者・協力参集者として指定し、該当する区役所に参集することとしています。	
担当	総務局 人事部 人事課 (人事G) 電話：06-6208-7431 危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-9808

番号	4. (5)
項目	近年増えている線状降水帯による長時間続く豪雨について、防災・減災対策、発生時の対応、<u>市民周知</u>はどうなっているか教えてください。
(下線部について回答) 大阪市では、気候変動による将来の降雨量増加に対して、新たな浸水対策計画を策定し、ポンプ場の建設や大規模な下水道幹線の整備などを、重点施策として引き続き取り組んでいます。また、近年の局地的大雨により浸水被害が発生した地区に対しては、地域の特性に応じた局地的な浸水対策として、ますの増設や枝線管渠のネットワーク化などの「ハード対策」を図っています。 「ソフト対策」としては、市民の皆様と協力して浸水被害を軽減させることを目的とした自助・共助の取り組みも重要であると考えており、水害ハザードマップの全戸配布や、雨水の家屋浸入を防ぐ「土のう」の貸し出し、雨水の流出抑制及び雨水の利用を目的とした雨水貯留タンク設置費の助成等を実施しています。	
担当	建設局 下水道部 調整課 事業計画担当 電話：06-6615-7594

番号	4. (5)		
項目	近年増えている線状降水帯による長時間続く豪雨について、防災・減災対策、発生時の対応、市民周知はどうなっているか教えてください。		
(回答) 大雨に対する防災・減災対策、発生時の対応等については、「大阪市水害ハザードマップ」により周知しており、また浸水想定区域図を「マップナビおおさか」でも確認できるようにしています。 令和5年6月に大阪市防災アプリをリニューアルし、災害発生前の気象情報や防災情報、災害発生後も迅速かつ的確に避難が行えるよう開設された避難所の情報等を確認できるようにしています。			
担当	危機管理室	危機管理課（防災計画担当）	電話：06-6208-7384
	危機管理室	危機管理課（庶務担当）	電話：06-6208-7379

番号	4. (6)
項目	水道事業の民営化を「民間化を行う予定はない」という考えに変わりはありませんか。また浄水場等の統廃合は行わないでください。 (回答) 現在、大阪市では、水道事業の運営全般を民間に委ねるという趣旨での、いわゆる「民営化」を行う予定はございません。 大阪市では、今後の水需要に加え、事故及び災害時にも安定供給を継続するために必要な予備力を見込んだ上で、柴島・庭窪・豊野の3つある浄水場の分散配置のメリットと現状の送・配水ネットワークを活用していく観点から、現状 243 万 m³/日（守口市分含む）を有する浄水施設能力を 163 万 m³/日（守口市分含む）に浄水場毎の適正規模化を進める予定としていますが、浄水場自体の統廃合は行いません。
担当	水道局 総務部 企画課 電話：06-6616-5410 水道局 工務部 計画課 電話：06-6616-5512

番号	4. (7)
項目	「災害に強い水道にむけた防災・減災計画、復旧対策の強化をしてください。」「大阪市水道施設整備中長期計画」に基づく取り組みの進捗状況はどうなっていますか。先日、大阪市の管路更新の目安とされている年月に到達していない水道管から水漏れが起きましたが、今後の管路更新の方針についてどうされるつもりですか。
(回答) 大阪市では、令和6年5月に策定しました「大阪市水道施設整備中長期計画」(以下、「本計画」という。)において、今後の水道施設の整備に関する基本的な考え方を示しており、地震や風水害の発生に備えて、取・浄・配水場や水道管の耐震化、停電対策としての施設運転用自家発電設備の整備、浸水対策としての施設の耐水化など、災害発生時においても被害を軽減するための取組を進めることとしています。 具体的には、本計画のアクションプランである「大阪市水道施設基盤強化計画【改訂版】」に基づき、各種の施設整備を進めており、進捗状況については経営戦略及び局運営方針、決算レポート(以下リンク先参照)を公表しております。 (経営戦略) 大阪市水道局：「大阪市水道経営戦略(2018-2027)【改訂版】」の取組の進捗の状況(経営情報>経営戦略等)(osaka.lg.jp) (局運営方針) 大阪市水道局：運営方針(経営情報)(osaka.lg.jp) (決算レポート) 大阪市水道局：大阪市水道局決算レポート(旧アニュアルレポート)(...>財務>その他の財務)(osaka.lg.jp) また、管路更新の考え方については、本計画において、経年化対策として管種別の使用可能年数に基づき、更新することとしています。具体的には長期の更新需要を踏まえ使用可能年数を超過した管路が最小限となるよう、更新ペースを設定しており、口径400mm以上の基幹管路は年8km、口径400mm未満の配水支管は年45kmで更新を行うこととしています。 なお、管種別に定めた使用可能年数の設定にあたっては、本市独自で管体や土壌のサンプルデータをもとに統計的に定めた年数等であることから、埋設土壌によって上振れあるいは下振れする変動要素があります。そのため、使用可能年数を迎える前に漏水する場合もあるため、その際は、漏水原因を究明した上で、漏水した水道管の路線について取替等の必要性を検討するとともに、漏水事故の原因を分析・蓄積することにより、使用可能年数の設定など、整備計画を見直しする際に活用していきます。 また、災害時に断水した場合は、応急給水や応急復旧を行うことになりますが、これらに要する資材(仮設水槽、ポリ袋、管材料等)を備蓄しています。さらに「公益社団法人 日本水道協会」による相互応援体制、東京都などの19大都市をはじめ近隣事業者との災害時における応援協定や民間事業者との協力に関する協定等を締結するとともに、これらの協定に基づいた訓練を実施することで、災害時における対応力強化に取り組んでいます。	
担当	水道局 工務部 計画課 電話：06-6616-5512

番号	4. (8)
項目	「安心・安全は水の提供にむけ水質の監視・検査を強化してください。」水道からも PFAS 等の検出が全国各地で起こり、社会問題となっています。大阪市として、独自の基準設定や検査体制、検査の強化の考えはありますか。
(回答) 水道局では、水源から浄水場を経て給水栓（蛇口）に至るまでの総合的な水質管理に関する計画として、「大阪市水道・水質管理計画」を作成し、実施しております。 具体的には、水源である琵琶湖・淀川の定期的な水質調査や事業所が淀川に排水する水の水質試験、各浄水場の処理過程ごとの水質試験を行い、水に含まれている汚濁物質を厳しく監視しています。また、蛇口の水については定期の水質検査と市内に設置した水質遠隔監視装置により、水質を連続的に監視しています。さらに、水道法に定められた水質基準項目はもとより、今後、もしその存在量が増加してきた場合、健康影響に懸念を及ぼす可能性のある物質にもいち早く注目し、浄水処理等での低減化対策についても常に研究しています。水質管理研究センターでは、最新鋭の設備と技術、たゆまざる研究により、水源から蛇口に至るまであらゆる角度から常にきめ細かな水質検査を行い、安心・安全な水道水の供給に万全を期しています。 また、水道局では水源である淀川や水道水等における有機フッ素化合物（PFAS）について、平成 17（2005）年度より実態調査を実施しております。 各浄水場における水道水のペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の濃度は国が定める暫定目標値を大きく下回っていることから、当局の水道水の安全性は確保されております。 今後も、安心して飲んでいただけるよう PFAS の監視を行うとともに、定期的に HP 等で PFAS の測定結果を報告し、安全な水道水をお届けします。合わせて国内外の動向についても把握し、十分な検査体制を維持していきます。 【参考】 大阪市水道・水質管理計画について https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000014736.html 大阪市の水道水における有機フッ素化合物（PFAS）の検出状況について https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000499786.html	
担当	水道局 工務部 水質管理研究センター 電話：06-6815-2365

番号	4. (9)
項目	水は命の源であることから<u>水道料金の引き下げ</u>又は減免制度を復活してください。 (下線部について回答) 本市の水道料金は、消費税制度の変更に伴うものを除くと、前回料金水準を引き上げた平成9年6月以降は、経営努力を重ねて、約25年間その水準を維持しています。 一方で、水需要の減少に伴い給水収益の減少傾向が続いていることや、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害への対策や老朽化した管路の更新など、施設整備のために多額の投資を長期にわたって継続する必要があることから、水道事業の経営環境は、今後ますます厳しいものになることが見込まれます。 そのため、現時点では水道料金の引き下げを行う予定はございませんが、今後も引き続き経常経費の抑制や給水収益の着実な確保など収支の改善に向けた経営努力を継続しながら、安全・安心で良質な水道水を将来にわたって安定的に市民・お客さまにお届けすることができるよう、「大阪市水道経営戦略(2018-2027)【改訂版】」の取組を着実に推進してまいります。
担当	水道局 総務部 企画課 電話：06-6616-5410

番号	4. (9)				
項目	<u>水は命の源であることから水道料金の引き下げ又は減免制度を復活してください。</u>				
(下線部について回答) 水道料金及び下水道使用料の福祉減免制度については、平成 24 年 7 月策定の市政改革プランに基づき、受益と負担の明確化など「施策・事業の聖域なきゼロベースの見直し・再構築」を行ったことから、平成 25 年 9 月に廃止いたしました。 現下の厳しい財政状況の中、市政改革プランの趣旨からも、福祉減免制度の復活や新たな助成制度の創設は困難ではありますが、将来にわたり安心・安全な市民生活に寄与する上下水道事業を構築してまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。					
担当	水道局 建設局	総務部 総務部	お客さまサービス課 経理課	営業企画担当 下水道使用料担当	電話：06-6616-5473 電話：06-6615-7545

番号	4.（9）
項目	水は命の源であることから <u>水道料金</u> の引き下げ又は <u>減免制度</u> を復活してください。
（下線部について回答） 大阪市では、「市政改革プラン」に基づき、平成 25 年 10 月に水道料金・下水道使用料の福祉減免措置を廃止し、真に支援を必要とする高齢者の方、障がいのある方等に対する支援施策へ再構築を行ってきたところです。 今後も、高齢者や障がい者等への支援施策等の充実に努めてまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課（企画） 電話：06-6208-7958

番号	4. (10)				
項目	夏季の上下水道の基本料金を減免してください。				
(回答) 水需要の減少に伴い給水収益の減少傾向が続いていることや、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害への対策や老朽化した管路の更新など、施設整備のために多額の投資を長期にわたって継続する必要があることから、上下水道事業の経営環境は今後ますます厳しいものになることが見込まれます。 そのため、現時点では夏季の上下水道の基本料金の減免を行う予定はございませんが、今後も引き続き経常経費の抑制や給水収益の着実な確保など収支の改善に向けた経営努力を継続しながら、将来にわたり安心・安全な市民生活に寄与する上下水道事業を構築してまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。					
担当	水道局	総務部	お客さまサービス課	営業企画担当	電話：06-6616-5473
	水道局	総務部	企画課		電話：06-6616-5410
	建設局	総務部	経理課	下水道使用料担当	電話：06-6615-7545

番号	4. (11)
項目	市税事務所化で市民は不便になりました。市民の利便性を後退させる行政区のブロック化は行わないでください
(回答) これまで本市では、ニア・イズ・ベターの徹底の観点から、各区の特性・実情に応じた 24 色の区政運営を推進するとともに、局が実施する事業についても、24 区共通する課題については、区長会議において、区・局が協議・調整しながら、一体的な行政運営を推進しています。 更なる効果的・効率的な行政運営、市民サービスの向上を追求するため、行政区域を越えた効率的な業務執行体制のあり方を検討してまいります。	
担当	市政改革室 行政改革担当 電話：06－6208－9765

番号	4. (12)
項目	区役所にある派出銀行は廃止しないでください 区役所にある派出銀行（以下「区役所派出銀行」といいます。）については、指定金融機関から、これまで無料であった運営に関する経費の有償化とあわせて、区役所派出銀行を廃止する方針を確定するよう要望を受けてきたところであり、本市では令和6年度から新たに経費を負担しています。 区役所派出銀行の利用状況が収納方法の多様化により減少傾向にあるなか、将来的な費用負担などを考えると、現行の運用のまま区役所派出銀行を継続し続けることは難しいと考えており、幅広く対応策について慎重に検討を進めてまいります。
担当	会計室 会計管理担当 電話：06-6208-8491

番号	4. (13)
項目	今年4月24日から府下全域で暑さ指数が35以上予測される場合、新たに「熱中症特別警戒アラート」が前日午後2時ごろに発表されます。外出やイベントの中止・延期などを検討するよう求められます。いよいよ夏季のエアコンの電気代の助成が必要になります。高齢者の命を守るためご検討ください。
(回答) 本市においては、例年、夏を迎える前に本市ホームページ、広報紙等を通じて熱中症予防のための情報等を掲載し、また、各区保健福祉センター、福祉局及び環境局が実施している高齢者宅等への訪問事業の際に熱中症予防についての注意喚起を行っております。 加えて本市全所属に対して、広く市民等に熱中症予防の啓発や注意喚起を依頼するなどの取り組みを強化し、とりわけ高齢者の総合相談機能を持つ地域包括支援センターや民生委員・児童委員、社会福祉協議会など広く関係団体にも協力を求め、見守りや声掛けなど、きめ細やかな対応をお願いしております。 今後とも、気象状況にも十分留意しながら、関係局において熱中症対策に取り組んでまいります。 (参考) 国において、「電気・ガス料金負担軽減支援事業」として、7月・8月・9月分の電気・ガス料金に対する補助が行われる予定です。	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8026

番号	4. (13)
項目	今年4月24日から府下全域で暑さ指数が3.5以上予測される場合、新たに「<u>熱中症特別警戒アラート</u>」が前日午後2時ごろに発表されます。外出やイベントの中止・延期などを検討するよう求められます。いよいよ夏季のエアコンの電気代の助成が必要になります。高齢者の命を守るためご検討ください。
(下線部について回答) 本市では、「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合は、HP・SNSやごみ収集車などの巡回広報で危険な暑さから自分と自分の周りの命を守るように情報発信するとともに、「熱中症特別警戒アラート」発表期間中に暑さをしのぐための施設「クーリングシェルター」として、令和7年(2025年)5月23日現在で、市有169施設とその他96施設の合計265施設を指定しています。 今後も、クーリングシェルターの指定を受けていただける民間施設を募集するなどして、施設数の拡充を図ってまいります。	
担当	環境局 環境施策部 環境施策課 電話：06-6630-3467

番号	4. (14)
項目	大阪市では「火葬待ち」はないのでしょうか。2040年には死亡者が全国で167万人になると予想されています。横浜市では平均すると5～6日待ちで斎場を1か所増設するそうです。「火葬待ち」が長引くと遺体の保管料や関係者の待機で葬儀費用が増加します。大阪市の現状と今後の計画をお教えてください。
(回答) 大阪市では、現在2～3日程度で火葬を行うことができる状況です。 一方、火葬需要が多くなる冬場は火葬待ちが長くなる傾向があり、特に令和7年1月には、全国的に死亡者数が急増し、大阪市においても最長9日の火葬待ちが生じたため、火葬受入終了時間を延長して1日あたりの火葬可能件数を増やす対応を行ってまいりました。 本市では、将来の火葬需要の増加及び施設の老朽化に対応するため、令和3年(2021年)6月に市立斎場の中長期的な整備計画である「大阪市立斎場整備事業基本構想」を策定し、昨年度から小林斎場の現地建替を進めており、火葬炉を現在の10炉から14炉へ増加させる予定です。 建替後の小林斎場については、令和10年(2028年)4月の供用開始を予定しており、その他の斎場についても順次整備を進め、年々増加する火葬需要に対応してまいります。	
担当	環境局 総務部 施設管理課(斎場霊園担当) 電話：06-6630-3137

番号	4. (15)
項目	「新・市政改革プラン」では、取組方針1の幼稚園・保育所・一般廃棄物のゴミ収集業務などの官民連携の推進はある程度読み取れますが、取組方針2や3は難解です。具体的にどう変わるのか明らかにしてください（要約を示していただければと思います）
(回答) ○取組方針2について 本市では、将来的な労働力不足や社会環境の変化に対応するため、限られた行政資源を最大限に活用し、効果的・効率的に行政運営を行い、市民サービスの向上をめざしていきます。 また、職員の業務効率化と質の向上を推進するとともに、多様化・複雑化する行政課題に対応できる専門性・行動力のある人材育成・支援に取り組めます。 さらに、環境負荷の低減に係り、温室効果ガスの排出削減を着実に推進します。 ○取組方針3について 本市財政は、職員数の削減及び市債残高の縮減などの市政改革の取組成果や、税収の堅調な推移もあり、財政健全化が進んでいますが、「今後の財政収支概算（粗い試算）【令和7年2月版】」では、試算期間を通じて収支不足が生じることが見込まれています。また、税収、金利・物価動向などの不確定要素が収支に大きな影響を与える可能性があります。 そこで、人員や施設のマネジメント、未利用地の有効活用に取り組んでいきます。 また、大規模事業等のリスク管理の更なる精度向上、未収金対策に加え、施策・事業の点検・精査を推進し、急激な社会環境の変化にも対応できるよう、持続可能な行財政基盤の構築をめざし、取組を進めます。 こういった取組により、将来にわたり豊かな大阪の実現をめざしていきます。	
担当	市政改革室 改革プラン推進担当 電話：06-6208-9885

番号	4. (16)
項目	大阪市の各種申請書等は元号だけでなく、西暦でも記入できるような書式にしてください
(回答) 年の表示方法について定めた法令等は存在しないものの、公的機関では従前から原則として元号が用いられ、本市においても各種申請書等における年の表示については、慣行として元号を使用しています。 一方で、事務の内容に応じて、西暦でも記入できるような取扱いとするなど、事務事業を所管する所属において適切に判断しているところです。	
担当	総務局 行政部 行政課（文書G） 電話：06-6208-7433

番号	5. < A > (1)
項目	感染症拡大防止の一環として、保育職場で働く全職員に検査キットを配布してください
(回答) 本市では、令和5年度に国の交付金を活用し、保育施設において感染者や感染者と接触があった者が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくための補助事業を実施しておりました。なお本補助事業では、施設が職員に対して行ったPCR検査等についても、補助の対象としておりました。 しかしながら、国の交付金が令和5年度で終了したため、本市の補助事業も終了しております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8665

番号	5. < A > (2)		
項目	<u>民間・公務問わず保育士、幼稚園教諭、学童保育指導員等の人材確保が困難な状況を解消するためにも、賃金の大幅な引き上げをはじめとした抜本的な処遇改善をおこなってください。また民間施設でもそれを可能とするための大阪市独自の支援策を実施してください。</u>		
(下線部について回答) 保育士の処遇改善は全国的な課題であるとともに継続的に実施する必要もありますので、国において推進されるべきものと考えております。処遇改善等加算のさらなる改善について、他都市と連携を図り、国に対して引き続き要望してまいります。 また、放課後児童クラブにおける放課後児童支援員の定着を図り、安定的・継続的な保育による質の向上及び児童の安全・安心な居場所を確保することを目的に「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施するとともに、放課後児童支援員に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、賃上げ効果が継続されることを前提として、収入を3%程度引き上げるための補助を実施しています。加えて、令和6年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準を新設し、補助を行っています。			
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課	こども青少年局 企画部 青少年課（放課後事業G）	電話：06-6208-8105 電話：06-6684-9559

番号	5. <A> (2)
項目	民間・公務問わず保育士、<u>幼稚園教諭</u>、学童保育指導員等の人材確保が困難な状況を解消するためにも、<u>賃金の大幅な引き上げをはじめとした抜本的な処遇改善をおこなってください。</u>また民間施設でもそれを可能とするための大阪市独自の支援策を実施してください。
(下線部について回答) 市立幼稚園教諭の給与については、本市人事委員会において、給与の公民比較を行っており、当該結果に従うことが地方公務員における給与決定原則となる情勢適応の原則に沿ったものと考えています。このため、本市人事委員会勧告に基づき、給与改定を行うことが基本となりますが、今後とも、国や他都市の動向なども踏まえながら、適切に対応してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	5. < A > (3)
項目	正規・非正規問わず、保育士欠員の实態を把握し、早急に解消してください。 大阪市内のすべての保育所において、配置基準上の保育士は、保育士資格を持っていることを原則条件としてください。
(回答) 保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めておりますが、保育所や地域型保育事業等の保育士等配置基準は国基準に適合したものとなっています。 本市としても、保育の質の確保という点において保育士の配置基準等については重要な項目の一つと考えており、今後も保育の安全性を確保しつつ増大する保育ニーズに対応できるよう取り組んでまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8018

番号	5. < A > (4)
項目	災害時や感染症流行時でも、子どもの命と安全、人権が守れるよう、公立や認可保育施設の新設・増設を行うこと。また、既存の保育所での要員確保ができるように配置基準外の保育士の配置制度を創設してください。そして、災害対策予算をつけて、施設の総点検を行い、剥き出し蛍光灯を危なくないようにしたり、窓ガラスに飛散防止フィルムを貼ったり等を子どもの命と安全を守ってください。いつ起こるか分からない災害時に、現在、老朽化の進んだ公立保育施設の耐震、安全性を確保するために、建て替えや補強等、施設設備を全箇所でおこなってください。
(回答) 本市では、待機児童を含む保育を必要とする全ての児童の入所枠の確保を図るため、認可保育所等の整備を進めております。 なお、認可保育所の新設や増設等の整備計画策定に際しては、公立保育所をはじめ既存施設の定員や状況等も考慮しております。 また、認可保育所の新設等とともに、老朽化した施設や現在の耐震基準に合致していない施設については、建替や大規模修繕等を行い、児童の処遇向上と安全確保に努めております。 保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めており、保育所や地域型保育事業等の保育士等配置基準は国基準に適合したものとなっています。 保育の質の確保という点において、保育士の配置基準は重要であると考えておりますが、保育士の配置基準の改善は全国的な課題であり、また継続的に実施する必要がありますので、国において推進されるべきものと考えており、他都市と連携を図り、配置基準の改善がなされるよう国に対して要望しております。 また、本市の公立保育所では、点検については、法定点検を実施し、その結果施設に問題がある場合は修繕等対応を行っています。また、照明器具については、令和 12 年度までに LED 化 100%を目指し、カバー付き LED への変更を進めています。窓ガラスについては、原則、飛散防止フィルムを貼付しています。 さらに、耐震化については、平成 27 年度までに完了しており、老朽化した保育所については、順次、修繕等を検討、実施しています。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8018 こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9109

番号	5. <A> (5)
項目	国の保育士配置基準の改正に伴い4・5歳児、25：1を経過措置を待たず早急に行ってください。国の対応を待たず、大阪市独自の予算で早急に国基準の4・5歳児、25：1、3歳児、15：1を実施すること、現在すすめている1歳児5：1を全箇所実施すること、また、配置基準を引き上げることにより、待機児童が増えることがないよう、公立や認可保育施設での新設・増設をおこなってください。
(回答) 本市では、待機児童を含む保育を必要とする全ての児童の入所枠確保を図るため、認可保育所等の整備を進めております。 なお、認可保育所の新設や増設等の整備計画策定に際しては、公立保育所をはじめ既存施設の定員や入所申込み状況等も考慮しております。 保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めており、保育所や地域型保育事業等の保育士等配置基準は国基準に適合したものとなっています。 保育の質の確保という点において、保育士の配置基準は重要であると考えておりますが、保育士の配置基準の改善は全国的な課題であるとともに、継続的に実施する必要もありますので、国において推進されるべきものと考えております。配置基準の改善がなされるよう他都市と連携を図り、国に対して引き続き要望してまいります。 なお、4～5歳児及び3歳児・1歳児については子どものための教育・保育給付費、また国の1歳児配置改善加算の対象とならない施設を対象に大阪市独自事業として1歳児の配置について、それぞれ予算化を行い、配置基準が充足していると確認できる場合において、通常の運営費に上乗せして必要な経費を給付しております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8018

番号	5. < A > (6)
項目	看護師配置について園の持ち出しなしに、早急にすべての保育所に看護師を配置出来るよう市として財政措置をおこなってください。
(回答) 看護師配置については、従来から本市独自事業として0歳児9人以上在籍する保育施設を対象とした看護師等雇用費助成事業を実施してきましたが、一部の地域において0歳児の入所数の減少により0歳児9人以上在籍という要件を満たせなくなり、経営上、看護師等の雇用継続を断念する施設の増加が懸念されることから、事業を再構築し、令和4年度から、民間の保育所・認定こども園の全施設を対象に、看護師等の配置に必要な人件費を支援する「保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置）」を行っております。なお、上限額は月額374,600円となっております。 また、看護師配置については国において推進されるべきものと考えており、公定価格において、看護師配置の加算制度が創設されるよう国に対して要望しております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8259

番号	5. <A> (7)
項目	医療的ケア児の受け入れにあたって国から補助が出ていますが補助に基づく予算はどのように措置しているか明らかにしてください。保育所への看護師配置の状況を明らかにするとともに、全保育所への看護師配置を行ってください。
(回答) 本市では「地域社会の中で障がいのあるこどもが仲間と共に育ち合う」ことを基本的な考え方として障がい児保育を行っております。 医療的ケア児の受け入れにあたっては、民間保育施設を対象に、「大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費」により、医療的ケアを担当する専任看護師の人件費の助成を行っております。さらに、「大阪市特別支援保育物品購入助成金」により医療的ケアの必要な児童を含む障がい児支援のための物品購入にかかる費用を助成し、環境整備を図っております。公立保育所についても同様の支援を行っており、引き続き、医療的ケアの必要な児童の受け入れ促進に努めてまいります。 また、看護師配置については、従来から本市独自事業として0歳児9人以上在籍する保育施設を対象とした看護師等雇用費助成事業を実施してきましたが、一部の地域において0歳児の入所数の減少により0歳児9人以上在籍という要件を満たせなくなり、経営上、看護師等の雇用継続を断念する施設の増加が懸念されることから、事業を再構築し、令和4年度から、民間の保育所・認定こども園の全施設を対象に、看護師等の配置に必要な人件費を支援する「保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置）」を行っております。なお、上限額は月額374,600円となっております。 また、看護師配置については国において推進されるべきものと考えており、公定価格において、看護師配置の加算制度が創設されるよう国に対して要望しております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9242 こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8259

番号	5. < A > (8)
項目	感染症予防を含む子どもの命と安全を守るために、面積基準を市の責任で拡充してください。大阪市の面積基準は国基準よりも低いため、最低でも国基準としてください
(回答) 保育所の設備基準については、保育を受ける児童の健やかな成長と安全の確保を最優先に考え、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」(以下、「条例」という。)を定めており、この中で保育室や屋外遊戯場の面積基準についても定めています。 保育室の面積基準については、0才児及び1才児においては、国基準の「乳児室 1.65 m²又はほふく室 3.3 m²以上」を上回る「0才児 5.0 m²以上、1才児 3.3 m²以上」としており、2才児以上においては国基準どおり「1.98 m²以上」としています。 また、屋外遊戯場の面積基準については、国基準どおりの2才児以上において「3.3 m²以上」としています。 なお、現在は、一人でも多くの保育を必要とする児童の入所を図るため、全年齢において児童一人当たりの保育室の面積基準を 1.65 m²以上に緩和できる特例(以下、「面積基準緩和」)を設けています。ただし、運用にあたっては、児童一人につき 1.65 m²以上を確保すれば当然に保育の実施ができると解するのではなく、個々の保育所の状況を踏まえて、あくまでも児童が安全・安心に過ごせる環境であることを確認したうえで、入所受入れを行うものとしています。 今後の面積基準緩和については、国が定める特例措置期限である令和 10 年度末までに、条例で定める面積基準の保育スペースが確保できるよう入所枠確保等の取組みを進めてまいります。 本市としては、今後も保育の安全性を確保しつつ、増大する保育ニーズに対応できるよう取り組んでまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8126

番号	5. <A> (9)
項目	障害者手帳や療育手帳を所持している子どもの対応については、加配単価を引き上げ専門職として配置できるよう補助金を増額してください。また、手帳の対象にならない子どもに対しても、個別対応で十分な保育が保障できるよう、実情に応じて職員加配をおこなってください。
(回答) 本市では、「地域社会の中で障がいのあるこどもが仲間と共に育ち合う」ことを基本的な考え方として障がい児保育を行っております。 民間保育施設に対して、「大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費」により、障がい児の対応を行うために配置する、特別支援保育担当専任保育士等の人件費の助成を行っており、令和5年度からは算定基準を緩和する等、更なる受入れの促進を図っています。 また、手帳の対象にならないこどもにつきましても、令和2年度から公的医療機関に限らず民間の医療機関の診断書等も支給要件の対象とし、算定基準に基づいて特別支援保育担当専任保育士等の人件費の助成を行っております。さらに、令和7年度からは、確定診断のみならず「疑い（医師が診断したもの）」の診断書等や、「通所受給者証」のみの場合も支給要件の対象とするなど、制度の拡充を図っております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9242

番号	5. < A > (10)
項目	「障害児保育巡回指導講師派遣事業」について、講師を増員、定期的な派遣を実施するなど、必要とする全ての子どもたち、保護者、保育士、民間・公立問わずすべての保育所への支援ができるよう制度の拡充を行ってください。巡回指導員については、心理職の専門家を配置してください。また、同事業講師からのアドバイスを実施するための加配制度を設けてください。
(回答) 「特別支援保育巡回指導講師派遣事業」では、保育の円滑な運営や向上を図るために巡回指導講師を公立・民間問わず派遣し、保育所職員や保護者の相談に応じているところです。支援を要するこどもについても観察を継続し、早期支援や関係機関等へのつなぎのため、必要に応じて助言をさせていただいております。講師の人数については、令和5年度及び令和7年度に要員をそれぞれ1名増員し、制度の拡充を図ってきているところです。 なお、本市では、「大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費」により、手帳の交付や医療機関の診断書等（「疑い」を含む。）、通所受給者証を支給要件とし、算定基準に基づいて特別支援保育担当保育士等の人件費を助成しております。 今後も引き続き、「特別支援保育巡回指導講師派遣事業」により、保育所における障がい児保育の充実に努めて参ります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9242

番号	5. <A> (11)
項目	保育所の食物アレルギー児への支援を大阪市として行ってください。 ① アレルギー児への代替食や除去食を実施している保育所に対して人件費や調理器具・アレルギー児用食材などの購入に対し、補助金等の措置を講じてください。 ② アレルギー児への代替食や除去食を実施している保育所に対して給食調理員の増員を高じてください。 ③ 栄養士の加配については必要とする全ての園で、園の持ち出しなしに正規職員で配置できるようにしてください。
(回答) 民間保育所においては、平成 27 年度より「アレルギー対応等栄養士配置事業」として、食物アレルギー対応給食ほか、栄養指導・栄養管理の取組を充実させ、食の分野における児童の安全確保と食育の推進を目的に、栄養士を雇用するための経費を支援する制度を実施しております。 さらに、栄養士の加配及び給食調理員の配置増については国において推進されるべきものと考えており、公定価格において、栄養管理加算の単価引き上げについて国に対して要望しております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8259

番号	5. < A > (12)
項目	安全に散歩等戸外活動ができるよう、ガードレールや歩道の設置を行うよう対策を講じてください。
(回答) 大阪市では、現状の交通量に対して道路幅に余裕があり、地域の方々や沿道のみなさまの要望がある場合には、ガードレール等の設置や段差のある歩道を設置するなどの、対策を行っています。 今後も、保育所等の施設関係者からの相談や要望に際しましては、大阪市関係局や大阪府警察本部とも連携しながら、散歩等戸外活動の移動経路の安全対策に取り組めます	
担当	建設局 道路河川部 道路課（交通安全施策担当） 電話：06-6615-6862

番号	5. < A > (13)
項目	改善Ⅱを、定められた年数以上の経験を持つ保育士全てに支給できるよう制度を拡充してください。また、支給要件となる研修については、現場の大きな負担とならないよう実施にあたっては現場の意見を聞いてください。
(回答) 平成 29 年度に創設された処遇改善等加算Ⅱにつきましては、平成 30 年度及び令和 2 年度に職員への配分方法の見直しが行われるなど、運用の柔軟化が図られているところです。また、令和 7 年度に処遇改善等加算の一本化にともない、処遇改善等加算区分 3 (旧加算Ⅱ) の加算額の算定方法及び配分方法の見直しが図られ、より柔軟な配分が可能となったところです。 保育士の処遇改善は全国的な課題であるとともに継続的に実施する必要もありますので、国において推進されるべきものと考えております。処遇改善等加算のさらなる改善について、他都市と連携を図り、国に対して引き続き要望してまいります。 また、処遇改善Ⅱの支給要件となるキャリアアップ研修については、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン（平成 29 年 4 月 1 日付雇児保発 0401 第 1 号）」及び大阪府保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱に基づき実施しているところです。今後も、保育現場の意見を踏まえながら、オンライン研修を中心とする等、受講者が参加しやすい環境を整え進めていきたいと考えております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8105 こども青少年局 保育・幼児教育センター 電話：06-6952-0173

番号	5. < A > (14)
項目	国が推し進め、大阪市もとりのくみを始めた、誰でも通園制度は、現場の意見を聞き、在園時も含め安全に過ごし発達が十分保障されるように、また職員の過重労働にならないように、早急に調査再検討し、条件整備をおこなってください。
(回答) 本市では、保育所や認定こども園等に通っていないこども（生後6か月から満3歳未満）の育ちを支援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、こども誰でも通園制度の試行的事業を令和6年7月1日から令和7年3月31日まで実施し、引き続き令和7年度もこども誰でも通園制度を実施しております。 こども誰でも通園制度は、国において、学識経験者等による検討会を経て設備運営に関する基準や「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」が定められており、本市ではそれらを踏まえて実施しています。 なお民間事業者によるこども誰でも通園制度の実施に関しては、令和7年度より児童福祉法の改正に伴い、民間事業者の経済的基礎や社会的信望、設備運営基準の適合状況について、児童福祉審議会に意見聴取したうえで大阪市が審査し、認可を行っています。また、認可後も指導・監査を実施することで、職員の配置状況の確認や在園児も含め安全に過ごすことができる環境となるよう助言・指導してまいります。 各施設からは、すでに様々なご意見を聴取しており、そのご意見を踏まえ、国に対して要望する等、本市の事業実施に反映するよう努めてまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8665

番号	5. (1)
項目	福祉現場では慢性的な働き手不足が続いており、事業継続が困難になっている事業所が増えてきています。大阪市として福祉人材確保に向けた総合的な計画を立てて実行してください。(文章回答) (回答) 福祉現場での人材確保・処遇改善の取組については、これまでの障がい福祉サービス等報酬改定においても継続的に見直しが行われてきましたが、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定においても、障がい福祉分野の人材確保のため、従来の処遇改善加算が一本化され、令和6年度には2.5%、令和7年度には2.0%のベースアップへと確実につながるよう、処遇改善分について2年分が措置されており、処遇改善の効果について実態を把握することとされております。 本市としましては、障がいのある方が安心してサービスを利用することができるよう、今後も国の動向を注視するとともに、事業所の安定的な運営の観点から報酬単価の見直し等を含め、障がい福祉従業者の処遇改善に向けて、引き続き国に対し働きかけてまいります。
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. < B > (1)
項目	福祉現場では慢性期な働き手不足が続いており、事業継続が困難になっている事業所が増えてきています。大阪市として福祉人材確保に向けた総合的な計画を立てて実行してください。
(回答) 福祉・介護サービスに係るニーズが増加し、多様化していく中で、福祉・介護の人材の確保に関する課題は非常に重要です。 本市では、大阪市社会福祉研修・情報センターを福祉・介護人材の確保・育成・定着に関する中核施設と位置付け、従業者への研修やモチベーション向上等に取り組んでいます。 併せて、福祉・介護人材の確保には、福祉・介護の仕事のやりがいや魅力を発信していくことも重要であることから、「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」を実施しています。受賞作品については、漫画化し、市内中学生へ配布するほか、広く市民向けの周知にも取り組んでいます。 そのほか、小学生向けの福祉教材を活用した福祉教育や中学生と福祉の現場をつなぐ取り組みを通じて、福祉・介護の仕事に関する正しい知識や魅力を伝えることで将来の人材の確保につなげてまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課（企画） 電話：06-6208-7958

番号	5. (2)
項目	利用料1割負担を廃止するよう国に要望するとともに、大阪市独自に利用者負担の軽減が図られるよう支援策を講じてください。
(回答) 障がい福祉サービス（自立支援給付）における利用者負担については、国において利用者等の負担能力に応じた負担上限額が設定されておりますが、平成22年4月以降、市民税非課税世帯については、利用者負担は無料となっております。 利用者負担の軽減措置として、所得水準に応じた段階的な月額負担上限額の設定、補足給付や食費等に対する軽減措置、利用者負担により生活保護を受けることにならないようにするための減免措置等が設けられております。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. ＜B＞（3）①			
項目	処遇改善加算を基本報酬に含めるもしくは、報酬の使途、人件費比率の下限、利益率の上限など福祉企業を通してあからさな営利追及が行われないよう制度上の規制を設けるよう国に要望してください。			
（回答） 福祉・介護職員等処遇改善加算とは、障がい福祉サービス事業所等で働く福祉・介護職員の方の賃金改善を行うための加算であり、処遇改善加算の算定額に相当する福祉・介護職員その他の職員の賃金の改善を実施しなければならないとされております。 また、障がい福祉サービス事業所等は賃金改善を行う方法等について職員に周知するとともに、介護職員等から処遇改善加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員の賃金改善に係る内容について、書面を用いるなど分かりやすく説明する義務があります。 本市としましては、今後とも国の動向を注視するとともに、事業所の適切かつ安定的な運営を図るため、必要に応じ国に対し働きかけてまいります。				
担当	福祉局	障がい者施策部	運営指導課	電話：06-6241-6527
	福祉局	障がい者施策部	障がい支援課	電話：06-6208-8245

番号	5. < B > (3) ②
項目	報酬改定について福祉の向上に資する内容であるかを検証し、改善が必要な際は3年を待たずに即時改定するなど迅速に対応するよう国に要望してください。
(回答) 令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定においては、障がい福祉分野の人材確保のため、処遇改善を行うとともに、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うこととされ、全体で1.12%のプラス改定となっております。 また、国においては、従来の処遇改善加算を一本化し、令和6年度には2.5%、令和7年度には2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行うこととしつつ、処遇改善の効果について実態を把握することとされております。 本市としましては、障がいのある方が安心してサービスを利用することができるよう、今後も国の動向を注視するとともに、事業所の安定的な運営の観点から報酬単価の見直し等を含め、引き続き国に対し働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. (3) ③
項目	日割報酬を止めて月額報酬にするとともに、利用者の重度化・高齢化への対応については基本報酬を引き上げることが軸に実施するよう国に要望してください。
(回答) 令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定においては、障がい支援区分ごとの基本報酬について、重度障がい者の受け入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえた見直しが行われ、重度障がいのある方への支援や職員の配置等、サービス提供の実態に応じて加算する報酬体系に見直されております。 本市としましては、障がいのある方が安心してサービスを利用することができるよう、今後も国の動向を注視するとともに、報酬単価の必要な見直し等について、国に対し働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. < B > (4)
項目	移動支援事業の拡充とヘルパー確保に向けて支援策を講じてください。 ①障がいのある人が、通勤や通学等社会生活を行う上で必要な移動支援を個別給付の事業として新たに設けるよう国に要望するとともに、大学修学支援のように大阪市として独自に支援策を講じてください。 ②最低賃金の上昇と比較して、ガイドヘルパーの給与は上がっておらず、ますます人員の確保が困難になっており、サービスの提供自体に支障をきたしている状況です。国に報酬単価の引き上げを強く要望するとともに処遇改善加算や早朝・夜間加算を設ける等の大阪市独自の制度改定を行ってください。また大阪市の移動支援事業でコロナ過前後の事業費用の増減がどの程度あったか提示していただき、減少分がある場合報酬単価の補填に充てて下さい。 ③1か月の移動支援時間数の上限51時間を拡充して下さい。また、利用時間が月の支給時間に満たなかった場合は、翌月に持ち越すことができるなど、柔軟に利用できるようにしてください。
	(回答) ①②移動支援事業は障がい者総合支援法に定められた地域生活支援事業の市町村必須事業であるため、報酬単価の設定などは各自治体の裁量の範囲となっております。この地域生活支援事業については、統合補助金であることから、本事業について国庫補助金の受入れは不十分になっている一方、毎年事業費は増加しているため、将来にわたる事業継続を見据え、適切な財政措置を行うことや移動支援の個別給付化について、引き続き国へと要望してまいります。 なお、コロナ禍前となる平成31年度の決算額は30.3億円であり、コロナ禍となる令和2年度には23.8億円まで減少しましたが、その後はまた増加しており、令和5年度の決算額が30.7億円、令和6年度は32.1億円と既にコロナ禍前の事業費を上回っております。 ③移動支援事業は介護給付費（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）等の障がい福祉サービスで対応されていない部分を補完する形で制度設計されていることから、本市では介護給付費の基準や他都市の基準、社会生活基本調査の結果などを参考に基準を定めており、今後も必要に応じて見直しを図ってまいります。
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. < B > (5)
項目	65歳から介護保険対象となった障がい者に対して、一律に介護保険サービスを優先することなく、本人のニーズや状況に基づいて柔軟に支給決定を行ってください。
(回答) 自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定及び国の通知により介護保険サービスが優先されることとなりますが、相当するサービスが介護保険（総合事業を含む）にあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。 本市におきましては、各区の担当者に対して研修を実施し、周知を図り、65歳以上の方であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険制度におけるサービスの量や内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスが提供できるよう支給決定しております。 また、本市ホームページや福祉のあらましにおいても、介護保険制度のみでは支援が不足する部分や介護保険には相当するものがない障がい福祉サービスなどの利用が必要な場合、各区へご相談いただくよう周知しております。 今後とも引き続き、介護保険の対象となった障がい者に対して一律に介護保険サービスを優先させることがないよう、また、要介護認定等の申請について理解を得られるよう努めながら、本人の心身の状況等を考慮した支給決定を行ってまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. < B > (6)
項目	障がい者及び高齢障がい者が利用できる生活施設の整備を行ってください。入所施設の整備・建設をおこなってください。医療的ケアを含めた重度の方が安心して利用できる暮らしの場を市の責任で整備してください。(口頭)
(回答) 本市では、施設入所者の地域生活への移行が促進するように様々な取組を行っております。取組のひとつとして、医療的ケアの必要な方や強度行動障がいのある方など生活の場となる共同生活援助（グループホーム）事業所に関しては、福祉局において大阪市障がい者グループホーム整備費補助事業を実施しており、強度行動障がいや重度障がいのある方を受け入れる場合に必要な住宅の改造等に要する諸経費について補助しております。 今後も、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活できるように、グループホーム整備費補助事業の実施等、引き続き必要な取組を行っていきます。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. < B > (7)
項目	地域活動支援センターの委託料や各種加算等について大阪市独自に改善して下さい ①地域活動支援センターは他の事業に繋がり難い方々の居場所になるなど、障がい当事者にとってはなくてはならない存在です。支援の充実や職員確保に向けて委託料について、せめて生活介護事業の報酬単価と同等以上になるよう引き上げて下さい。 ②委託料の算定について、各障害の特性に配慮して通院など必要不可欠な事由については利用扱いにすることや年間の平均利用ユーザーで委託費を決定するなど、実態に即したものとしてください。また建物賃貸料を始め各種加算についても実態に即した加算として下さい。
(回答) 地域活動支援センター事業の委託料については、前年度の平均利用人数を基礎として、利用人数規模や事業を推進するための体制及び業務遂行上必要となる物品・役務等にかかる経費の積算に基づき算定しております。 また、基礎事業に係る経費については、今般の物価高騰の影響を踏まえ、委託料の見直しを行っております。 なお、運営実態や利用者の実態に即した事業内容となるよう、基本委託料に加え、それぞれの事業者が選択して行う事業への加算や、建物等賃貸借加算、重度・重複障がい者支援加算等を行っており、今後も創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う社会資源として安定した運営ができるよう必要に応じて委託料の見直しを行ってまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8074

番号	5. < B > (8)
項目	大阪市障がい者グループホーム整備費補助事業について、「賃貸」及び「購入」補助を改めて整備してください。(口頭)
(回答) 本市におきましては、障がい者の地域生活にとって重要な社会資源であるグループホームの整備を促進するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）に基づき指定を受けることのできる法人が、新規に設置するグループホーム又は現に本市内で運営しているグループホームにおいて、重度の障がいのある方を新たに受け入れる際に必要となる住宅改造に関する補助を実施しているところです。 また、強度行動障がいのある方の地域移行促進を目的として、令和 2 年度より、強度行動障がいの個々の特性に対応するための住宅改造等に係る改造費補助を設け、グループホームにおいて強度行動障がいのある方を受け入れやすい環境を整備しております。 なお、グループホームを新築する場合の工事費については、国の社会福祉施設等施設整備費補助金を活用し、補助制度を実施しております。 今後も引き続き、グループホームを取り巻く本市状況を踏まえながら、本市補助制度の内容について検討を行い、グループホームの適切な整備に向け取り組んでまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8074

番号	5. < B > (9)
項目	居宅介護事業所においてヘルパーが慢性的に足りないため、利用者からの希望に応じることができないケースが多くなっています。不足状態を解消するためにも、安心して働き続けられる報酬単価となるよう国に強く要望してください。(文章)
(回答) 障がい福祉サービス等事業所で働く方の処遇につきましては、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員等処遇改善加算の見直しが行われており、加算率が引き上げられたところです。 本市としましては、障がいのある方が安心してサービスを利用することができるよう、今後も国の動向を注視するとともに、事業所の安定的な運営の観点から報酬単価の見直し等を含め障がい福祉従業者の処遇改善に向けて、引き続き国に対し働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. < B > (10)			
項目	自然災害などによる事業所建物の損壊やライフラインの停止などで止む無く事業所を休所した場合、運営費の減収等について具体的な救済策を国及び大阪市で講じてください（文章）			
（回答） 令和6年能登半島地震での社会福祉施設等の復旧対応については、被災した社会福祉施設等が早期に被災前の状態に復旧できるよう、厚生労働省において、令和5年度予備費の財政措置を行い、医療施設等災害復旧費補助金や社会福祉施設等災害復旧費補助金により、復旧工事等に対する財政支援が行われました。 また、激甚災害の指定に伴い、補助基準額の上限撤廃や補助率の引上げ等の特例措置を講じるとともに、社会福祉施設等設備災害復旧費補助金において、被災施設の備品設備等についての支援に加え、耐震診断等の安全性を確認するための費用についても補助対象に追加される等の救済策が講じられております。 さらに、独立行政法人福祉医療機構では、被災した社会福祉施設等の早期復旧を支援するため、貸付利率等の優遇措置を講じた災害復旧融資や、既往貸付に係る返済猶予期間の延長措置が実施されております。				
担当	福祉局	障がい者施策部	運営指導課	電話：06-6241-6527
	福祉局	障がい者施策部	障がい支援課	電話：06-6208-8245

番号	5. < B > (11)
項目	福祉避難所の協定が進んでいない行政区に対して、市がイニシアチブをとり、支援学校や公共施設等との福祉避難所の協定を結べるようにはたらきかけて下さい。また福祉避難所の備蓄物資等必要な整備のための予算措置をとってください
(回答) 福祉避難所については、高齢者施設や障がい者施設を中心として順次指定を進めているところであり、令和 7 年 2 月 1 日現在で 364 施設を指定または協定し、本市ホームページに「福祉避難所等の協定締結状況」を掲載しております。今後も、施設の設置状況を把握し、各区および施設を所管する各局と連携しながら新たな福祉避難所の確保に向けて取り組んでまいります。 また、本市においては福祉避難所としてご協力頂ける各対象施設に対しては「福祉避難所・緊急入所施設設置・運営マニュアル」等において主な備蓄物資や災害時必需品の例示を行い、各自での備蓄を要請しております。開設後には福祉避難所としての運営維持のため、本市備蓄倉庫にて備蓄している物資等を当該施設へ配送することも含め、状況に応じた災害対応に努めてまいります。	
担当	危機管理室 危機管理課（減災対策担当） 電話：06-6208-7380

番号	5. <C> (1)
項目	子どもたちの安全と健康な発達を守るため、国の対応を待たず、市として独自に保育士の配置基準を0歳児2：1、1歳児4：1、2歳児5：1、3歳児10：1、4～5歳児15：1にすること。また、配置基準を引き上げたことにより待機児が増えることのないよう、公立や認可保育施設の新設・増設を行うこと。
(回答) 保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めており、保育所や地域型保育事業等の保育士等配置基準は国基準に適合したものとなっています。 保育の質の確保という点において、保育士の配置基準は重要であると考えておりますが、保育士の配置基準の改善は全国的な課題であり、また継続的に実施する必要もありますので、国において推進されるべきものと考えており、他都市と連携を図り、配置基準の改善がなされるよう国に対して要望しております。 また、本市では、待機児童を含む保育を必要とする全ての児童の入所枠の確保を図るため、認可保育所等の整備を進めております。 なお、認可保育所の新設や増設等の整備計画策定に際しては、公立保育所をはじめ既存施設の定員や状況等も考慮しております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8018

番号	5. <C> (2)
項目	保育士の雇用を継続し、安定した運営で年度途中の保育需要に対応するため、定員割れした場合の運営費減収分を補う運営費補助制度を半年以降も拡充すること。
(回答) 「0歳児途中入所対策事業」については、0歳児は年度途中の入所が多い実態があるものの給付費は入所児童数に基づき支払われること、年度途中の保育士確保の困難さから4月に雇用しておく必要があることにより、人件費について施設の負担が大きくなり、施設経営を圧迫している現状にあることから、この間、施設側より人件費の補助を求めるご意見が多数あり、令和6年度より実施しております。 支給対象につきましては、本市では10月時点で多くの施設がほぼ定員数に達しているという状況を踏まえ、補助期間を4月から9月としております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8031

番号	5. <C> (3)
項目	看護師配置について、すべての保育所に園の持ち出しなしに、正規職員で看護師を配置できるよう、市として財政措置すること。
(回答) 看護師配置については、従来から本市独自事業として0歳児9人以上在籍する保育施設を対象とした看護師等雇用費助成事業を実施してきましたが、一部の地域において0歳児の入所数の減少により0歳児9人以上在籍という要件を満たせなくなり、経営上、看護師等の雇用継続を断念する施設の増加が懸念されることから、事業を再構築し、令和4年度から、民間の保育所・認定こども園の全施設を対象に、看護師等の配置に必要な人件費を支援する「保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置）」を行っております。なお、上限額は月額374,600円となっております。 また、看護師配置については国において推進されるべきものと考えており、公定価格において、看護師配置の加算制度が創設されるよう国に対して要望しております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8352

番号	5. <C> (4)
項目	感染症予防を含む子どもの命と安全を守るために、面積基準を市の責任で拡充すること。
(回答) 保育所の設備基準については、保育を受ける児童の健やかな成長と安全の確保を最優先に考え、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」(以下、「条例」という。)を定めており、この中で保育室や屋外遊戯場の面積基準についても定めています。 保育室の面積基準については、0才児及び1才児においては、国基準の「乳児室 1.65 m²又はほふく室 3.3 m²以上」を上回る「0才児 5.0 m²以上、1才児 3.3 m²以上」としており、2才児以上においては国基準どおり「1.98 m²以上」としています。 また、屋外遊戯場の面積基準については、国基準どおりの2才児以上において「3.3 m²以上」としています。 なお、現在は、一人でも多くの保育を必要とする児童の入所を図るため、全年齢において児童一人当たりの保育室の面積基準を 1.65 m²以上に緩和できる特例(以下、「面積基準緩和」)を設けています。ただし、運用にあたっては、児童一人につき 1.65 m²以上を確保すれば当然に保育の実施ができると解するのではなく、個々の保育所の状況を踏まえて、あくまでも児童が安全・安心に過ごせる環境であることを確認したうえで、入所受入れを行うものとしています。 今後の面積基準緩和については、国が定める特例措置期限である令和 10 年度末までに、条例で定める面積基準の保育スペースが確保できるよう入所枠確保等の取組みを進めてまいります。 本市としては、今後も保育の安全性を確保しつつ、増大する保育ニーズに対応できるよう取り組んでまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8126

番号	5. <C> (5)
項目	障害者手帳や療育手帳を所持している子どもの対応については、加配単価を引き上げ、専門職として配置できるよう補助金を増額すること。また、手帳の対象にならない子どもでも多様な配慮が必要な事例が増えている現状に対応し、十分な保育が保障できるよう、実情に応じて職員加配を行うこと。
(回答) 本市では、「地域社会の中で障がいのあるこどもが仲間と共に育ち合う」ことを基本的な考え方として障がい児保育を行っております。 民間保育施設に対して、「大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費」により、障がい児の対応を行うために配置する、特別支援保育担当専任保育士等の人件費の助成を行っており、令和5年度からは算定基準を緩和する等、更なる受入れの促進を図っています。 また、手帳の対象にならないこどもにつきましても、令和2年度から公的医療機関に限らず民間の医療機関の診断書等も支給要件の対象とし、算定基準に基づいて特別支援保育担当専任保育士等の人件費の助成を行っております。さらに、令和7年度からは、確定診断のみならず「疑い（医師が診断したもの）」の診断書等や、「通所受給者証」のみの場合も支給要件の対象とするなど、制度の拡充を図っております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9242

番号	5. <C> (6)
項目	「障害児保育巡回指導講師派遣事業」の講師を増員するなど、必要とするすべての子どもたちへの支援ができるよう、制度の拡充を行うこと。また、同事業講師からのアドバイスを実施するための加配制度を設けること。
(回答) 「特別支援保育巡回指導講師派遣事業」では、保育の円滑な運営や向上を図るために巡回指導講師を各所に派遣し、保育所職員や保護者の相談に応じているところです。 支援を要するこどもについても観察を継続し、早期支援や関係機関等へのつなぎのため、必要に応じて助言をさせていただいております。講師の人数については、令和5年度及び令和7年度に要員をそれぞれ1名増員し、制度の拡充を図ってきているところです。 なお、本市では、「大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費」により、手帳の交付や医療機関の診断書等（「疑い」を含む。）、通所受給者証を支給要件とし、算定基準に基づいて特別支援保育担当保育士等の人件費を助成しております。 今後も引き続き、「特別支援保育巡回指導講師派遣事業」により、保育所における障がい児保育の充実に努めて参ります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9242

番号	5. <C> (7)
項目	保育所の食物アレルギー児への支援を大阪市として行うこと。 ① アレルギー児への代替食や除去食を実施している保育所に対し、人件費や調理器具・アレルギー児用食材などの購入に対して補助金等の措置を講じること。 ② 栄養士の加配については必要とするすべての園で、園の持ち出しなしに正規職員で配置できるようにすること。
(回答) 民間保育所においては、平成 27 年度より「アレルギー対応等栄養士配置事業」として、食物アレルギー対応給食ほか、栄養指導・栄養管理の取組を充実させ、食の分野における児童の安全確保と食育の推進を目的に、栄養士を雇用するための経費を支援する制度を実施しております。 さらに、栄養士の加配については国において推進されるべきものと考えており、公定価格において、栄養管理加算の単価引き上げについて国に対して要望しております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8352

番号	5. <C> (8)
項目	安全に散歩等戸外活動ができるよう、ガードレールや歩道の設置を行うよう対策を講じてください。
(回答) 大阪市では、現状の交通量に対して道路幅に余裕があり、地域の方々や沿道のみなさまの要望がある場合には、ガードレール等の設置や段差のある歩道を設置するなどの、対策を行っています。 今後も、保育所等の施設関係者からの相談や要望に際しましては、大阪市関係局や大阪府警察本部とも連携しながら、散歩等戸外活動の移動経路の安全対策に取り組めます	
担当	建設局 道路河川部 道路課 (交通安全施策担当) 電話 : 06-6615-6862

番号	5. <C> (9)
項目	保育士不足の中、現場にさらなる負担を生み、子どもの命や健康に影響を及ぼしかねない「子ども誰でも通園制度」の試行的事業について、大阪市としての取り組みや見解などを明らかにすること。
(回答) 本市では、保育所や認定こども園等に通っていないこども（生後6か月から満3歳未満）の育ちを支援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、こども誰でも通園制度の試行的事業を令和6年7月1日から令和7年3月31日まで実施しました。 試行的事業の実施にあたっては、職員配置や設備に関して一時預かり事業と同等の基準を設け、試行的事業の実施事業者に対しては、本市職員による書類確認及び巡回指導等を実施することでこどもの安全を確保できるよう努めておりました。 なお、こども誰でも通園制度の試行的事業は令和6年度で終了しましたが、子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和7年度は地域子ども・子育て支援事業として、令和8年度からは新たな給付制度として、こども誰でも通園制度が全国で本格実施されます。こども誰でも通園制度は在宅で子育てをする家庭への支援になることから、本市としても引き続きこども誰でも通園制度に取り組んでまいりたいと考えております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8665

番号	5. < C > (10)
項目	職場に対立と分断を生みかねない不十分な『保育人材確保対策事業の拡充』を改善し、一時金の対象を保育士はもちろん、調理師や看護師など全職員にするとともに、経験年数に関わらず支給できるものにする。
(回答) 保育士の定着支援事業につきましては、市政運営の基本方針である0～2歳児の保育料無償化を実現するため、増加する保育ニーズに対応するための保育の受け皿整備や保育人材確保などの待機児童対策として、その受け皿となる保育施設の保育士に対し実施するものです。事業構築にあたっては、保育施設からいただいたご意見を鑑み、本市の限られた財政状況の中で調整を図りながら、10年目、15年目、20年目、25年目の節目の保育士に対する給付を中心に検討を重ね、加えて、退職者が多い就職7年目までの保育士を対象としたところです。 保育士の処遇改善は全国的な課題であり、継続的に実施する必要があるため、国において推進されるべきものと考えており、保育士のさらなる労働環境改善や継続雇用の支援施策の充実が図られるよう、他都市と連携しながら、国に対して処遇改善に必要な財源措置を講ずるよう要望してまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8031

番号	5. <C> (11)
項目	災害時や感染症流行時においても安全を確保し、子どもの命と人権が守られるよう、乳児院、児童養護施設の職員配置基準を見直すこと
(回答) 災害時や感染症流行時、特に新型コロナウイルス感染拡大防止期間については、厚生労働省通知により人員基準、設備等について柔軟な取り扱いが可能となりました。今後も災害時や感染症流行時には必要に応じて同様の通知が発出されと考えますが、各施設の状況や国の動向等に注視し、職員配置基準等の充実が図られるよう、必要に応じて国に対して要望してまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8050

番号	5. < C > (12)
項目	実態に即していない職員配置基準による人手不足のため、やむを得ず法人が独自に職員を採用する際に必要とする人件費に対し、大阪市として独自に予算措置を講じ、乳児院、児童養護施設における深刻な人材不足の解消のため、大阪市として早急に新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じること。
(回答) 本市においては、国の定める最低基準及び加算職員等の配置状況に基づき措置費保護単価を決定するとともに、併せて本市単独の加算制度である児童養護施設等入所児（者）処遇向上援護費により国の定める基準に比して一定の改善を図っているところです。 職員配置の改善につきましては、本市としましては、施設の現状などを踏まえ、引き続き国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、必要に応じて国に対して要望していきたいと考えています。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8050

番号	5. < C > (13)
項目	夜間業務を伴う職員のみとなっている乳児院・児童養護施設職員に対する処遇改善加算について、全職員を対象とするよう国に要望すること。
(回答) 社会的養護処遇改善加算（Ⅰ）については、虐待等を受けた子どもや障がいのある子どもなどへの夜間を含む業務内容を評価した処遇改善を行うための加算であり、全職員を対象とするものではありません。全職員の処遇改善は措置費本体の改定により行うべきものと考えます。 全職員における社会的養護処遇改善加算は民間施設給与等改善費における処遇改善分の加算が令和元年度より1%増加し、3%に引き上げられ、その財源については配分職員に制限はないことから、職員の処遇改善に寄与するものと考えます。 また、令和4年2月からは、社会的養護を担う施設及び事業所に従事する職員の処遇を改善するため、収入を月額9,000円引き上げるための措置が実施されております。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8050

番号	5. < C > (14)
項目	「児童養護施設等における定着支援事業」について、「直接こどもや親への夜間を含む業務を行う常勤職員（常勤的非常勤職員含む）が対象」となっているが、全職員を対象とすること。
(回答) 離職率が高く人材不足である施設職員の定着促進を図り、あわせて積極的に人材を確保することにより措置児童のケアを十分に実施できる体制を構築することを目的としているため、児童養護施設等における定着支援事業の対象は直接こどもや親への夜間を含む業務を行う常勤職員（常勤的非常勤職員含む）としています。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8050

番号	5. < C > (15)
項目	様々な障害や疾患、短期、長期にわたる不登校など、困難を抱えて生活する子どもたちが増えている乳児院・児童養護施設において、子どもの実態に則した養育ができるよう改善すること。
(回答) 社会的養護を必要とする子どもの養育の充実につきましては、児童福祉法の職員配置の最低基準、加算措置に関わる問題であると認識しております。国におきましては、平成 23 年からの家庭支援専門相談員、個別対応職員の配置の義務化をはじめ最低基準や加算措置の改正が行われており、令和元年度からは民間施設給与等改善費における処遇改善分の加算により、職員の処遇改善が図られています。また、令和 6 年度からは社会的養護経験者の自立に向けて継続した支援を行うことを目的として年齢制限が撤廃されました。 本市におきましても、「児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」に基づき、「児童養護施設等体制強化事業」や「乳児院等多機能化推進事業」を活用し、児童養護施設等入所児童に係る処遇向上等事業を実施しております。当該事業におきましては、被虐待児童等への処遇向上や、医療機関との連携強化、障がいを持つ児童の円滑な受入と入所中の支援、職員の業務負担軽減のための補助者等の雇上げ補助、国家資格を有する者による専門的ケア等の充実を目的としております。 今後の国の動き等を注視し、必要に応じて国に要望してまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8050

番号	5. < C > (16)
項目	保護者対応が難しくなっている中、ファミリーソーシャルワーカーの複数配置や保育士の精神疾患やコミュニケーションスキル、相談対応などの研修を推進すること。
(回答) 本市におきましては、入所児童の養育の充実を図るために、児童養護施設等職員の確保及び職員の研修受講による資質向上のための研修の参加費用についての補助事業を実施しているところです。 また、ファミリーソーシャルワーカー（家庭支援専門相談員）の業務にも位置づけられている保護者対応は、入所児童の養育の充実及び家庭復帰等に際しても、必要であることと認識しておりますが、職員配置の改善については、引き続き、国の動向を注視し、必要に応じて国に対して要望してまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8050

番号	5. <C> (17)
項目	一時保護の単価を、生活費だけでなく委託費全体を、措置時並みに引き上げるよう、国に要望するとともに、第阪市として加算額を増額すること。
(回答) 一時保護委託にかかる単価については、平成 30 年度より一時保護委託開始当初の単価の見直しが行われており、1 か月の一時保護が行われたと仮定した場合、一般生活費以外も措置児童と同等水準が支弁されることとなっています。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8050

番号	5. < C > (18)
項目	様々な通信機器などパソコンにかかる費用やシステムの事務経費を予算化すること。
(回答) パソコン等の通信機器やシステム導入にかかる費用につきましては、措置費（事務費）の中で対応いただくものと考えておりますが、施設職員の負担軽減は喫緊の課題であると認識しております。これにかかる対応については国の動向などを注視しながら必要性の検討を行ってまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8050

番号	5. <C> (19)
項目	災害時や感染症流行時でも、利用者の命と安全、人権が守れるよう、障害児・者施設の職員を大阪市独自に加配すること。また、職員配置基準を抜本的に引き上げるよう、国に強く要望すること。
(回答) 災害時や感染症流行時において、障がい児者施設等の社会福祉施設では利用者の命と安全、人権を守ることができるよう、施設職員の人材確保・職員体制を整えることが重要です。 社会福祉施設等においては、災害や感染症の発生時には、被災地域等における介護施設、障がい児者施設の入所者へのサービス提供の維持及び避難者への適切な対応を確保するために必要な職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、都道府県における社会福祉施設等関係団体への協力要請などを通じて、他施設からの職員の応援体制を確保するなどの対応が求められているところです。また、これにより、派遣元の施設等において、被災地等に職員を派遣したことで職員が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことができなくなるなどの場合、人員、設備等の基準の適用については、国の通知に基づき、柔軟に取り扱う等を行っているところです。 本市としましても、今後も国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、事業所が適切かつ安定的に運営を継続することができるよう、国に対し働きかけてまいります。 なお、令和3年度基準省令改正により、障がい福祉サービス等事業所において業務継続計画（BCP）の作成が義務付けられました。事業者のみなさまにおかれましては、万が一、災害や感染症等が発生した場合であっても、利用者の安全確保や必要なサービスの提供をできる限り維持できるよう、あらかじめ業務継続計画を作成いただきますようお願いいたします。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. < C > (20)
項目	障害児・者施設における職員の人材確保と定着を図るために、大阪市として新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じること。
(回答) 障がい児者施設における福祉・介護の人材確保・処遇改善の取組については、これまでの障がい福祉サービス等報酬改定においても継続的に見直しが行われてきましたが、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定においても、障がい福祉分野の人材確保のため、従来の処遇改善加算が一本化され、令和6年度には2.5%、令和7年度には2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行うこととしつつ、処遇改善の効果について実態を把握することとされております。 本市としましては、障がいのある方が安心してサービスを利用することができるよう、今後も国の動向を注視するとともに、事業所の安定的な運営の観点から報酬単価の見直し等を含め、障がい福祉従業者の処遇改善に向けて、引き続き国に対し働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. <C> (21)
項目	職員確保について、派遣会社や紹介業者への手数料、紹介料の支出が財政を圧迫してきている。福祉職員の人員確保のため、手数料、紹介料負担分への助成を行うこと。
(回答) 福祉現場での人材確保・処遇改善の取組については、これまでの障がい福祉サービス等報酬改定においても継続的に見直しが行われてきましたが、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定においても、障がい福祉分野の人材確保のため、従来の処遇改善加算が一本化され、令和6年度には2.5%、令和7年度には2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行うこととしつつ、処遇改善の効果について実態を把握することとされております。 本市としましては、障がいのある方が安心してサービスを利用することができるよう、今後も国の動向を注視するとともに、事業所の安定的な運営の観点から報酬単価の見直し等を含め、障がい福祉従業者の処遇改善に向けて、引き続き国に対し働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. <C> (22) ①
項目	障害児入所施設における職員配置基準を、早急に児童養護施設並みとするよう国に強く要望すること。また、大阪市としても職員が増員できるよう、予算措置を講じること。
(回答) 児童福祉法に基づく障がい児入所施設における人員配置基準については、令和3年度の基準省令改正において、主として知的障がい児を入所させる施設及び主として盲児又はろうあ児を入所させる施設における児童指導員及び保育士の総数が、おおむね障がい児の数を4で除して得た数以上とされ、従前よりも手厚い人員配置基準とされたところです。 本市としましては、障がい児入所施設における支援の実態を踏まえ、よりきめ細かな対応ができるよう職員配置基準の見直しや、良質な人材確保と事業者の経営基盤の安定を図ることができるよう報酬単価への適切な反映等について、国に対して引き続き要望してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

番号	5. <C> (22) ②
項目	18 歳以上の入所者を速やかに適切な施設に移行するため、進路開拓のための職員を大阪市として増員すること。
(回答) 障がい児入所施設に引き続き入所する 18 歳以上の入所者（いわゆる年齢超過者）の移行については、令和 6 年 3 月末日をもって経過措置適用期間が終了したところです。 しかしながら、障がい児入所施設に入所している児童が 18 歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるための取り組みは引き続き必要であり、本市としてはこども相談センターや障がい児入所施設等と連携し移行調整の協議の場を設け、円滑な地域移行を進めています。 また、地域移行の行き先となることが考えられる共同生活援助事業所に対しても、強度行動障がいにより移行が困難となっている方の受け入れを促進するため、受け入れの際に必要な調整や設備整備にかかる費用を助成する事業についても引き続き実施しています。 このほか、令和 6 年度障がい福祉サービス等報酬改定により、移行支援計画を作成・更新する際に、関係者が参画する会議を開催し連絡・調整を行った場合の評価を行う移行支援関係機関連携加算が新設されたほか、強度行動障がいを有する児童や重症心身障がい児などの特別な支援を必要とする児童が円滑に地域移行できるよう、宿泊・日中サービスの利用体験時に支援を行ったことを評価する体験利用支援加算が新設され、また、日中活動や移行支援の充実を図る観点から職業指導員加算が日中活動支援加算として算定要件の見直しが行われたところです。 本市としましては、障がい児入所施設における円滑な地域移行の促進について、国の示す新たな移行調整の枠組みを踏まえつつ、引き続き障がい児入所施設と調整しながら地域移行を進めていくとともに、障がい児入所施設の本来の役割である障がいのある児童への適切な支援ができる体制や環境の確保に努めてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

番号	5. <C> (22) ③
項目	看護師・臨床心理士などの専門職員配置のための予算額を引き上げるよう、国に強く要望すること。また、大阪市としても、専門職員配置のための予算措置を講じること。
(回答) 令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定においては、障がい福祉分野の人材確保のため、処遇改善を行うとともに、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うこととされ、全体で1.12%のプラス改定となっております。 また、国においては、従来の処遇改善加算を一本化し、令和6年度には2.5%、令和7年度には2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行うこととしつつ、処遇改善の効果について実態を把握することとされております。 障がい児入所施設では、医療的ケアや心理的ケアを必要とする児童のために、通常必要とする人員に加えて看護職員や心理担当職員等を配置している場合に、看護職員配置加算（Ⅰ）（Ⅱ）や、心理担当職員配置加算としてそれぞれ評価されることとなっております。 本市としましては、制度の運用実態を注視しながら、入所する児童が必要とする支援の確保並びに良質な人材の確保が図られるよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

番号	5. <C> (22) ④
項目	入所理由の第1位である虐待児童の心のケアのため、臨床心理士の配置を児童養護施設と同じく義務付けること。
(回答) 障がい児入所施設に置くべき従業者やその員数については、国の要綱や基準省令により定められており、現状心理指導担当職員については配置が必ずしも求められておりませんが、通常置くべき従業者に加え心理指導担当職員を配置した場合には、心理指導担当職員配置加算が支弁される取扱いとなっております。 一方で、令和2年度に開催された厚生労働省の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」では、その報告書において、障がい児入所施設に入所する障がい児について、被虐待児童が増加していることや、平成29年8月に取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」等を踏まえ被虐待児が心の傷を癒し回復していけるよう専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育の必要性を指摘しており、障がい児入所施設における社会的養護機能の強化を図ることとして、心理的ケアを行う専門職の配置の推進や職員に対する更なる研修等を行うべきとしています。 また、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、被虐待児に対して関係機関とも連携しながら心理面からの支援を行った場合を評価するために、要支援児童加算が新設されました。 本市としましては、障がい児入所施設に入所する児童や支援の実態を注視しながら、必要とする職員の配置や報酬について国に対し要望してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

番号	5. <C> (22) ⑤
項目	小規模グループケア加算の増額を国に要望するとともに、大阪市として必要な職員数が確保できるよう予算措置を講じること。
(回答) 小規模グループケア加算については、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、より家庭的な環境による支援を促進する観点から、より小規模なケアの評価の見直しが行われました。また、サテライト型の評価について、安全な運営のために人員配置の強化を求めた上で、評価の見直しが行われています。 本市としまして、制度運用の実態を注視しながら、施設の安定的な運営に向けた職員の配置基準や報酬単価の設定等、必要な財政措置について、引き続き国に要望してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

番号	5. <C> (22) ⑥
項目	障害児入所施設も、「児童養護施設等における負担軽減・定着支援事業」の対象とすること。 (回答) 児童養護施設等に入所する児童の約7割が被虐待経験等のあるケアニーズの高い児童であり、十分なケアを行うには専門的知識や経験等に基づく高い支援力が必要となります。しかしながら、児童指導員等の離職率が高く、人材不足により施設の体制が安定せず、被虐待児等の受け皿不足により受入れ調整に時間を要していることで一時保護所の入所期間の長期化につながっている状況があります。また、今後施設の小規模グループケア化により少人数での職員体制となり、業務負担が多く、職員の人材不足に拍車がかかることが危惧されることから、一時保護所における施設入所待ち児童の解消や、児童養護施設等において児童の受け入れができない状況の解消、こどもの支援力低下の防止などを目的として「児童養護施設等における負担軽減・定着支援事業」を実施しているところです。 障がい児入所施設については、障がい児は措置時においても、一時保護所ではなく障がい児入所施設に一時保護委託となることから一時保護所の長期化に至らないため、本事業の対象とはしていません。 今後について、障がい児入所施設に入所する児童や施設職員の実態を注視しながら、必要とする支援について検討してまいります。
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

番号	5. <C> (23) ①
項目	24 年度報酬改定で支援区分 5、4、3、2 の利用者支援の報酬が削減された。大阪市として早急に実態調査を行い、国に対して制度改善を要望すること。
(回答) 令和 6 年度障がい福祉サービス等報酬改定においては、障がい支援区分ごとの基本報酬について、重度障がい者の受け入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえた見直しが行われ、重度障がいのある方への支援や職員の配置等、サービス提供の実態に応じて加算する報酬体系に見直されております。 本市としましては、障がいのある方が安心してサービスを利用することができるよう、今後も国の動向を注視するとともに、報酬単価の必要な見直し等について、国に対し働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. <C> (23) ②
項目	リスクの高い1人夜間支援体制を改善し、複数体制がとれるよう、大阪市独自の職員配置を行うこと。
(回答) グループホームにおいて、複数の従業者により夜間支援を行う場合については、従業者の数に応じて、夜間支援体制加算を算定いただくことが可能です。 本市としましては、夜間に支援を必要とする障がい者が、グループホームで安心して生活することができるよう、報酬単価の見直し等について、他の指定都市等と連携しながら国に対して働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. <C> (23) ③
項目	グループホームでの職員による利用者虐待が増え続けている。現場では強度行動障害の利用者と1対1で長時間の対応が必要な場面が多い、大阪市として、グループホームに特化した虐待防止策について労働組合と協議し、策定すること。
(回答) 令和4年度より、グループホームを含む各障がい福祉サービス等事業では、虐待防止委員会及び虐待の防止等のための責任者の設置、従業者への虐待を防止するための研修実施などが義務化され、事業所が自ら虐待防止の措置を講じることが求められております。 また、事業所における具体的な対応などについては、令和5年7月に厚生労働省より「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和6年7月改訂）が出されており、強度行動障がいのある方への支援や虐待の防止についても掲載されております。 障がいのある方への虐待は、いかなる理由があっても許されないものであり、虐待を防止するために日頃から取り組むことは極めて重要です。今後とも適切な支援と虐待の防止について、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。	
担当	福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527

番号	5. <C> (23) ④
項目	求人を出しても問い合わせすらなく、入職しても3日、1週間で退職するケースが多くなっている。職員定着の1つとして、人件費部分の大阪市として独自加算を行うこと。
(回答) 障がい福祉サービス等事業所で働く方の処遇につきましては、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員等処遇改善加算の見直しが行われており、加算率が引き上げられたところです。 本市としましては、障がいのある方が安心してサービスを利用することができるよう、今後も国の動向を注視するとともに、事業所の安定的な運営の観点から報酬単価の見直し等を含め障がい福祉従業者の処遇改善に向けて、引き続き国に対し働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. <C> (24)
項目	生活介護等の障害福祉サービスの利用に送迎は欠かせない。利用者を送迎する時間はサービス提供時間に含めるよう、国に要望すること。
(回答) 指定生活介護事業所が、当該指定生活介護事業所等において行われる指定生活介護、共生型生活介護又は指定障害者支援施設が行う生活介護に係る障害福祉サービスの利用につき、利用者の送迎を行った場合には、次のいずれかの基準に適合すれば、送迎加算の算定が可能となっております。 (1) 原則として、当該月において、1回の送迎につき、平均10人以上（ただし、利用定員が20人未満の事業所にあつては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上）の利用者が利用していること (2) 原則として、当該月において、週3回以上の送迎を実施していること	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. < C > (25)
項目	就労継続支援 B 型の基本報酬について、平均工賃月額が高いほど基本報酬の単位数が高くなるといった成果主義的な報酬体系を見直すよう、国に要望すること。
(回答) 令和 3 年度報酬改定では、「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系が設けられ、就労継続支援 B 型事業所は、「平均工賃月額」に応じた報酬体系と「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系を選択することができるようになりました。 これらの報酬体系は、多様な利用者への対応を行う就労継続支援 B 型事業所の開設につながり、様々な障がい種別の方の選択肢が広がるものであると考えておりますが、サービスを必要とする障がいのある方が安心してサービスを利用することができるよう、事業所の安定的な運営の観点から、今後も国の動向を注視するとともに、報酬体系への適切な反映等について、引き続き国に対し働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. < C > (26)
項目	自立訓練（機能訓練）の職員配置基準は 6 対 1 となっているが、視覚障害者に対する訓練は歩行訓練や日常生活動作訓練など 1 対 1 で行うものが多い。訓練を安全かつ効率よく行うためには職員配置基準を 1 対 1 にする必要があるが、まずは 2.5 対 1 以下に改善するよう国に要望すること。また、大阪市独自に職員を加配すること。
(回答) 自立訓練事業の人員配置基準及び報酬体系等については、それぞれ「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」「障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」において定められています。 本市としましては、今後とも国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、利用者に必要なよりよい支援の提供が可能となるよう、事業所の適切かつ安定的な運営を図るための職員配置及び報酬単価の設定等を引き続き国に対し働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. <C> (27)
項目	早川点字図書室について、以下のことを実現すること。 ① 早川点字図書室の契約をプロポーザル方式から随意契約方式にすること。 ② 正規職員を雇用できるよう、委託契約額を大幅に引き上げること。
(回答) 早川福祉会館点字図書室運營業務委託事業の事業者の選定については、透明性・公平性を担保するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）を採用し、外部有識者の意見を参考にしながら、当該事業の委託先事業者を決定しています。 早川福祉会館点字図書室では、点字図書や点字刊行物の貸し出しをはじめ、点字・録音図書の作製など、様々な情報提供を行うことやボランティアの養成を通じて、視覚障がいのある方の社会参加の促進・福祉の向上に大きな役割を担っていただいているものと認識しており、今後も事業内容や取り組み状況などの検証を行いながら、引き続き事業の充実に努めてまいります。	
担当	福祉局 障がい福祉課 電話：06-6208-7994

番号	5. <C> (28)
項目	日本ライトハウス情報文化センターについて、以下のことを実現すること。 ①国から12名分の人件費を含む補助金が支給されている情報文化センターに対して、大阪市の補助金条例を理由に、支給されている補助金と同額の独自財源を求めることをやめること。 ②点訳・音訳ボランティアが減少するなか、視覚障害者の情報環境を拡充していくために大阪市として国の情報化対応特別管理費とは別に独自に予算化して、有償の点訳者や音訳者が活動できるよう保障すること。
(回答) 本市では、点字図書館の円滑な運営を図り、身体障がい者の福祉の増進に資することを目的として、社会福祉法人日本ライトハウスが設置する点字図書館の運営事業に対する補助を、国の身体障害者保護費国庫補助金交付要綱及び本市の点字図書館運営補助金交付要綱に基づいて実施しています。 情報化対応特別管理費にかかる対象経費につきましては、厚生労働省通知(※)に基づき、点字図書や音声図書を製作するために必要なパソコン等の購入経費等をはじめ、点訳・音訳を行う者への謝金等や、専門的な知識を持つものの賃金等も対象にしています。 ※令和3年3月29日付け「読書バリアフリー法を踏まえた障害福祉関連施策の推進について(通知)」	
担当	福祉局 障がい福祉課 電話：06-6208-7994

番号	5. <C> (29)
項目	全区への手話通訳者・相談員の設置に向けての検討内容、進捗状況を明らかにすること。また「聴覚言語障がい者コミュニケーション支援事業」との連携について、必要に応じて当事者、事業受託団体との協議を実施すること。
(回答) 聴覚・言語に障がいのある方々に対するコミュニケーション手段の確保及び生活相談の重要性については、本市としても認識しており、複数の区役所において窓口案内業務のなかで手話通訳者を配置し、全区役所には手話通訳の拠点と遠隔での手話通訳が可能なタブレット端末を設置しております。 また、聴覚・言語に障がいのある方々への支援としまして、事業受託団体に手話通訳者の専任者を配置し、手話通訳者派遣業務及び聴言障がい者生活相談業務等を実施しております。 今般、「手話に関する施策の推進に関する法律」が令和7年6月25日に公布・施行され、手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であること、手話に関する施策を総合的に推進することなどが規定されました。今後の国の動きを注視しながら、引き続き、手話で対応できる市民窓口の充実に向けて、必要に応じて当事者等の意見も参考にしながら、検討を進めてまいります。	
担当	福祉局 障がい福祉課 電話：06-6208-8072

番号	5. ＜C＞（30）		
項目	<u>災害などが起こった際、福祉避難所での支援、また施設や在宅で生活している人たちへの支援が適切に行われるよう、大阪市から専任の職員を配置するなど体制を整えること。</u>		
（下線部について回答） 本市では、災害が発生した際や、感染症が発生した際は、各発生段階に応じた高齢者及び介護サービス事業所等への対応を大阪府、危機管理、医療、福祉の関係部局及び関係団体等と連携し対応してまいります。 介護施設等は、サービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画の作成が義務付けられており、感染症や災害が発生した場合の対策として、必要な研修及び訓練の実施等、日ごろから備えをしておくことが重要であり、業務継続計画が未策定とならないよう、ホームページ等での周知をはじめとして、集団指導や運営指導を通じ、指導・助言に取り組んでまいります。			
担当	福祉局 高齢者施策部 福祉局 高齢者施策部	高齢福祉課 介護保険課（指定指導G）	電話：06-6208-8026 電話：06-6241-6310

番号	5. < C > (30)
項目	災害などが起こった際、福祉避難所での支援、また施設や在宅で生活している人たちへの支援が適切に行われるよう、大阪市から専任の職員を配置するなど<u>体制を整えること。</u> (下線部について回答) 本市では、災害発生時にひとりでの避難が困難な方や一般的な避難所では避難生活を行うことが困難な方などの要配慮者への支援について、要配慮者自身、自主防災組織、大阪市のそれぞれの果たすべき事項を取りまとめた「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」（以下、「計画」という。）により取組みを進めています。 この計画において、一般の災害時避難所では対応できない要配慮者のための特別な配慮がなされているなどの条件や選定方針をあらかじめ定めております。 大規模災害の発生直後など、安全な場所への避難が必要な場合においては、行政の支援体制が整うまでに時間を要することから、要配慮者の避難支援は自主防災組織等、地域住民による支え合いがもっとも重要となります。そのため、自主防災組織など地域においては、日頃から要配慮者の情報を把握し、災害時には迅速な避難支援等が行えるよう取組みを進めていただいております。引き続き、自主防災組織による要配慮者の避難支援の取組みに支援を行ってまいります。
担当	危機管理室 危機管理課（減災対策担当） 電話：06-6208-7380

番号	5. ＜C＞（31）		
項目	大阪府と連携して、 <u>災害や感染症の発生時に高齢者を避難、隔離できる福祉避難所を整備すること。</u>		
（下線部について回答） 福祉避難所については、高齢者施設や障がい者施設を中心として指定しております。 また、小中学校の災害時避難所において、バリアフリー等に配慮した部屋を福祉避難室として活用することとしております。			
担当	危機管理室	危機管理課（減災対策担当）	電話：06-6208-7380
	危機管理室	危機管理課（防災計画担当）	電話：06-6208-7384

番号	5. ＜C＞（32）		
項目	災害や感染症の感染拡大による利用自粛等による減収を補填すること		
（回答） 介護保険施設等の事業者は、災害時や感染症拡大時にも事業を継続できるよう事業継続計画書を作成することが令和6年4月より、経過措置期間が終了し完全義務化されました。 引き続き、本市では、介護施設等の業務継続計画が適切に作成されるよう、集団指導や運営指導を通じて、指導・助言に取り組んでまいります。			
担当	福祉局 高齢者施策部	介護保険課（指定・指導G）	電話：06-6241-6310
	福祉局 高齢者施策部	介護保険課（管理G）	電話：06-6208-8028

番号	5. < C > (33)、(34)、(36)
項目	(33) 体調の悪い介護職員が気兼ねなく休みが取れるよう、職員の増員のための財政支援を講じること。 (34) 夜勤の介護職員の体制を強化するために、支援策を講じること (36) 人材不足の背景にある低い賃金を引き上げるため、財政支援を講じること。
(回答) 介護保険は、全国統一の制度であり、介護労働者の処遇改善については、国による適切な介護報酬の設定等により対応するべきものであることから、本市として指定都市共同提案などの機会を通じ、国に対し引き続き要望を行ってまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理G） 電話：06－6208-8028

番号	5. < C > (35)
項目	利用料等の負担を軽減するための支援策を講じること。
(回答) 介護保険サービスの利用料につきましては、サービスに係る費用の1割、2割又は3割を負担していただいておりますが、利用者負担額が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年 80 万円以下（令和 7 年 8 月からは 80 万 9 千円以下に変更予定）の利用者負担段階が第 2 段階の方については、平成 17 年 10 月から月額負担上限額を 15,000 円とし、低所得者に対する自己負担が少なくなるよう設定されております。 また、平成 20 年 4 月から各医療保険における世帯内の 1 年間の介護保険と医療保険とのサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限金額を超えた場合については、高額医療合算介護サービス費を支給しております。 介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の居住費、食費については、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方については所得に応じた負担限度額を設け、基準費用額と負担限度額との差額を特定入所者介護（介護予防）サービス費として支給し、負担軽減を行っています。 さらに、社会福祉法人等が提供するサービスについては、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等と協力して実施しているところです。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付 G） 電話：06-6208-8059

番号	5. < C > (37)		
項目	昨年 4 月の報酬改定で訪問介護事業の報酬は大きく削減され、在宅介護で大きな役割を果たしている訪問介護事業で閉鎖や統合、倒産が増えている。大阪市の訪問介護事業を継続させていくために、事業への支援策を早急に実施するとともに、国に対して、介護報酬の引き上げを強く要望すること。		
(回答)			
介護報酬の改定にあたっては、人口構造や社会経済状況の変化に加え、各サービス事業所等の経営状況を踏まえ、国の社会保障審議会介護給付費分科会において、有識者や関係団体等からの意見も聞きながら検討されてきたところです。 厚生労働省が実施した令和 5 年度介護事業経営実態調査にて、訪問介護の収支差率が 7.8%と全介護サービスの収支差率の 2.4%を大きく上回っており、このような状況も含め、国において検討された結果、介護サービス全体でプラス 1.59%の報酬改定が示される中、訪問介護について約 2.4%のマイナス改定となりました。 一方、介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえて、事業者による、昇給と結びついた形での賃金向上の仕組みの構築を促すため、これまでの介護報酬改定において「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」が創設され介護職員の賃金改善が図られてまいりました。 さらに、令和 6 年度の報酬改定においては、事業者の負担軽減につながるよう、従来の加算から「介護職員等処遇改善加算」への一本化が行われ、加算率も 2.5%引き上げられたところです。 なお、訪問介護の処遇改善加算については、他の介護サービスよりも高い加算率が設定されており、最上位の介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）では 24.5%、最下位の介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）でも 14.5%となっており、特別養護老人ホームの最上位 14.0%や、介護老人保健施設の最上位 7.5%、通所介護の最上位 9.2%などと比べても極めて高い加算率が設定されています。 本市では、「介護職員等処遇改善加算」等の手続きについて、ホームページでの周知はもちろんのこと、各事業所へメールや F A X での周知を複数回行うなど、事業者の皆様にも処遇改善加算を取得していただけるよう、より丁寧な案内に努めています。さらに、令和 7 年度には処遇改善加算の取得を促進するための、取得促進事業を実施予定です。 また、従業者への配分方法について、全従業者への周知が不足していることが判明した場合は、事業者に対し指導を行い、「介護職員等処遇改善加算」等を取得することで得られる増収分が、確実に賃金として従業者に配分されるよう努めているところです。 介護保険は全国統一の制度であり、国による適切な介護報酬の設定がされるべきものであるため、指定都市共同提案などの機会を通じ、国に対し要望を行ってまいります。			
担当	福祉局 高齢者施策部	介護保険課（管理 G）	電話：06－6208-8028
	福祉局 高齢者施策部	介護保険課（指定・指導 G）	電話：06－6241-6310

番号	5. < C > (38)
項目	大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会交付金は、高齢化・孤立化がすすむ地域福祉活動支援や災害においても社会福祉協議会の役割が十分果たせるように、過去の減員回復、人口規模に応じた加配など行い、地域を支えられる正規職員を増員すること。
(回答) 本市と大阪市社会福祉協議会においては、地域福祉活動の支援に係る連携協定を締結し、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域づくりのための取組みを行っております。また、災害時におけるボランティア活動支援に関する協定を締結するなど、防災の面においても連携を行っております。さらに、区役所においては、区社会福祉協議会と連携して、地域福祉活動の推進に向けた情報共有と協力体制の強化を図り、また、災害等への対応に関しても、防災訓練を行うなど、相互に協力・連携を行う必要があるものと認識しています。 しかしながら、地域福祉活動支援や災害時に対応できる体制の構築といった人員配置に関することについては、各々の福祉職場において、雇用主との間で検討されるべき事項であると考えております。 本市と社会福祉協議会が連携・協働して地域福祉を推進していくためにも、社会福祉法に基づき社会福祉協議会が実施する事業に対する交付金を支出するとともに、今後も引き続き、本市と社会福祉協議会が双方の役割分担のもと、地域福祉活動を支援する取組に努めてまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7973

番号	5. < C > (39)																										
項目	大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、正規職員が、雇用できる委託料に引き上げること。																										
	(回答) 福祉を推進する各種事業において外部委託により実施できるものについては、公募により受託事業者を決定しております。 外部委託により実施するとした各種事業を公募するにあたっては、それぞれの事業を委託により実施するために必要な事業費を適正に算定しております。 また、契約期間については原則として単年契約となりますが、事業継続を必要とする事業については、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 号に基づき複数年での契約を行っております。																										
担当	<table border="0"> <tr> <td>福祉局</td><td>生活福祉部</td><td>地域福祉課</td><td>電話：06-6208-7958</td></tr> <tr> <td>福祉局</td><td>生活福祉部</td><td>自立支援課</td><td>電話：06-6208-7959</td></tr> <tr> <td>福祉局</td><td>高齢者施策部</td><td>介護保険課（認定G）</td><td>電話：06-4392-1727</td></tr> <tr> <td>福祉局</td><td>障がい者施策部</td><td>障がい支援課（認定G）</td><td>電話：06-4392-1730</td></tr> <tr> <td>福祉局</td><td>高齢者施策部</td><td>地域包括ケア推進課</td><td>電話：06-6208-8060</td></tr> <tr> <td>福祉局</td><td>高齢者施策部</td><td>高齢者福祉課 いきがいG</td><td>電話：06-6208-8054</td></tr> </table>			福祉局	生活福祉部	地域福祉課	電話：06-6208-7958	福祉局	生活福祉部	自立支援課	電話：06-6208-7959	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（認定G）	電話：06-4392-1727	福祉局	障がい者施策部	障がい支援課（認定G）	電話：06-4392-1730	福祉局	高齢者施策部	地域包括ケア推進課	電話：06-6208-8060	福祉局	高齢者施策部	高齢者福祉課 いきがいG	電話：06-6208-8054
福祉局	生活福祉部	地域福祉課	電話：06-6208-7958																								
福祉局	生活福祉部	自立支援課	電話：06-6208-7959																								
福祉局	高齢者施策部	介護保険課（認定G）	電話：06-4392-1727																								
福祉局	障がい者施策部	障がい支援課（認定G）	電話：06-4392-1730																								
福祉局	高齢者施策部	地域包括ケア推進課	電話：06-6208-8060																								
福祉局	高齢者施策部	高齢者福祉課 いきがいG	電話：06-6208-8054																								

番号	5. < C > (40)
項目	コミュニティーソーシャルワーカーは、各区で複数以上の正規で配置できるようにすること。
(回答) 「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」においては、現在、全市にコミュニティーソーシャルワーカー（C S W）を 98 名配置し、実施しております。 また、各区における地域の特性等に応じて、区独自の取組みと併せて事業を実施しており、各区・地域の実情に応じた取組みを進めております。 今後も事業内容や各区における取組み状況などの検証を行いながら、安定した事業実施に努めてまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7954

番号	5. <C> (41)		
項目	要介護認定・障害支援区分認定調査事業公募は、短期のプロポーザルは改め、現員現給制の予算措置を行い、正規職員の増員により労働者の定着と安定した調査ができるようにすること。 (回答) 要介護・障がい支援区分認定調査業務の委託につきましては、中立性・公平性を図り当該調査を適正に実施することが求められております。 要介護・障がい支援区分認定調査業務にかかる委託契約の条件等については、この間の人件費の上昇等も考慮して事業費を積算するとともに、マーケットサウンディング（市場調査）を実施し、参入しやすい公募条件や法人のアイデア等、事業者の意見をお聞きしたうえで、要介護認定調査業務と障がい支援認定調査業務を一体的に委託することとし、市内 25 ブロック毎に令和 7 年度から 9 年度までを契約期間とする長期継続契約で複数の法人と契約いたしました。 今後も事業者等と十分に連携・協議しながら、円滑かつ適正な認定調査業務が実施できるよう努めてまいります。		
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（認定 G）	電話：06-4392-1727	
	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（認定 G）	電話：06-4392-1730	

番号	5. <C> (42)
項目	日常生活支援事業（あんしんさぽーと事業）は独居高齢者、生活保護受給者を多く抱える大阪市の特性をふまえ、継続的に高いスキルを担保できる職員を確保し、利用者の権利が守られるよう、国に対しても要求し、正規職員の大幅増員を行うこと。
（回答） 日常生活自立支援事業（あんしんさぽーと事業）につきましては、社会福祉法に定める福祉サービス利用援助事業として、実施主体である大阪市社会福祉協議会が事業のための体制整備、人員配置を行っており、本市としては、市民の権利擁護を推進することを目的に、当該事業に対し補助を行っているところです。 平成 26 年度には、利用者増への対応と体制強化を図るため、専門相談員を大幅に増員できるよう、大阪市社会福祉協議会への補助金を増額いたしました。 しかしながら、平成 27 年度に補助金の特定財源である国庫補助の大幅な見直しが行われたことにより、「利用者 1 人あたり」による算定基準に改められ、この算定基準によっては必要な財源確保がかなわないため、国に対し個別協議を実施しているところです。 平成 31 年度には、平成 30 年度に比べて国庫補助算定基準額がわずかに引き上げられましたが、十分な額とは言い難く、本市の補助事業として円滑な事業運営が図られるよう、引き続き国に対し財源措置に関する要望を行うとともに、今後とも予算確保に努めてまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課（相談支援） 電話：06-6208-7974

番号	5. < C > (43)
項目	生活支援体制整備事業の居場所づくりや生活支援サービスの創出は、高齢者だけでなく、障がい者、子どもの分野にいたるまで社協が行う本来業務であり、2層コーディネーター配置と事業拡大はコーディネーター任せにせず、大阪市・区役所・社協全体で取り組むこと。2層コーディネーター配置にあたっては、安定的に働き続けられるよう正規職員の予算措置を行うこと。
(回答) 生活支援体制整備事業については、受託者である各区社会福祉協議会に対して、生活支援コーディネーターの配置及び各事業の実施を委託しております。生活支援コーディネーターの配置は急激な高齢化の進展に伴う喫緊の課題解決に向けた施策であり、各区社協の地域支援員が行う地域づくりをベースに、各区社協の地域支援員と連携を図りながら、地域支援員では対応できなかった高齢者に特化した生活支援・介護予防サービスの開発等を行っております。 また、生活支援コーディネーターが効果的に活動できるよう、受託者である各区社会福祉協議会が各区役所と連携して策定した年間事業計画に基づく取組みに対して検証・見直しを行い、PDCA サイクルに沿って進めているところです。 なお、有識者会議の意見を踏まえ、第2層コーディネーターの配置についても、有機的な連携や、効果的な支援体制の構築を図るため、第1層コーディネーターと同様に各区社会福祉協議会へ委託しており、生活支援コーディネーターの配置にあたっては、第2層だけでなく、第1層も含めた柔軟な職員体制及び事業実施体制が確保できるよう努めております。	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケアG） 電話：06-6208-8060

番号	5. <D> (1)
項目	大阪市の放課後対策として児童いきいき放課後事業と学童保育を両輪として拡充していくこと
(回答) 大阪市では、昭和 44 年以来、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生（留守家庭児童）を主な対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るため、民設民営の取り組みに対する補助金の交付を行う「留守家庭児童対策事業」を実施しております。 一方、近年の少子化・核家族化・夫婦共働きの一般化による子どもたちを取り巻く環境の変化に対応するため、留守家庭の子どもに限らず、すべての小学生に放課後等の安全・安心な遊び場・居場所を提供し、その健全な育成を図ることを目的として、平成 4 年度から小学校の余裕教室等を活用した児童いきいき放課後事業を開始し、現在では市内の全市立小学校で実施しております。 本市の放課後児童施策については、大阪市内の全ての小学校区で実施する児童いきいき放課後事業を中心に進めていくこととしており、それぞれの地域ニーズに応じたサービスが提供できるよう実施主体について公募により選定するとともに、令和 7 年度から児童の安全と保護者の利便性の向上を図るため入退室管理アプリの導入や時間延長を利用人数に限らず全ての活動室において実施しております。 留守家庭児童対策事業については、児童いきいき放課後事業の補完的役割として、民設民営で実施されている放課後児童クラブに対して補助を継続しております。 平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度の開始にあたり、大阪市でも国の基準に合わせて留守家庭児童対策事業補助金の運営費や開設時間延長加算、開設日数加算を行い、障がい児受入推進加算補助金等を含め、補助金交付基準の引き上げを行っております。 また、平成 29 年度から「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施するとともに、令和 4 年 2 月からは、放課後児童支援に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、賃上げ効果が継続されることを前提として、収入を 3 % 程度引き上げるための補助を実施しています。加えて、令和 6 年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を 2 名以上配置した場合」の補助基準を新設し、補助を行っています。	
担当	こども青少年局 企画部 青少年課（放課後事業G） 電話：06-6684-9573・9559

番号	6. (1)
項目	全国の小中学校で 2023 年度に不登校だった児童生徒が前年度比 4 万 7434 人増の 34 万 6,482 人で、過去最多を更新しました（中学校 21 万人、小学校 13 万人）。30 万人超えは初。大阪市の中学校は 4,917 人、在籍比率は 9.61%、約 1 割となりました。 「学力経年テストのため授業を急いだ」（小学校教員）、担任から「昨年の平均を上げるために頑張っています。受けますか？」と言われた」（特別支援学級在籍児童の保護者）との声が上がっています。小学 3 年生からの学力経年テスト、5・6 年すくすくウォッチ、全国学力テスト、中学生チャレンジテストで、「親からみて学校がきゅうくつなんだろうな」と言われています。「あまりにも競争的な学校環境から子どもを解放する」（国連子どもの権利委員会）が必要です。テスト漬けの競争教育をやめること。
（回答） ご指摘の「全国学力・学習状況調査」や「チャレンジテスト」など、各種調査の対象は大阪市のすべての小中学生が対象となっております。 また、各種調査の目的は、「子どもたちが自分自身の強みをのばすこと」や、「子どもや保護者が学習理解度及び学習状況等を知り、主体的に学習に取り組めるようにすること」「教育の成果と課題を検証し、一人一人に応じたきめ細やかな指導の充実につなげること」などであり、子どもたちの成長に向けて、大きな利益につながることを考えております。 今後も、調査結果を踏まえた教育の PDCA サイクルの確立に向けて引き続き、学習指導の充実や学習状況の改善に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	6. (2)
項目	ゆきとどいた教育をすすめるため、<u>幼稚園・小学校・中学校統廃合をやめること。大</u> <u>阪市の独自措置で、直ちに中学校の 35 人学級、幼稚園、幼稚園型認定こども園を 25 人</u> <u>学級とすること。さらに、幼・小・中学校の 20 人学級を実現すること。</u>
(下線部について回答) 市立幼稚園につきましては、「民間において成立している事業については民間に任せる」という市政改革の基本的な考え方にに基づき、各区において、施設や地域の状況を考慮したうえで、休廃止も視野に入れながら、民営化を進めることとしています。 また、1 学級の定員については幼稚園設置基準等に基づき、幼稚園の 4、5 歳児は 35 人、幼稚園型認定こども園の 4、5 歳児は 30 人と定めているところです。 今後も引き続き、市立幼稚園等の果たすべき役割や在り方について検証しながら個々の園の状況や地域ニーズ等を踏まえ、方針を決定してまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8165

番号	6. (2)
項目	ゆきとどいた教育をすすめるため、幼稚園・小学校・中学校統廃合をやめること。大阪市の独自措置で、直ちに中学校の 35 人学級、幼稚園、幼稚園型認定こども園を 25 人学級とすること。さらに、幼・小・中学校の 20 人学級を実現すること。
(下線部について回答) 大阪市では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。 今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、学校配置の適正化に関係する方々が、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取組を進める必要があることから、令和 2 年 4 月に「大阪市立学校活性化条例（以下「条例」という。）」を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定しました。 小学校の配置の適正化に取り組む中で、中学校でも小規模化の進行が見られたことから、これに対応するため、審議会から、令和 6 年 3 月に中学校の配置の適正化に係る意見書が教育委員会に提出されました。 当該意見書を踏まえ、令和 6 年 9 月開催の総合教育会議では、中学校の学校配置の適正化の今後の進め方が協議され、その結果、「一定の集団規模が確保された良好な教育環境を整えるためには、中学校についても、学校配置の適正化を進めることが必要であり、小学校と同様に規定化することが望ましい」との方向性が確認されました。これを受け、新たに中学校の適正規模に関する事項を規定するため、令和 7 年 4 月に条例を改正しました。 学校配置の適正化の検討につきましては、ニアイズベターの考え方のもとに、区担当教育次長である区長のリーダーシップの下、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者・地域の皆さまからご意見を聴くこととしており、教育委員会としましては区役所と連携し、児童・生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9111

番号	6. (3) ①
項目	就学援助制度の捕捉率を上げること。就学援助の費目を拡大すること。
(回答) 就学援助の申請につきましては、毎年、市立の小学校・中学校及び義務教育学校に在学する児童及び生徒（入学予定者も含む）の保護者全てに対して「就学援助制度のお知らせ」及び「申請書」を配付し、学校を通じて保護者から申請いただけるようにしております。 その他、大阪市のホームページに「就学援助制度のお知らせ」及び「申請書」を掲載したり、区・大阪市の広報記事掲載や「子育ていろいろ便利帳」などの市民向け手引への掲載など、定期的に行っています。 また、欠席連絡等アプリによるデータ配信による周知を、各学校で検討するよう依頼を行っております。 今後も引き続き、就学援助を必要とされる方が、申請いただき、十分に活用していただけるよう制度の周知に努めてまいります。 つぎに、本市における就学援助の支給対象である学用品費等につきましては、平成 20 年度から保護者の方が学校に納めていただいている学校徴収金を対象とし、その相当額を支給しております。 また、校外活動費についても、宿泊代、食事代、保険代を含む学校徴収金相当額の全額を支給対象としております。 他にも、従前は支給対象外となっておりました尿検査等の「保健費」、学級写真代等の「その他諸費」、卒業アルバムや茶話会等の「卒業諸費」につきましても支給対象に加えております。	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 電話：06-6115-7653

番号	6. (3) ②
項目	「授業料無償」に加え、「修学費無償」(学校に通うために必要な教育費)が先進国の施策であり、通学手段や交通費も含む「教育費完全無償」が目指されています。教材、絵具、リコーダー、制服、体操服、ランドセル、指定カバン、遠足、修学旅行、クラブ活動、筆記用具、学習用ノートなどの自己負担をなくし教育費完全無償化を実現すること。
(回答) 学校において使用する消耗品などの購入経費、図書や光熱水費、建物修繕などの費用については、「学校維持運営費」として公費で負担することとしています。一方、児童・生徒個人に直接還元される教材などや、遠足・修学旅行などの費用については、保護者の方にご負担いただいております。	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 学務担当 電話：06-6115-7832

番号	6. (4) ①		
項目	「学力向上支援チーム事業」について、年間３回のスクールアドバイザーによる授業参観を行う「効果検証授業」及び「若手教員（１～５年目、常勤講師等）への直接指導による研修」が、日々の業務で多忙な教員に対して、授業指導案の作成などでさらなる負担を強いている。「学力向上支援チーム事業」の内容を各学校の現状に合わせて、訪問回数を削減して、現場の業務負担を減らす措置を速やかにとること。		
(回答) 「学力向上支援チーム事業」で実施される「効果検証授業」及び「若手教員（１～５年目、常勤講師等）への直接指導による研修」については、各校で実施している研究授業や校内研修に兼ねてもよいとしております。訪問回数や学習指導案の作成等の教員の授業力向上への支援については、教員の負担の増加とならないよう留意しながら、教員の授業力向上に取り組んでまいります。			
担当	教育委員会 総合教育センター 教育振興担当 電話：06-6718-7471 教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186		

番号	6. (4) ②
項目	各学校で行われている研究授業は授業者の業務上の大きな負担になっている。加えて、「学力向上支援チーム事業」の導入により、特に若手教員は年間複数回の「研究授業」を行うことが多くなっている。多い時には6～8ページ程度（約5000字～約7000字）に及ぶ「授業指導案」の作成と、他の教員と指導案について話し合う「指導案検討会」などの会議も行い、意見も取り入れながら添削・再検討などを行うため、「授業指導案」の作成だけでも膨大な時間がかかる。そのため、多くの教員は休日などの勤務時間外に「授業指導案」の作成を行うことになる。また日々の担任業務・校務分掌の仕事も並行に行いながら、研究授業の準備を行うため、授業者は必然的に時間外の勤務を行うことが当たり前になっている。 加えて、若手研修や行政区内の研究授業が重なると、年に数回の研究授業（授業参観・公開授業）を行うことになり、その都度、授業準備を行うことになる。 前日の就業から翌日の始業まで「11時間以上」の休息時間を取ることを使用者に義務付ける「勤務間インターバルタイム」について、人事院は2024年3月29日「勤務間のインターバル確保について」（令和6年3月29日職職一78・人事院事務総局職員福祉局長発）の通知を出し、「勤務間インターバルタイム」を各府省の努力義務とするための人事院規則の改正を交付しました。この規則改正は2024年4月1日から施行されている。 大阪市教育委員委員会の「第2期 学校園における働き方改革推進プラン」では「1か月の時間外勤務時間が45時間を超えない。1年間の時間外勤務時間が360時間を超えない等」の方針を示している。 教職員が「十分な生活時間や睡眠時間を確保し、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら働き続けることを可能にするため」、長時間勤務や「業務の持ち帰り」での指導案作成が当たり前になっている「研究授業」の進め方を抜本的に見直すこと。
	(回答) 「学力向上支援チーム事業」の授業参観においては、学習指導案を略案にする等、教員の負担軽減に努め、学習指導案作成等について「業務の持ち帰り」が発生しないよう努めてまいります。 また、研究授業について、新任教員研修の研究授業においては、昨年度は複数の参加者があることと学習指導案（略案不可）を作成することとしておりましたが、今年度は複数の参加者があることとしております。 研究授業の在り方については、教員の負担を考慮すると同時に、教師の学びを深められるものになるよう検討してまいります。
担当	教育委員会 総合教育センター 教育振興担当 電話：06-6718-7471 教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	6. (4) ③
項目	大阪市教育局の「学力向上支援チーム事業」の取り組みにおいては、各小中学校で1名選出する「対象教員」(スクールアドバイザーによる授業力向上への支援を重点的に受け効果検証の対象とする教員)と「対象教員」の担当する1学級に対し、年間3回の「授業参観」(実質の「研究授業」)と意識調査等を行う「効果検証」授業は、多くの小中学校では、若手教員が担当している。これら「効果検証授業」は、年間3回の指導案作成と「授業参観」を行うため、ただでさえなれない業務を日々進めている教員には大きな負担となっている。これら実態は、教員の「時間外勤務」の抑制や「勤務間インターバル」の確保をさらに困難にしている。 担当する教員への業務負担を強いる「効果検証授業」を速やかに廃止すること。また、「効果検証授業」の指導案は年3回とも全てを「略案」とすることを全ての小中学校において、徹底すること。
(回答) 「効果検証授業」及び「効果検証授業」にかかる学習指導案の作成については「対象教員」の負担とならないよう留意しながら「略案」にする等、取り組んでまいります。 「学力向上支援チーム事業」が、若手教員の負担の増加とならないよう留意しながら、若手教員の授業力向上に取り組んでまいります。	
担当	教育委員会 総合教育センター 教育振興担当 電話：06-6718-7471 教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	6. (5) ①		
項目	障害者権利条約の趣旨に則り、障害のある子どもの能力を最大限度発達させるインクルーシブ教育を実現するための基礎的環境整備を、行政機関の責務として進めること。2025 年度の特別支援学級在籍数・設置数、通級による指導利用数・担当教員配置数（そのうち兼務教員がある場合はその数）について、説明を求める。		
(回答) 本市では、従来より、障がいのある子どもの人権尊重を図り、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育の推進に努めています。 共生社会の実現に向けて、障がいのある人の日常生活や社会生活を制限し、社会への感化を制約する社会的障壁を取り除く取組が強く求められており、教育委員会としまして、大阪市教育振興基本計画に掲げるインクルーシブ教育の推進にむけて、引き続き、基礎的環境整備を進めてまいります。 令和 7 年度小・中学校及び義務教育学校における特別支援学級在籍児童生徒は、11,953 名、特別支援学級設置数は 2,215 学級、通級による指導を受けている児童生徒数は 2,980 名となっております。 また、通級による指導における担当教員の配置については、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいります。			
担当	教育委員会事務局 教育委員会事務局	指導部 教務部	インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6. (5) ②
項目	特別支援学級に在籍している、あるいは入級を希望している子どもとその保護者に、特別支援学級からの退級や入級意向の取り下げ等、学びの場の変更の強要は行わないこと。特に、通級による指導を自校開設する学校において、特別支援学級からの学びの場の変更の強要が行われないようにすること。通級による指導を「受け皿」にするような特別支援学級への入級抑制、特別支援学級からの安易な学びの場の変更を行わないこと。
(回答) 本市では、これまで、本人・保護者の意向を最大限尊重し、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めており、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めてまいりました。この考え方については、今後も変わるものではありません。 引き続き、通級による指導の対象になる児童生徒の実態を把握し、学びの場の検討を行う等、インクルーシブ教育システムの充実と推進に取り組んでまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6. (5) ③
項目	特別支援学級担任・通常学級担任ならびに特別支援教育コーディネーター・通級による指導担当教員を含む教職員に、学びの場の変更を保護者に促すような役割を課さないこと。市教委としての保護者向けの説明会や、相談窓口を設置すること。
(回答) 学びの場の適切な判断には、一人一人の障がいの状況に合わせて、本人保護者としっかりと検討する必要があることを、研修等を通し、全教員に周知しております。引き続き、本市における多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めてまいります。 相談等に関しましては、インクルーシブ教育推進室の就学相談員等が、電話や来所による相談に応じております。なお、保護者向けに障がいのある子どもの就学・進学や、進路・就労等に関する講座を今年度も実施しております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6. (5) ④
項目	特別な教育的ニーズのある子どもの学びの場の決定にあたっては、文科省 2022 年 4 月 27 通知に示された学びの時間や、文科省 2013 年 10 月 4 日通知で示される「障害の種類及び程度」を入級制限するものとして扱うことなく、子どもや保護者が必要とする教育的ニーズに応じた就学・入級の相談・決定を行うこと。特に LD・ADHD 等の発達障害の子どもにおいても、子どもの実態に即した特別支援学級での学習を必要とする場合には、特別支援学級への入級も可能とし、その旨を各校にも周知すること。
(回答) 特別支援学級設置に関しましては、各学校より提出された「通級による指導及び特別支援学級状況報告書」や関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成 25 年 10 月 4 日付け文科初第 756 号）等の通知や、令和 3 年 6 月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」に基づき、校長とのヒアリングを重ね適切に行ってまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6. (5) ⑤
項目	これまで大阪市教委は「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を標榜し、障害のある子どもたちへの特別支援学級での実践を疎かにしてきた経緯がある。通知を受けた方向性の変更があるならば、これまでの経緯と変更の理由について説明をすること。また、「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育により、実践研究や人事面において障害児教育実践の蓄積が大きく阻まれてきたことを鑑み、子ども、保護者や学校現場に混乱が起きないような形で、子どもの発達に応じた障害児学級（特別支援学級）での実践の充実を、市教委として進めること。
(回答) 本市では、これまで、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めており、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めてまいりました。この考え方については、今後も変わるものではありません。 引き続き、特別支援学級における児童生徒の発達に応じた教育実践をすすめるとともに、通常学級での交流及び共同学習での実践など、障がいのある子どもが達成感を持って充実した時間が過ごせるよう、教員研修において、特別支援教育に関する専門性を高め、一人一人の障がい状況に合わせた特別支援教育の充実が図れるよう努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6. (5) ⑥
項目	次年度の特別支援学級設置計画にあたっては、障害種別による学級設置と既定の学級定数を遵守すること。また、学校からの申請に基づき、障害種別での在籍が1人の場合もその種別での学級設置を行うこと。児童・生徒の属する学級種別の判断は、学校からの申請を十分に尊重して行うこと。
(回答) 特別支援学級設置に関しましては、各学校より提出された「通級による指導及び特別支援学級状況報告書」や関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け文科初第756号）等の通知や、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」に基づき、校長とのヒアリングを重ね適切に行ってまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6. (5) ⑦		
項目	特別支援学級の編制にあたっては、同一学年での編制を原則とし、複式学級となる場合は、8人を超えている学年を含めずに編制を行うこと。但し、算出された学級数の内において、各学校の教育課程編成による学習や生活の集団編成については、各校の判断に委ねること。		
(回答) 公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、特別支援学級について、1学級の標準が8人と定められています。 また、特別支援学級在籍児童生徒の教育課程につきましては、特別の教育課程も含め、一人ひとりの児童生徒の障がいの状況に応じ各学校が編成を行うこととなっており、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいて実施されるものと考えております。 今後も引き続き、障がいのある児童と障がいのない児童生徒が共に学ぶしくみであるインクルーシブ教育システムの充実と推進に努めてまいります。			
担当	教育委員会事務局 教育委員会事務局	総務部 指導部	学事課 インクルーシブ教育推進担当
			電話：06-6208-9114 電話：06-6327-1009

番号	6. (5) ⑧		
項目	特別支援学級の1学級あたりの子どもの数が6人を上限とすることを、大阪市の施策として進めること。重度障害のある子どもの在籍する学校に加配を行うこと。		
(回答) 公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、特別支援学級について、1学級の標準が8人と定められており、通常学級の学級編制に特別支援学級の児童生徒を含めないこととされております。 学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。 また、教員の加配につきましては、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。			
担当	教育委員会事務局	総務部	学事課
	教育委員会事務局	指導部	インクルーシブ教育推進担当
	教育委員会事務局	教務部	教職員人事担当
			電話：06-6208-9114
			電話：06-6327-1009
			電話：06-6208-9125

番号	6. (5) ⑨		
項目	特別支援学級からの学びの場の変更や在籍する障害種別の変更等にもない、特別支援学級の設置に大幅な減少が生じた場合は、指導・支援体制の維持・改善のための加配教員の配置を行うこと。		
(回答) 特別支援学級の設置に関しましては、各学校より提出された「通級による指導及び特別支援学級状況報告書」に基づき、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がい状況に応じた適切な学級設置ができるよう努めております。 また、教員の加配については、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。			
担当	教育委員会事務局 教育委員会事務局	指導部 教務部	インクルーシブ教育推進担当 教職員人事担当 電話：06-6327-1009 電話：06-6208-9125

番号	6. (5) ⑩			
項目	通級による指導の「自校通級」による開設から「巡回通級の拡充」への方針転換を撤回のうえ、通級による指導担当教員を全校に配置すること。通級による指導を利用する児童・生徒が13人に満たない場合も、通級担当教員の専任配置を当該校に行うこと。また、利用が多数の場合は、担当教員の複数配置を行うこと。			
(回答) 本市では、これまでより、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めており、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めています。 通級による指導につきましては、国の基礎定数化により対象となる児童生徒が13名を超えると教員1名が配置されることが決定されたことを踏まえ、担当教員の配置が難しくなる学校については、他都市で実施している「巡回による通級」を、本市でも令和8年度より実施してまいります。本市では、「通級による指導」の全校開設を、令和10年度まで延長し、効果検証を重ねながら円滑な拡充に向け取り組んでまいります。 また、教員の加配については、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。				
担当	教育委員会事務局 教育委員会事務局	指導部 教務部	インクルーシブ教育推進担当 教職員人事担当	電話：06-6327-1009 電話：06-6208-9125

番号	6. (5) ⑪
項目	巡回通級を実施した場合の教員の勤務条件についての問題点を精査のうえ直視し、巡回ではなく自校通級の開設を行うこと。
(回答) 通級による指導の対象となる児童生徒は通常学級籍であり、日常的には学級担任や教科担当が指導していきます。通級による指導では、発達障がい等による学習上・生活上の困難を改善するための特別の指導を、部分的に通級担当教員が実施します。 在籍する学校で通級による指導を受けることができる「自校通級」の指導形態については、研修や巡回指導を実施することで、校内の指導支援体制を充実させ、同時に効果検証を重ねながら精査、拡充してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6. (5) ⑫		
項目	「複数校を兼務」について、必要な協議を行うこと。		
(回答) 児童生徒が在籍校から移動することなく、担当教員が巡回し通級による指導を行う「巡回による通級」については、各校の児童生徒の状況を校長とのヒアリング等を通じて丁寧に把握し、学校間の距離等を鑑みながら検討してまいります。 また、教員の兼務発令については、各校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと思います。 教育委員会としましては、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導支援の充実に向けて、引き続き、各校への巡回指導や研修を実施し、指導支援の手立てや自立活動の充実を含めた通級による指導の体制強化に努めてまいります。			
担当	教育委員会事務局 教育委員会事務局	指導部 教務部	インクルーシブ教育推進担当 教職員人事担当 電話：06-6327-1009 電話：06-6208-9125

番号	6. (5) ⑬
項目	基礎定数化される通級担当教員配置について、国庫負担の不足分については大阪市として事業化するなどの措置をとり、教員配置の維持、拡充を行うこと。通級による指導担当教員の配置定数について、国に対し、大阪市として改善を要求すること。
(回答) 通級担当教員の配置については、定数改善を国へ要望していくとともに、各学校の実情・実態を精緻に把握し、教員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6. (5) ⑭		
項目	障害のある子どもの学びの充実を各校で進めるためにも、特別支援教育コーディネーターを専任で配置すること。専任配置にあたっては、教員加配を行うこと。		
(回答) 特別支援教育コーディネーターは、校内委員会、校内研修の企画・運営、関係諸機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口など、障がいのある子どもの学びの充実における重要な役割を担っていると認識しております。 また、教員の加配については、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。			
担当	教育委員会事務局 教育委員会事務局	指導部 教務部	インクルーシブ教育推進担当 教職員人事担当 電話：06-6327-1009 電話：06-6208-9125

番号	6. (5) ⑮
項目	特別支援教育サポーターの増員をすること。
(回答) 教育委員会といたしましては、校内における特別支援教育の充実に向け、各学校の状況を把握するとともに、児童生徒一人一人の障がい状況に応じた支援ができるよう、引き続き適切な配置に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6. (5) ⑯				
項目	特別支援学級在籍者を含めると定数を超える通常学級に対して、加配を講じること。				
(回答) 公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、通常学級について、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、令和7年度までに段階的に改めていくこととされ、本年度より小学校1年生から小学校6年生まで35人を標準として学級編制を行っております。 なお、中学校及び義務教育学校後期課程は引き続き1学級40人が標準とされており、特別支援学級については、1学級の標準が8人と定められており、通常学級の学級編制に特別支援学級の児童生徒を含めないこととされております。 学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えており、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて、国に対して要望を行っております。 また、定数配置による教員に加え、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が相互に理解を深め、互いを認め合うための支援等を行う「特別支援教育サポーター」を配置し、各校の支援体制の充実を進めているところです。					
担当	教育委員会事務局	総務部	学事課	電話：06-6208-9114	
	教育委員会事務局	教務部	教職員人事担当	電話：06-6208-9125	
	教育委員会事務局	指導部	インクルーシブ教育推進担当	電話：06-6327-1009	

番号	6. (5) ⑰
項目	看護師、発達相談員、心理判定員、機能訓練士、言語聴覚士などの専門職員を必要に応じて配置すること。
(回答) 各校園における特別支援教育体制の構築にむけて、特別支援教育に関する巡回指導や教員に対する特別支援教育研修を実施しております。 巡回指導では、障がいのある幼児児童生徒の障がいの多様化に伴い、各校園からの相談ニーズに応じ、令和7年度より巡回アドバイザーを、臨床心理士、公認心理士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士、特別支援教育士の6領域体制とし、学校園を巡回して各専門領域からの助言を行っております。 また、医療的ケアが必要な子どもの在籍する各校園に対し、看護師の配置・訪問を行っております。 今後も、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶしくみであるインクルーシブ教育システムの充実と推進に向け、引き続き、特別支援教育の充実に取り組んでまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6. (5) ⑮ア		
項目	特別支援学級の設置数に応じた教室を確保すること。通級による指導を行う教室を、通常教室と同様の規模で確保すること。		
(回答) 特別支援学級在籍児童生徒の障がいの重度化・多様化を踏まえ、障がい状況に応じた学級設置及び教室の整備に努めてまいります。 また、通級による指導を行う教室においても障がい状況に応じた教室の整備に努めてまいります。			
担当	教育委員会事務局 教育委員会事務局	総務部 指導部	施設整備課 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6208-9097 電話：06-6327-1009

番号	6（5）⑱イ
項目	通級による指導に必要な環境整備に係る予算を開設校に配当すること。
（回答） 通級による指導については令和5年度から令和7年度にかけて271校を開設し、令和10年度をめどに全校開設に向けて順次拡充していく予定です。また、令和7年度は既開設校には日常運営費が、新規開設校には環境整備を含めた運営費がそれぞれ配当されております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6. (5) ⑱
項目	大阪市域での支援学校の新設を、大阪府教育委員会に働きかけること。
(回答) 大阪市内を含めた支援学校の整備につきましては、学校設置者である大阪府がその責任と権限において、府内の支援学校全体の状況を把握したうえで、総合的な視点から適切に対応するものと認識しております。 大阪市教育委員会といたしましては、引き続き、府教育庁と連携しながら、大阪の特別支援教育のより一層の発展に向け取り組んでまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6. (5) ㊹
項目	障害児教育に携わる教職員の専門性の必要にかんがみ、特別支援学級担任・通級による指導担当教員に対して、教職員給与特別措置法で示される「給与の調整額」を支給すること。
(回答) 給料の調整額につきましては、養護学級(現：特別支援学級)に在籍する児童・生徒に対する教育は、学校全体で取り組まれており、養護学級担当教員の勤務条件のみが著しく特殊であるとは言い難く、これに対して給料の調整額を支給することは、他の教員との均衡を欠くものであるとの判断から、平成 18 年 4 月より廃止されております。 今後とも、国や他都市の動向を注視しながら、適切に対応してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	6. (5) ㉑
項目	障害のある子どもが学校生活を送る上での合理的配慮について、本人ならびに保護者が申し立てをおこなう窓口を明らかにすること。その上で、当該申し立て内容が、教育行政の過重な負担にあたるかを学校・教育委員会としてすみやかに判断し迅速に対応すること。ただちに解決が困難な場合においても、申立者との継続的・建設的な対話を通して、当該要望が実質的に実現するよう努めること。
(回答) 本市では、従来より、障がいのある子どもの人権尊重を図り、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育の推進に努めています。 教育委員会におきましては、大阪市教育委員会における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に基づき、各教育ブロック及びインクルーシブ教育推進担当に相談窓口を設けております。 引き続き、相談等があった場合に、相談内容に関係のある部局と連携を図り、的確に対応を行うよう努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6. (5) ㉔			
項目	障害のある子どもに対する合理的配慮の不提供の是認、差別の温床になることが懸念される「学校安心ルール」を、即時に廃止すること。全ての子どもたちの発達が保障される教育の実現のために、学力テスト体制や「学校安心ルール」等による管理教育を改め、少人数学級の実現、教職員の増員等による学校教育の充実を進めること。 (回答) 「学校安心ルール」は、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的としております。 「学校安心ルール」の運用については、各校に対して、児童生徒一人ひとりの状況等を十分に踏まえ、対応について判断するよう指示しております。 また、各校の「学校安心ルール」については、毎年、教育委員会においてその内容を点検しております。今後も、校内教職員の共通理解、並びに保護者及び関係機関等との連携のもと、児童生徒が安心できる学校づくりに向けて、「学校安心ルール」を適切に活用してまいります。 学力調査やテスト等を受ける際には、合理的配慮に基づき、個々の実態に合わせて柔軟に対応しております。 少人数学級について、公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、通常学級については、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、令和7年度までに段階的に改めていくこととされ、本年度より小学校1年生から小学校6年生まで35人を標準として学級編制を行っております。 なお、中学校及び義務教育学校後期課程は引き続き1学級40人が標準とされており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。 また、各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。			
担当	教育委員会事務局	指導部	教育活動支援担当(生活指導G)	電話：06-6208-9174
	教育委員会事務局	指導部	初等・中学校教育担当	電話：06-6208-9186
	教育委員会事務局	総務部	学事課	電話：06-6208-9114
	教育委員会事務局	教務部	教職員人事担当	電話：06-6208-9125

番号	6. (6) ①
項目	中学校給食は、学校調理方式が円滑に進むよう条件整備をおこなうこと。当面、中学校実施量にみあった食器の改善を行うこと。
(回答) 中学校給食は、給食調理設備を有する学校で調理した給食を他の学校に搬送する親子方式と自校調理方式を合わせた「学校調理方式」に令和元年度２学期で移行が完了いたしました。 また、現在は中学校においても小学校と同じ食器を使用しております。食器の改善につきましては、財政状況をはじめ、施設設備、作業面等難しい点がございますが、引き続き必要に応じて検討してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143

番号	6. (6) ②
項目	安全・安心な学校給食を実施するため、自校直営方式を堅持すること。当面、不祥事が続いている民間委託業者については、即時撤退をさせること。
(回答) 本市の学校給食につきましては、給食調理設備を有する学校で調理した給食を他の学校に搬送する親子方式と自校調理方式を合わせた「学校調理方式」により提供しており、学校給食の水準を確保しつつ、206校の小学校・中学校・小中一貫校において、民間事業者への委託により実施しております。 委託校にあっても、給食実施は直営と同様に安全衛生面に十分に配慮された本市の給食調理・衛生管理マニュアル等に基づいて行われており、また学校行事への協力や、児童・生徒への声かけなども行われ、これまでと変わらない学校教育の一環としての学校給食を提供しております。 民間委託事業者に対する指導・監督の徹底などにより、途切れることなく学校給食を提供するとともに、学校給食調理業務委託の民間事業者の総合評価一般競争入札における選定基準や契約内容等の整理・検討を進め、今後も引き続き、「安全・安心でおいしい給食」が効果的・効率的に実施できるよう努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143

番号	6. (6) ③
項目	給食調理業務に必要な施設設備については、<u>老朽化を考慮し、年次的な調査を行い、改修・改善に向け早急に対処すること。</u>
(下線部について回答) 給食室の機器更新については、機器状態や各校の食数等に応じ、計画的な更新に努めています。今後とも、学校状況に応じたきめ細かな対応を図ってまいります。 給食施設の老朽化については、校舎棟の老朽化の状況に応じ、校舎棟の改築工事と合わせて給食室を改築するよう計画しています。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143

番号	6. (6) ④
項目	食育の一貫である給食では、生産者の顔が見える地場産の食材を取り入れ、有機野菜の活用も進めること。小麦についても国産を使用すること。
(回答) 大阪市の農業は、全農家戸数 909 戸、全農地の総面積が約 76.4ha (『大阪市都市農業振興基本計画』より引用) という状況において、近郊からの野菜で日々約 18 万食分の必要量をまかなうことは非常に厳しい現状にあります。府下を含めましても、必要量の安定的確保や流通上の問題等で大変難しい面がございます。 また有機野菜においても同様に流通量が限られており、必要量を安定して確保するには困難な状況にあります。 本市としましては、こうした現状の中にありながらも、食材につきましては国産を基本とし、きゅうり・こまつな・きくなどについては地場産物の食品を活用しております。その他「大阪市なにわの伝統野菜」である田辺大根や金時にんじんを給食実施単位である区単位で順に給食で使用しております。 今後も、地場産の食材の更なる取り入れについて検討するとともに有機野菜に関する情報収集に努めて参ります。 また、本市の学校給食に使用する食材は、生産量や価格といった流通の事情により外国産食材である場合もございますが、基本的には国産食材を調達するよう努めております。学校給食用パンに使用されている小麦粉は、アメリカ・カナダ・オーストラリア・日本の 4 か国の小麦粉をブレンドしたのですが、輸入時と購入時の二度にわたる検査において残留濃度が基準以下であることを確認するなど、安全性の確保につとめております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143

番号	6. (6) ⑤
項目	ポリカーボネイトの食器ではなく、日本の文化を育むことのできる食器に変更すること。三つ切り皿では、献立にふさわしい配膳ができないうえ、食器を持って食べることもできないので、個々の献立に合わせた食器に変更すること。
(回答) 学校給食用食器の種類としては、三つ仕切り皿、中食器（お椀）、小食器（お椀）がありますが、その日の献立により各学校で使用食器を決めております。 食器の改善や種類の多様化につきましては財政状況をはじめ、施設設備、作業面等難しい点がございますが、引き続き必要に応じて検討してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143

番号	6. (6) ⑥
項目	アレルギー対応の除去食については、より安全に実施する為、中学校給食で使用している個別対応容器を小学校にも導入すること。また、米粉パンの導入も進めること。
(回答) アレルギー対応につきましては「食物アレルギー対応の手引き」を整備し、アレルギー対応の除去食は、誤食・誤配防止のため除去食用（ピンク色）食器に盛り付けることとしております。食器に盛り付けた状態では、親子給食の子校となる学校への配送に適さないため、個別対応容器を使用しているものです。また、より多くの児童生徒が喫食可能な給食の提供にむけ、使用食材や献立の作成において、引き続き研究してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143

番号	6. (7) ①
項目	就学時健康診断は市教委の責任において実施し、小学校の教職員に業務を押し付けないこと。検診業者への委託や医師会と連携した実施を検討すること。就学時健康診断後には各校へのアンケートを実施し、就学時健康診断実施における課題解決に努めること。
(回答) 就学時健康診断につきましては、学校保健安全法により市町村の教育委員会が行うこととされているところですが、例年、開催にあたりましては、各小学校、義務教育学校に協力いただきながら実施しております。 本健診につきましては、就学にあたり不安や心配を抱える保護者の皆さまとお話ができる貴重な機会として、次年度の学級編制や教育活動に活用されていると認識しており、多くの指定都市においても各小学校の協力のもと実施されております。 学校医等が初期の段階から携わり、入学後も継続して子どもたちの成長や健康状態等を観ていただいている状況なども踏まえますと、引き続き、各校のご協力を得ながら実施をしていくことが、子どもたちの健康の保持増進につながるものと考えておりますが、各校の負担について、その軽減が図られるよう、教育委員会として引き続き研究してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	6. (7) ②
項目	養護教員の複数配置校を拡大すること。「預け加配」を拡大すること。特に、中規模から大規模校への配置や若手養護教諭への支援としての加配を行うこと。
(回答) 養護教諭の複数配置については、小学校で児童数 851 名以上の学校、中学校で生徒数 801 名以上の学校が対象となっております。 このほか、心身の健康を害している児童生徒に対して、その回復のための特別の指導が行われる場合にあっては、児童生徒数の多寡に関わらず、児童生徒の心身の健康のための適切な対応を行う学校への加配として、養護教諭を複数配置しているところです。 各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。 「預け加配」につきましては、これまでも年度ごとに全体の定数状況を見極めながら、課題のある学校等に対し、可能な限り配置に努めております。 今後も引き続き、全体の定数状況を見極めながら可能な範囲で配置してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6. (7) ③
項目	子どもの命と心の安全安心にかかわる設備として、全ての学校で保健室と教室間、講堂(体育館)、格技室をつなぐインターフォン(内線電話)を設置すること。インターフォン設置が困難な場合には他の連絡手段を導入すること。
(回答) 各教室・講堂(格技室)等をつなぐインターフォン(内線電話)の設置状況については、校舎新築工事及び保健室全面改修など大規模改修工事を行う際に調査し、設置又は設置に向けた検討を行う方針としております。	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9153

番号	6. (7) ④
項目	外国からの編入児童増加対応として結核健康診断精密検診時のレントゲン車を各校へ巡回させること。
(回答) 文部科学省の「学校における結核対策マニュアル」等において、「結核高まん延国」での居住歴が6か月以上ある児童生徒等に対して、入学時又は転入時に結核に関する精密検査を受けるよう促すこととなっておりますことから、教育委員会として、実施しているところとなりますが、昨今の外国からの編入児童が増加していることを踏まえて、拠点校の数を増やすなど円滑な結核健康診断精密検診の実施に向けて研究してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	6. (8) ①
項目	生理休暇は、年間の回数制限を設けないこと。
(回答) 生理休暇については、年間の回数制限は設けておらず、有給の期間が1年を通じて13回以内となっております。 今後も、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	6. (8) ②
項目	短期介護休暇は『2週間以上にわたり、生活に支障がある者』という取得条件を無くすこと。
(回答) 短期介護休暇の取得条件については、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	6. (8) ③
項目	介護休暇は、同居の条件を設けないこと。
(回答) 介護休暇の同居の条件については、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	6. (8) ④
項目	介護欠勤は、同居親族の条件を設けないこと。
(回答) 介護欠勤の同居親族の条件については、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	6. (8) ⑤
項目	産休、育休代替教職員を期日までに必ず配置すること。
(回答) 講師等の配置については、できるかぎり速やかな配置に努めておりますが、全国的に講師不足の中で、病気休暇等の代替講師の配置等、特に年度途中における配置は、講師登録者が既に他の地方自治体の講師や他の職業に就かれている事情もあり、その確保はさらに困難となっているのが現状です。 令和7年度につきましても、講師確保の観点から、4月～9月の産育休取得予定者の代替講師の一部について、年度当初より配置を行っております。 また、令和6年度より「本務教員による欠員補充制度（特別専科教諭の配置）」を新たに導入しました。本制度では、産休・育休等による年度途中の欠員を補充するため、法律に基づく教員定数に加えて、市独自に本務教員を採用し、年度途中に欠員が発生した場合の代替教員（特別専科教諭）として配置することで、年度途中の教員不足を抜本的に解消することを目的としております。 教育委員会では、講師の確保に向けて、講師登録会の休日・夜間の開催や、地下鉄主要駅でのポスターの掲示等のさまざまな方策についても引き続き講じております。 さらに、令和6年度からは、講師登録者数の増加を目指し、地下鉄中吊り広告の掲出や行政オンラインシステムを利用した講師登録の運用を開始するなど、取組みを強化しているところです。 代替教員（講師）の確保につきましては、未だ厳しい状況にはございますが、引き続き、柔軟な発想のもと、関係先と連携を図りながら、あらゆる方法を検討し実施していくことで、その確保に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6. (8) ⑥
項目	児童生徒一人ひとりをきめ細かく指導できるよう、産休前後の引き継ぎを完全に保障すること。
(回答) 産休・育休にかかる代替講師の配置に際しては、各学校の実情に合わせて適切な引き継ぎ期間を確保できるよう努めております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6. (8) ⑦
項目	妊娠・出産にかかわる権利をはじめ、女性が働き続けるための母性保護権利の全てを快く行使できるよう管理職への指導を徹底すること。
(回答) 女性職員の妊娠、出産・育児に関わる休暇・休業制度については、「出産・子育てのための各種ガイドブック」を作成し、周知に努めているところです。 今後とも、管理職への周知徹底を行っていきたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	6. (8) ⑧
項目	妊娠・出産にかかわる1か月未満の病気休暇の場合にも、代替者を配置すること。
(回答) 産休・育休取得予定者の代替講師については、前倒しして配置を行うことで、可能な限り年度途中に欠員が生じることがないように対策を講じているところです。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6. (8) ⑨
項目	妊娠中の体育実技・負担軽減措置について ア. 妊娠判明時（本人申請）から非常勤講師を必ず配置すること。 イ. 制度があるのに講師が配置されないため、妊産婦は大きな危険にさらされている。早急に解決を図ること。
（回答） 妊娠者の体育実技軽減講師の配置については、今後も引続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6. (8) ⑩
項目	感染症の防止の観点から妊娠中の女性教職員に対する特別休暇を創設すること。 (回答) 妊娠中の女性職員については、令和2年5月に「妊娠中および出産後の職員が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」の一部改正に伴い、医師等の指導に基づく校務分担の見直し等の措置又は通勤緩和による勤務時間の短縮や、テレワーク制度による在宅勤務等の活用により、妊娠中の女性教職員の母性健康管理の措置を適切に行うよう通知を行っております。 また、その指針の適用期限が延長され、その趣旨を踏まえ、引き続き妊娠中の女性教職員の母性健康管理の措置を適切に行うよう各校園長に通知しております。 今後とも給与・勤務条件につきましては、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	6. (8) ⑪
項目	不妊治療・不育治療について ア. 不妊治療の日数に制限を設けないこと。 イ. 不育症治療のための休暇を創設すること。
(回答) 不妊治療にかかる勤務条件につきましては、令和2年4月1日に導入した無給の不妊治療職免を令和4年4月1日より、有給の出生サポート休暇として制度改正し、最大10日まで取得できるよう拡充しております。 不妊治療及び不育症治療のための休暇制度については、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	6. (8) ⑫
項目	低健康診断の中に婦人科検診の項目を設けること。
(回答) 現在、大阪市の定期健康診断は法定項目に基づき実施をしております。婦人科検診は診察・検査の実施に非常に専門性の高い検査を含むため、通常健康診断とは分けられて実施されることが一般的です。現状では定期健康診断の中に婦人科検診の項目を設けることについて、法律上根拠規定がなく、経済面・運営的からも導入は難しいことから、婦人科検診については自己の健康管理の一環としての受診が原則となっております。 今後、引き続き国や他都市の動向なども踏まえながら、適切に検討してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9139

番号	6. (9) ①
項目	学校事務職員の採用を継続して行い、小・中学校へ複数配置すること。年度当初、年度途中とも欠員が起こらないようにすること。「産育休の代替は本務事務職員の配置に見合う手立てをすること」
(回答) 学校事務職員の採用につきましては、今年度も引き続き行う予定となっております。複数配置につきましては、基本定数のほかに大規模加配や就学援助加配など標準法に基づく複数配置を行っております。しかしながら、標準法を超えた学校事務職員の配置につきましては、困難な状況でございます。 産育休も含め、欠員に対する配置につきましては、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、今後も引き続き、欠員が生じないよう適切な配置に努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9121

番号	6. (9) ②
項目	学校事務職員に職制を導入しないこと。
(回答) 学校事務職員の職制導入につきましては、必要性等を精査のうえ、適宜適切に対応してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9121

番号	6. (9) ③
項目	市教委や学校運営支援センターが本来すべき説明会や研修等の業務を「共同学校事務室」に肩代わりさせないようにすること。
(回答) 共同学校事務室において実施する業務については、「大阪市共同学校事務室の組織及び運営に関する要綱」に基づき、各グループの実態に応じて実施しております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9121

番号	6. (9) ④
項目	臨時的任用職員・任期付職員の最高号給賃金を府費臨時主事と同等のレベルに引上げること。
(回答) 本市学校事務職員については行政職給料表を適用しているところです。 当該給料表については、情勢適応の原則に則り、本市人事委員会勧告の意見、内容を踏まえ改定を行っておりますが、今後とも、本市人事委員会勧告を注視しながら適切に対応してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	6. (9) ⑤
項目	学校園における「働き方改革」に学校事務職員の働き方改革を示すこと。
(回答) 令和5年度に全市実施した共同学校事務室におきましては、学校事務職員の資質向上・人材育成を図るとともに、各校の業務進捗状況・処理内容を点検・確認し、各校において適切な業務遂行が行われるよう監督する観点から、室長・副室長を設置し、事務主任を充てております。 今後も、共同学校事務室において、業務の標準化・効率化を図るとともに、各構成校の業務をグループ単位で進捗管理するなど、必要な支援が行えるよう努めてまいりたいと考えております。 また、共同学校事務室においては、構成校内の全ての学校に兼務発令が行われ業務システム等の処理も可能になっていることから、育児・介護事情等を抱える学校事務職員の支援体制をより一層確立してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9121

番号	6. (10) ①			
項目	「教員のなり手不足」は全国的な問題である。長時間労働の常態化が労働条件の悪化を招き、正規教員だけではなく、「講師の不足」にも影響している。定数内講師が当たり前で長期で働く非正規教員が現場を支える現状がある一方で、代替の臨時的任用が見つからず、人員不足が発生する原因となり、学校現場の大きな負担になっている。直ちに待遇改善を行い、大阪市の教職員として働きやすい環境を整えること。			
(回答) 講師の待遇については、本務職員との均衡を考慮しつつ、令和2年度より最高号給の引き上げを行ったところです。 しかしながら、全国的な教員（講師）不足の状況にあり、代替講師の確保については、各自治体とも共通の課題であります。今後も引き続き、学校現場に欠員を生じさせないよう、休日及び夜間の講師登録会の開催やPR活動など、講師確保のための取組みを実施してまいります。				
担当	教育委員会事務局	教務部	教職員給与・厚生担当	電話：06-6208-9131
	教育委員会事務局	教務部	教職員人事担当	電話：06-6208-9125

番号	6. (10) ②		
項目	現場で働く講師は、学年主任や学級担任、特別支援学級担任、教科の担任、校務分掌長を担当するなど、正規教員と同じ職務を担っているにもかかわらず、講師であることが理由で給料表が「1 級」に格付けされている。「同一労働・同一賃金」や「職務給の原則」に基づき、適切に判断し、大阪市の学校現場を支える講師の給料表を速やかに「2 級」にすること。		
(回答) 講師の待遇については、本務職員との均衡を考慮しつつ、令和2年度より最高号給の引き上げを行ったところです。 常勤講師に適用される級につきましては、他の自治体の状況等も参考にしつつ、引き続き、慎重に検討してまいりたいと考えております。			
担当	教育委員会事務局 教育委員会事務局	教務部 教務部	教職員給与・厚生担当 教職員人事担当 電話：06-6208-9131 電話：06-6208-9125

番号	6. (10) ③
項目	「大阪市現職講師特例」の合格率が毎年約 30%に抑えられている一方で、来年度も大阪市の学校に再雇用されている現状を改善し、大阪市の教育を支える現職講師の経験が正当に評価される教員採用制度にすること。
(回答) 同特例においては、第 1 次選考において、筆答テストを免除し、面接テストのみとしております。 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおける特例措置等のあり方につきまして、引き続きさまざまな観点から検討を行ってまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	6. (10) ④
項目	現職講師は、教員採用選考テストに向けて、正規教職員と同等の仕事をしながら、プライベートな時間をも削って準備をしている。さらに文部科学省、令和5年5月31日「公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について方向性の提示」の方針により採用試験の早期化された。加えて、実施される5月～6月は、現場の教職員にとって宿泊行事や運動会などの学校行事と重なる繁忙期である。大阪市の学校現場を支える現職講師の負担をなくし、受験しやすい日程、もしくは採用試験制度の見直しをすること。
(回答) 教員採用選考テストについては、試験の公平性の観点から、現職講師以外の方も含め、原則として同一日に実施しております。 なお、令和8年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおきましては、第2次選考はすべての日程を夏季休業期間中に実施しております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	6. (10) ⑤
項目	令和5年5月31日、文部科学省通知「公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について 方向性の提示」、「臨時講師等をしながら受験する者への配慮について」(P7)で「各教育委員会において、教員採用選考試験の1次試験合格者等については、翌年度の当該試験を免除することにより、臨時講師等をしながら受験する者の試験負担に配慮する工夫が考えられます。」と示されている。大阪市の採用選考についても「臨時講師等をしながら受験する者の試験負担に配慮する工夫」を講じること。
(回答) 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおける特例措置等のあり方につきまして、引き続きさまざまな観点から検討を行ってまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	6. (10) ⑥
項目	令和5年5月31日、文部科学省通知「公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について方向性の提示」の「臨時講師等をしながら受験する者への配慮について」(P7)では、「各教育委員会において、教職経験者を対象とした現職教員としての経験を適切に評価する特別選考を導入・活用する等により、臨時講師等をしながら受験する者の試験負担に配慮する工夫が考えられます。」と示されている。一方で、定数内講師が当たり前で、長期で働く非正規教員が「大阪市現職講師特例」で約30%の合格率に抑えられ、来年度も学校現場で再雇用され、「講師」を理由に正規教員との賃金の差が余儀なくされている現状である。「各教育委員会において、教職経験者を対象とした現職教員としての経験を適切に評価する特別選考を導入・活用する等により、臨時講師等をしながら受験する者の試験負担に配慮する工夫」を講じ、早急に改善すること。
	(回答) 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストでは、出願時点で大阪市立の学校園において講師として在職している人について、第1次選考における筆答テストの免除を特例内容とした、「大阪市学校園現職講師特例」により出願できることとしております。 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおける特例措置等のあり方につきまして、引き続きさまざまな観点から検討を行ってまいります。
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	6. (10) ⑦
項目	非常勤講師の給与、「時間額 2890 円」を「時間額 5000 円」以上に大幅に増額すること。また、試験の作成、採点に要する時間も勤務時間とすること。
(回答) 非常勤講師の報酬につきましては、令和 6 年 2 月には、授業 1 時間（付随する準備及び評価の時間を含む）あたり 2,890 円から 2,920 円に、令和 7 年 2 月には、3,010 円に増額改定を行ってきたところです。 なお、非常勤講師の年間勤務可能時間数につきましては、学習指導要領の「年間授業週数に関する規定」や、各学校が設定する週当たりの授業時数、1 単位時間などを鑑み、学校毎に上限時間を設定してまいります。 引き続き、国の動向等を注視してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6. (10) ⑧
項目	「教員のなり手不足」の問題は喫緊の課題である。「働き方改革」を推進する一方で、長時間労働が常態化している現状は看過できない。近年不足している臨時講師を確保するため、10月に教員採用試験で合格判定がでた大阪市内で現職講師として働いている「定数内講師」を、次年度の4月の任用を待たず年度の途中で採用するなど、新たな採用制度を検討すること。
(回答) 現職講師については、学校園における産休・育休取得者の代替要員等として、年度末までご勤務をいただいていることから、採用を前倒ししての勤務は難しいと考えますが、引き続き、講師不足解消のために、あらゆる方策を検討してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	7. (1) ①、⑨			
項目	①大阪市に 1 か所しかない保健所のあり方の見直しを要望します。区ごとの保健所を増設し、公衆衛生分野の予算を増額してください。 ⑨緊急時に府民の命と暮らしの救済に応えられる公衆衛生分野の職員配置をしてください。この間の新型コロナ対策で人材不足が起こるたびに、外部委託に頼る場当たりの対応に終始し、医療の基本的知識を理解できていないスタッフの対応で医療現場は混乱を極めました。この事態を打開するためには、保健所職員など公衆衛生分野の市職員を増やすことが必要です。危機管理を経験し教訓を蓄積した人材は今後の大阪市の医療・公衆衛生行政の力に必ずなります。保健所職員など公衆衛生分野の正規職員を増やすことを強く求めます。今後の新興感染症の拡大に備えるためにも、大阪市の保健所を増設してください。また、当面は各区の保健福祉センターの体制を強化してください。			
(回答) 本市では、平成 12 年度から 1 保健所 24 保健センターの地域保健体制のもと、本市の公衆衛生の維持向上に取り組んでまいりました。 各区保健福祉センターにおいては、各種健康相談をはじめとする生活習慣病予防や子育て支援など市民ニーズに沿った保健事業の強化や、生活環境相談や生活環境学習会の開催など、住民に身近な保健サービスの充実に努めているところです。 市全域を所管する保健所では、情報部門や調査研究部門の強化を図るとともに、環境や食品衛生にかかる監視指導の実施や病院・診療所などに対する医療指導、新興・再興感染症に対する健康危機管理体制の強化など、広域的・専門的な保健衛生の拠点施設としての機能の向上に努めています。 引き続き 1 保健所、24 区保健福祉センター体制のもと、今後も各区保健福祉センターと保健所の役割分担と相互連携し、本市公衆衛生施策の充実に努めてまいります。 公衆衛生分野の強化の一環として、保健所を兼務し、平常時はアウトリーチをはじめとした各種地域保健活動に従事し、非常時には速やかに保健所に参集する保健師（健康危機管理担当保健師）を各区に配置するなど、令和 4・5 年度で各区保健福祉センターの保健師を合わせて 50 人増員しています。 また、新興・再興感染症の発生やまん延等に備え、令和 4 年 12 月に改正された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、令和 6 年 3 月に「大阪市感染症予防計画」を策定したところです。検査体制及び人材養成、保健所の体制整備等の数値目標を設定するなど、感染症危機等への対応可能な保健所体制等を構築し、感染症の発生及びまん延の防止に向けた取組みを進めるとともに、大阪府などの関係機関と引き続き連携してまいります。				
担当	健康局	健康推進部	健康施策課	電話：06-6208-9951
	健康局	大阪市保健所	管理課	電話：06-6647-0660
	健康局	大阪市保健所	感染症対策課	電話：06-6647-0656

番号	7.（1）②		
項目	公衆衛生の見直しについて ②保健所移転の進捗状況、移転後の業務執行体制について説明してください。		
（回答） 保健所移転の進捗状況について、新保健所で不要となる設備や構造物の撤去工事を令和7年3月に完了し、令和7年4月からは、建築・電気設備・機械設備の改修工事へと移行しています。今後は、令和8年度内に改修工事を完了させ、新保健所への移転をめざしています。 新保健所では、現行の業務体制に加えて、仮に大規模感染症が発生しても、執務スペースの不足による分散化・狭隘化及び業務効率化の低下などを招くことがないように、非常時に整備する人員体制を一元的に配置できるスペースを確保する予定です。			
担当	健康局 大阪市保健所 健康局 大阪市保健所	管理課（移転の進捗状況に関すること） 管理課（業務執行体制に関すること）	電話：06-6647-0660 電話：06-6647-0641

番号	7. (1) ⑤
項目	大阪市の公衆衛生研究所として、環境科学研究所の機能を元に戻してください。当面府立大阪健康安全基盤研究所の機能強化と研究者・研究予算の増額を行ってください。
(回答) 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、平成 29 年 4 月、大阪市立環境科学研究所と大阪府立公衆衛生研究所が統合し発足しました。令和 5 年 1 月には分散する二つの施設を一元化し、最新の試験検査機器等の整備や人材の集積による検査能力の強化、研究の高度化など、ハード・ソフト両面での機能強化を図ってきたところです。 本研究所は大阪府市の地方衛生研究所として、公衆衛生に係る調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象に積極的に対応してまいりました。また、行政機関等へ科学的かつ技術的な支援を行い、住民の健康増進及び生活の安全確保に貢献しております。 今後も、法人の検査・研究業務に必要な人員を確保し、公衆衛生分野における高度な知見を有する人材の育成、養成に取り組むとともに、健全な財務運営を確保し業務を充実させるよう予算編成を行ってまいります。	
担当	健康局 総務部 総務課 大阪健康安全基盤研究所支援担当 電話：06-6208-7367

番号	7. (1) ⑥
項目	公衆衛生医師・保健師・検査技師等の専門職の大幅な増員、公衆衛生分野で働く事務職員を増やすなど公衆衛生分野の強化を行ってください。また、今年度の専門職の採用者数、離職者数を教えてください
(回答) 令和6年3月に策定された「新・市政改革プラン」において、本市重点施策の推進に係る増員や臨時的増員等、市長が特に必要と認める場合を除き、原則として増員しないとされています。 今後も円滑な業務執行体制を確立するため、所属マネジメントを適切に行いながら適正な要員配置に努めてまいります。 また、公衆衛生医師・保健師・検査技師等の公衆衛生分野の専門職の採用者数及び離職者数については、次のとおりです。 令和6年度 退職者数 40名 令和7年度 新規採用者数 44名	
担当	健康局 総務部 総務課 電話：06-6208-9921

番号	7. (1) ⑦
項目	大阪市保健所の「感染再拡大を想定したマニュアル」について、内容を市民・医療従事者に周知してください。 (回答) 新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく5類感染症に位置付けられましたが、5類化以降も本市ホームページにて「新型コロナウイルス感染症について」を掲載しており、市民の方などに向けて感染予防等と呼びかけております。引き続き、感染の拡大防止に取り組んでまいります。
担当	健康局 大阪市保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0656

番号	7. (1) ⑧
項目	公的な検査センター、公的な発熱外来センターの設置をしてください。 国の長年の医療政策により、医療現場は人手が不足しており、特に医師・看護師不足は深刻な状況です。そうした中で、自院では発熱者対応が難しい医師でも、公的な検査・発熱外来センターが設置された折には、地域医療に少しでも貢献するため出務をしてもよいと考えている医師（開業医）は少なくありません。急激な感染拡大が起こった際にも迅速に対応できるよう、医療機関任せにするのではなく、大阪市として常設の公的な検査センター、発熱外来センターを市内に複数個所設置してください。
(回答) 新興・再興感染症の発生やまん延等に備え、令和4年12月に改正された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、平時から新興感染症への備えを進めるとともに、有事には感染フェーズに応じて機動的に対応できるよう、令和6年3月に「大阪市感染症予防計画」を策定したところです。 検査体制及び人材養成、保健所の体制整備等の数値目標を設定するなど、感染症危機等への対応可能な保健所体制等を構築し、感染症の発生及びまん延の防止に向けた取組みを進めるとともに、大阪府などの関係機関と引き続き連携してまいります。	
担当	健康局 大阪市保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0656

番号	7. (1) ⑩ a
項目	大阪・関西万博における公衆衛生や医療にかかわり、どのような統計を取られていますか。また、万博協会が責任を持つものについても、報告させていますか。 また、<u>以下の項目についてご教示ください。</u> a 水道水質検査箇所数、回数、異常値検出回数
(下線部について回答) ●水道水質検査箇所数及び回数 水道局では、万博敷地内の水道水について直接水質検査は実施していませんが、万博敷地のある夢洲地区に流入する水道水の水質管理については、以下のとおり実施しています。 ・水質遠隔監視装置（夢洲局）で夢洲地区へ流入する水道水を常時監視 ・当該系統の給水栓で毎月 1 回採水し、水質検査を実施 ●異常値検出回数 なし	
担当	水道局 工務部 水質管理研究センター 電話：06-6815-2365

番号	7. (1) ⑩ d
項目	医療にかかわって、診療施設や救護施設に従事する医師や看護師等の人数、施設を利用した人数や利用の原因（ケガ、熱中症等）、救急搬送された件数と人数
（下線部について回答） 博覧会協会が令和6年11月に策定した「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）における医療救護対策実施計画」において、各医療救護施設に配置する医療スタッフの人員数が定められております。 （参考） ・2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）における医療救護対策実施計画（初版） URL: https://www.expo2025.or.jp/news/news-20241129-02/	
担当	万博推進局 企画部 企画課 電話：06-6690-7556

番号	7. (1) ⑩ d
項目	医療にかかわって、診療施設や救護施設に従事する医師や看護師等の人数、施設を利用した人数や利用の原因（ケガ、熱中症等）、 <u>救急搬送された件数と人数</u>
（下線部について回答） 万博開場時間に万博会場から会場外の病院へ当局が搬送した件数及び人数は 196 件、196 名です。 （令和 7 年 4 月 13 日から 6 月 11 日まで）	
担当	消防局 警防部 救急課 電話：06-4393-6627

番号	7. (1) ⑩ e
項目	<u>有毒ガスの検査状況と異常値検出回数、検出場所、消防車出動回数</u> (下線部について回答) 博覧会協会は、会期中、会場内全域でのメタンガス濃度測定を継続的に実施しており、博覧会協会の HP において、開幕後の 2025 年 4 月 13 日から 1 か月毎のメタンガス検知状況を取りまとめ公表しています。 (参考) ・万博会場内におけるメタンガス検知状況（2025. 4. 13～2025. 5. 12）の公表について URL： https://www.expo2025.or.jp/news/news-20250602-02/ ・万博会場内におけるメタンガス検知状況（2025. 5. 13～2025. 6. 12）の公表について URL： https://www.expo2025.or.jp/news/news-20250630-02/
担当	万博推進局 整備調整部 整備調整課 電話：06-6690-7751

番号	7. (1) ⑩ e
項目	有毒ガスの検査状況と異常値検出回数、検出場所、消防車出動回数
(下線部について回答) 有毒ガス（可燃性ガスに限る。）に関係した事案で消防隊が出場した回数は1回です。 (令和7年4月13日から6月11日まで)	
担当	消防局 警防部 司令課 電話：06-4393-6515

番号	7. (2) ①
項目	a. 子ども医療費助成制度は全国の市区町村の 65%以上が自己負担無料となっています。大阪市においても完全無料化してください。また、現在議論されている所得制限撤廃については確実に施行してください。 b. 子ども医療費助成の対象者について、入院時の食事療養にかかる自己負担の全額を助成してください。
(回答) 本市のこども医療費助成制度は、大阪府の補助金交付要綱のもと実施しており、対象者の方が医療機関を受診した際、保険診療が適用された医療費の自己負担部分の一部を助成しています。 a. 一部自己負担額の撤廃につきましては、給付の仕組みそのものに関わるものであり多額の財源が必要となることから、困難であると考えています。なお、所得制限につきましては、令和6年4月に撤廃しています。 b. こども医療費助成制度における入院時の食事療養にかかる自己負担（標準負担額）につきましては、重度の身体・知的障がいのある方で公的医療保険から標準負担額の減額認定を受けることができる市民税非課税世帯の方に対し、別途制度により助成を実施しています。本市が単独でこれ以上の水準とすることは、多額の財源が必要となることから困難であると考えています。 なお、本市では、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望しています。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課（医療助成G） 電話：06-6208-7971

番号	7. (2) ②
項目	妊婦の保険診療における自己負担部分の助成制度は、全国では 200 を超える市区町村で実施されています。日本産婦人科医会が 2019 年に出した提言では「生育基本法が掲げる妊娠期から切れ目のない支援のために、妊産婦にも社会の暖かい援助があるべき」とし「とりわけ妊娠中から出産において何らかのご病気になられ治療を要する方々には（略）大変心強い助けになります」と指摘しています。大阪市の独自の制度として妊娠の届け出をして以降の妊産婦の医療費助成を創設してください。
(回答) 本市では、妊婦の安全な出産を確保し、かつ経済的負担の軽減を図る観点から、妊産婦健康診査の公費負担を実施しております。 妊婦健診診査については、国の示す基準にある検査項目すべてを公費負担するとともに、平成 31 年度からは超音波検査の公費負担回数を 4 回増やし、令和 2 年度には多胎妊娠の方に対し、基本健診の公費負担回数を 2 回増やすなど、さらなる負担軽減を図ってきたところであります。 今後においても、妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、より安心・安全な出産となるよう体制を確保して参りますとともに、妊産婦医療費助成制度の創設につきましては、国等の動向にも注視して参りたいと考えております。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課（母子保健G） 電話：06-6208-9966

番号	7. (2) ③、10. (2) ⑨
項目	7. (2) ③ a. 大阪府の福祉医療費助成の再編で障がい者・難病患者の医療費助成制度が「重度者」に限定されました。このことで従来対象者だった中度・軽度の障がい者・難病患者の方は医療費助成制度の対象から外されました。そもそも障がい者・難病患者の世帯は経済的にも厳しく、医療費助成の対象から外されたことでさらに暮らしを追い詰めることになり、影響は非常に大きいものがあります。大阪市として対象から外された方の調査を q1 至急実施し、現在の重度障害者医療制度を拡充させ、中度・軽度の方も助成制度の対象にしてください。 b. 大阪市の独自施策として、府の重度障がい者医療費助成制度における 1 カ月の負担上限 3,000 円を以前の 1,000 円に戻し、薬局での負担を撤廃してください。 10. (2) ⑨ 2018 年 4 月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。
(回答) 重度障がい者医療費助成をはじめとする福祉医療費助成制度に関し、対象者や助成の範囲を改めるとともに、受益と負担の適正化を図るため、大阪府において、平成 30 年 4 月診療分から制度の変更が行われました。 本市の重度障がい者医療費助成制度は、大阪府の補助制度のもと実施していますが、今後、高齢化の進展等により所要額が増加し、財政を圧迫していくことが見込まれることから、持続可能な制度を構築することが必要と考え、大阪府とともに制度の変更を行ったものですので、ご理解くださいますようお願いいたします。 また、本市が単独でこれ以上の水準とすることは、多額の財源が必要となることから困難であると考えています。 なお、本市では、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望を行っています。	
q	福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成） 電話：06-6208-7971

番号	7. (2) ④、10. (1) ⑬
項目	7. (2) ④ 22 年 10 月 1 日より 75 歳以上高齢者の医療費 2 割負担が実施されました。大阪府は 2021 年 3 月をもって老人医療費助成を廃止しましたが、今回の負担増は多く的高齢者に影響を及ぼし、受診抑制による健康への影響も国会審議で指摘されています。大阪市の高齢者の命と健康を守る上で、高齢者を広く対象にした老人医療費助成制度の創設を強く求めます。 10. (1) ⑬ 2022 年 10 月より 75 歳以上の医療費が 2 割化され、「2 割化」の影響による「受診控え」が起きている調査結果も出されている。大阪府は 2021 年 3 月をもって老人医療費助成制度を廃止したが、高齢者の命と健康を守る上で、高齢者を広く対象にした助成制度の創設を強く求める。
(回答) 大阪府の福祉医療費助成制度は、対象者や助成の範囲を改めるとともに、受益と負担の適正化を図るため、平成 30 年 4 月診療分から制度の変更が行われました。 本市の福祉医療費助成制度は大阪府の補助制度のもと実施していますが、今後、高齢化の進展等により所要額が増加し、財政を圧迫していくことが見込まれることから、持続可能な制度を構築することが必要と考え、大阪府とともに制度の変更を行ったものですので、ご理解くださいますようお願いいたします。 なお、本市では、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望を行っています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成） 電話：06-6208-7971

番号	7. (3) ①
項目	带状疱疹ワクチン接種の助成制度を創設してください ①带状疱疹は特に 50 代以上が罹患しやすい疾病であり、加齢や疲労、ストレスによる免疫力の低下で 80 歳までには 3 人に 1 人が発症すると言われています。痛みが徐々に増していき、日常生活就労が制限されることや、夜も眠れなくなることもあります。また、20%の患者が带状疱疹後神経痛を併発し、長ければ数年以上疼痛に苦しむことになります。頭部や顔面に带状疱疹が出た場合、視力低下や失明、顔面神経麻痺などの重い後遺症が残る可能性もあります。带状疱疹を防ぐにはワクチン接種が有効とされていますが、現在带状疱疹のワクチンは任意接種です。接種から 9 年後の時点でも有効性があるとされる不活化ワクチンは計 2 回で数万円と高額であり、接種を断念する人も少なくありません。経済的な理由からワクチン接種を諦め、病気に罹患することは医療者として看過できません。行政として、ワクチン接種で病気を防ぎ、苦しむ市民が生じないような施策を要望します。
	(回答) 带状疱疹ワクチンにつきましては、個人の発病予防及び重症化予防を目的とし、予防接種法の B 類疾病に位置づけられ、令和 7 年 4 月から定期接種となりました。 定期接種の対象者については、带状疱疹の罹患者数が 70 歳代にピークを迎えることや、ワクチンの有効性が経時的に一定程度減衰すること等を考慮し、「65 歳の者」及び「60 歳以上 65 歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者」と定められています。 なお、令和 7 年度から令和 11 年度の 5 年間は経過措置として、対象者のうち「65 歳の者」は、「65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とされています。また、これに加えて、令和 7 年度のみ「100 歳以上の者」も対象者とされています。 被接種者の自己負担額については、本市におきましても接種費用の一部を助成しているとともに、市民税非課税世帯等の方は接種時に確認書類を提示いただくことで、無料で接種いただけます。
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0813

番号	7. (3) ②
項目	带状疱疹ワクチン接種の助成制度を創設してください ②今年4月から高齢者の带状疱疹ワクチンが定期接種になりました。大阪市の接種対象者、助成回数、接種費用（自己負担額）などについて5月の区広報に見当たりません。医療機関では案内しているのでしょうか。年度ごとの接種対象者には通知が届くのでしょうか。市民へのきめ細かな周知をお願いします。
(回答) 带状疱疹ワクチンの定期接種にかかるご案内については、本市広報紙「大阪市民のみなさんへ」令和7年4月号に掲載しております。また、本市ホームページにも带状疱疹ワクチン予防接種についてのページを設けているほか、委託医療機関へは周知用チラシを配付しております。加えて、今年度の対象者の方には個別にご案内を送付しております。	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0813

番号	7.（4）		
項目	<u>住吉市民病院跡地の新病院は、誰がどのように利用できる病院になるのかわからない等の声が上がっています。住民説明会を開催し、新病院の計画について市民へ丁寧に説明し、市民の要望を聞き新病院の計画を進めてください。市立住之江診療所の機能を診療時間の拡充など強化するとともに、その機能を新病院に継承してください。住吉市民病院跡地に設置する新病院に「産科 10 床、小児科 10 床」を設けてください。</u>		
（下線部について回答） 住吉市民病院跡地に整備する新施設に関する住民の方等を対象とした説明会については、令和 5 年 12 月 21 日にすみのえ舞昆ホールにて開催しました。 本説明会では、本市担当者から病院機能を含む新施設の概要説明のほか、本市担当者及び建築工事請負業者から工事説明を行った後、参加いただいた方からのご質問やご意見を伺う時間を設けたところです。			
担当	福祉局 健康局	弘済院 総務部	管理課（経営企画 G） 総務課（病院機構支援 G） 電話：06-6208-7930 電話：06-6208-9897

番号	7. (4)
項目	住吉市民病院跡地の新病院は、誰がどのように利用できる病院になるのかわからない等の声が上がっています。住民説明会を開催し、新病院の計画について市民へ丁寧に説明し、市民の要望を聞き新病院の計画を進めてください。<u>市立住之江診療所の機能を診療時間の拡充など強化するとともに、その機能を新病院に継承してください。住吉市民病院跡地に設置する新病院に「産科 10 床、小児科 10 床」を設けてください。</u>
(下線部について回答) 小児科医、産科医については、慢性的な医師不足が課題となっており、住之江診療所の機能を強化することは、現時点においては極めて困難な状況となっております。なお、住吉市民病院跡地に整備する新施設では、小児科・産婦人科ともに、現在の住之江診療所の機能を外来診療で継承することとしております。 病床については、大阪公立大学医学部附属病院において、産科 10 床の拡充と新生児室の増設、小児科病棟の改修など、新施設の開設を待つことなく整備しており、住吉市民病院における小児・周産期の医療機能等を継承した大阪府市共同住吉母子医療センターとともに、大阪市南部基本保健医療圏における小児・周産期医療の充実に努めてまいります。	
担当	健康局 総務部 総務課（病院機構支援G） 電話：06-6208-9897

番号	7. (5)
項目	生活保護医療要否意見書に係る返送費を大阪市負担とすること 医療機関に係る医療要否意見書の返送費、返信用封筒および文書作成等の事務負担が過剰となっています。行政の求めにより応じているため、返送費等は行政が負担すべきです。医療要否意見書の要旨を医療機関に郵送する際に、返信用封筒を同封してください。また、医療要否意見書の返送費は大阪市の負担とし、記載を要する同意見書に同封する返信用封筒は受取人払いとしてください。
(回答) 要否意見書等の提出は、医療扶助運営要領にあるように、必ずしも郵送の必要はなく、直接福祉事務所の窓口を持参していただく方法や、被保護者自身に提出していただくことも可能ですので、返送方法についてご検討をお願いします。 なお、本市としても、当該郵送料の取り扱いについて、厚生労働省において明確な基準を示すとともに、行政負担の場合はその費用について全額国庫負担とするなど必要十分な財政措置を講ずることが妥当と考えていますが、現時点で厚生労働省から基準等は示されていません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	7. (6)		
項目	補聴器購入の助成制度の改善をすること 全国的に広がりを見せている全ての世代の軽・中等度の難聴者を対象とした補聴器購入助成制度を大阪市でも創設してください。		
(回答)			
本市では、身体障がい者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度の難聴児を対象として「大阪市難聴児補聴器給付事業」により難聴児の言語訓練及び生活適応訓練の促進に寄与することを目的として補聴器購入費用・修理費用の全部又は一部を支給しています。 聴覚障がいの身体障がい者手帳の交付を受けた方及び難病患者等で身体障がい者手帳を所持している方と同程度以上の方を対象とし、補装具費で補聴器購入費・修理費用の全部又は一部を支給しています。補装具費は障害者総合支援法により種目対象者等が定められており、全国一律の基準となっています。 また、令和7年4月1日より、聴力機能の低下により外出等が困難な65歳以上の高齢者の“聞こえ”をサポートし、周囲の方との交流や介護予防活動等の社会参加を支援するため、「新たに購入した補聴器を活用しながら介護予防活動等を行っていただける65歳以上の軽度・中等度の難聴の方」を対象に、補聴器購入費用の一部を助成しています。 加齢に伴う難聴等は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活に支障をきたす大きな原因となっており、高齢者が社会的孤立やうつ、認知症、フレイルに陥る危険性を高めるという研究結果も報告されていることから、本市としましては、補聴器が普及し効果的に利用されることにより、認知症の発症リスクの軽減やうつ、フレイル予防、ひいては健康寿命の延伸につながるものと考えております。 国においては、平成30年度から「補聴器を用いた聴覚障がいの補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究」が行われており、この間、国に対し大都市民生主管局長会議等においても要望しているとおり、まずは国が研究結果を早期に取りまとめ、医学的エビデンスを踏まえたうえで、認知症予防の効果が認められる場合には、補聴器購入に係る全国一律の公的助成制度を創設すべきであると考えており、引き続き、国に対して公的助成制度の創設について強く要望してまいります。			
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（介護予防推進G）		電話：06-6208-7986 電話：06-6208-9957

番号	7. (8) ①
項目	① 歯科健診・保健指導の体制整備 a. 歯科口腔保健事業に対応する専門の部署を設けてください。 b. 「大阪市歯と口腔の健康づくり推進条例」の理念・目的に従い、歯科口腔保健支援センターを設置してください。 c. すべての保健センターに常勤の歯科医師と歯科衛生士を配置し、市民の健康を守る拠点としての機能を抜本的に充実させてください。
(回答) ① a. 歯・口腔と全身との密接な関連が示され、歯周病は生活習慣病でもあることから、本市の歯科保健事業は歯科専門部署が単独で実施するのではなく、生活習慣を担う各部署が横断的に連携しながら担うべきものと考えております。本市の歯科口腔保健に関する事業は、対象者や目的が多岐にわたっており、乳幼児健診時の歯科診察やフッ化物塗布及び個別指導等、学齢期の歯科健康教育等、成人に対する歯科健康相談や訪問口腔衛生指導及び歯周病検診等、障がい者（児）に対する歯科診療、休日・夜間緊急歯科診療等の各種歯科保健事業、後期高齢者医療制度の被保険者で通院による歯科健康診査が受診できない方を対象とした訪問歯科健康診査を、各区・局が連携しながら実施し、市民の歯科口腔保健の維持・向上に努めているところです。 b. 本市では、乳幼児期から高齢期まで各々の課題や目的等に応じて各区および関係局において歯科保健事業を実施しており、本市健康増進計画「すこやか大阪21」のもと区・局が相互に連携して取組を進めております。 また、これら歯科保健事業の進捗管理を図るため「歯と口腔の健康づくりアクションプラン」を令和6年度に改訂したところです。引き続き、他都市の動向を注視しながら、本市における口腔保健支援センターのあり方について考えてまいりたいと思います。 c. 本市では、本庁に常勤として歯科医師1名、各区保健福祉センターに非常勤嘱託職員として歯科医師計26名を配置しているほか、事業の規模感に応じた会計年度任用職員の歯科衛生士も活用しながら、各種歯科健診・保健指導を実施しております。今後とも、多様化する市民ニーズの把握に努め、効果・効率的な保健衛生事業を検討してまいります。	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9963

番号	7. (8) ② a
項目	市の独自施策として、乳幼児歯科健診は4歳児・5歳児・6歳児も対象としてください。
(回答) 現在、本市では、1歳6か月児、及び3歳児健康診査において歯科健康診査を実施しており、健康診査の結果、う蝕罹患の可能性が高いと判断された幼児とその養育者を対象に、歯科医師の指示に基づき歯科衛生士が、歯の清掃方法やう蝕罹患予防のため間食等について具体的な指導を行っております。さらに、希望者には、歯科医師の指示により、歯科衛生士がフッ化物塗布を行い、積極的に幼児のう蝕予防を図っております。 また、1歳6か月児健康診査においてう蝕があった児については、6か月後に再度、歯科保健個別指導を行い、希望者にフッ化物塗布を行うことで、生涯にわたる歯の健康を保持する基盤づくりを行っております。 4歳児・5歳児・6歳児歯科健康診査については、国における歯科口腔保健施策の動向を注視してまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課（母子保健G） 電話：06-6208-9966

番号	7. (8) ② b
項目	認可外保育施設で歯科健診を実施するよう指導してください。
(回答) 大阪市では、認可外保育施設に対して年1回以上行っている立入調査において、3歳児以上の児童の歯科検診の有無を確認し、実施するよう指導しています。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6361-0756

番号	7. (8) ② c
項目	学校歯科健診で「要受診」と診断されたにもかかわらず、未受診となっている児童・生徒が確実に受診できるような具体的な対策を講じてください。 (回答) 学校保健安全法に基づき、学校が毎年実施している健康診断の結果を把握し、児童・生徒及びその保護者に対し、定期健康診断の結果を通知するとともに、歯みがきや食生活などの生活習慣についても詳しくお知らせすることで家庭への啓発を図り、予防に努めております。 診断の結果、治療が必要な児童・生徒には、学校から受診するよう指示する「歯・口の健康診断結果のお知らせと受診のおすすめ」を発行し、受診後、各医療機関が発行した受診証明書について、保護者から学校に提出していただくこととしております。 また、未提出の児童・生徒については、学校において受診の有無を確認し、未受診の場合は引き続き保護者に受診を促しております。 なお、健康診断の受診にあたっては、毎年度教育委員会から、校園長あてに治療が必要な児童・生徒の保護者へ受診勧奨するよう通知するとともに、各学校園に受診率や未受診の理由の調査を行い、事後措置の様子を把握しております。
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	7. (8) ② d
項目	市内全小中学校・特別支援学校で給食後などに歯磨きの時間を設けるとともにフッ化物洗口（週1回）に取り組んでください。
(回答) 学校での昼食後の歯みがき指導について、幼児期・学童期からの歯と口の健康づくりは生涯を通じて健康な生活を送るための基盤となり、食後の歯みがき習慣の定着は長く健康な歯を維持するために大変重要なものであることから、各学校の状況に応じて実施していただくよう協力を依頼しているところです。 また、乳歯と永久歯への混合歯列でむし歯予防の比較的困難な時期の小学校4年生を対象に、フッ化物洗口（フッ化ナトリウム）を行っております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	7. (8) ② e
項目	外国人の保護者や児童・生徒に対し、子ども医療証や学校医療券の仕組み・使用方法がわかるように、<u>外国語に翻訳した案内を作成し周知してください。</u>とりわけコミュニケーションや文章の理解に困難のある保護者へ対応するため、諸制度に通じた通訳を配置してください。
(下線部について回答) 医療費助成制度につきましては、制度の仕組みや医療費の払い戻しに関する案内を計6言語（英語、韓国・朝鮮語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語）で作成しており、ご希望の方には、各区役所の窓口で提供しています。また、本市ホームページにも掲載し、周知しています。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課（医療助成G） 電話：06-6208-7971

番号	7. (8) ② e		
項目	<u>外国人の保護者や児童・生徒に対し、子ども医療証や学校医療券の仕組み・使用方法がわかるように、外国語に翻訳した案内を作成し周知してください。とりわけコミュニケーションや文章の理解に困難のある保護者へ対応するため、諸制度に通じた通訳を配置してください。</u>		
(下線部について回答) 学校医療券につきましては、小・中学校の就学援助制度のお知らせの援助内容に記載し、各学校に周知しております。就学援助制度のお知らせは、英語・中国語・フィリピン語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・韓国語・やさしい日本語版の8種類の用意がございます。 令和2年度より外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業を開始し、保護者の日本語が不十分な場合、必要に応じて学校への通訳者の派遣や多言語リモート通訳システムによる支援を行っております。			
担当	教育委員会事務局 教育委員会事務局	指導部 指導部	保健体育担当 教育活動支援担当 (人権・国際理解教育C) 電話：06-6208-9141 電話：06-6208-8128

番号	7. (8) ③ a
項目	妊娠ステージの変化に合わせ口腔内の変化がみられるため、妊婦しか健康診査の無料実施を、何度でも近くの五療機関で個別健診として受けられるなど、受診しやすい制度に改善してください。
(回答) 本市では、各区保健福祉センターにおいて毎月実施される妊婦教室に併設し、妊婦に対し、歯科医師による妊婦歯科健康診査を無料で実施しています。 歯科医師が妊婦の歯の状況、歯周組織の状況、口腔内清掃状況及びその他の異常の有無について診査を行うだけでなく、必要な場合には保健指導を行うとともに、要医療の方には医療機関の受診を勧奨しております。 今後も引き続き、母子健康手帳交付時や各種保健事業開催時、区政だより及びその他広報等あらゆる機会を利用し、妊婦歯科健康診査事業の周知徹底に努めるとともに、歯科医師会等の関係機関と連携し、妊婦の健康管理や不安の解消等に努めてまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課（母子保健G） 電話：06-6208-9966

番号	7. (8) ③ b
項目	歯周病検診は、満 18 歳以上のすべての市民と満 15 歳以上の障がいのある人を対象に年 1 回、無料で実施してください。また検診内容は、現在の問診・口腔内検査だけでなく、市民が受診したくなる内容へ拡充してください。
(下線部について回答) 本市においては、有料ではありますが、一般歯科医院での治療が困難な障がいのある方が容易に受診できるよう、大阪府と共同で、障がい児・者歯科診療事業を実施しており、こうした方々の受診機会を保障するため、本事業や医療機関の情報提供の充実に努めているところです。	
担当	福祉局 障がい福祉課 電話：06-6208-8081

番号	7. (8) ③
項目	③ 成人期・妊婦等への歯科健診 a 妊娠ステージの変化にあわせ口腔内の変化が見られるため、妊婦歯科健康診査の無料実施を、何度でも近くの医療機関で個別健診として受けられるなど、受診しやすい制度に改善してください。 b <u>歯周病検診は、満 18 歳以上のすべての市民と満 15 歳以上の障がいのある人を対象に年 1 回、無料で実施してください。また検診内容は、現在の問診・口腔内検査だけでなく、市民が受診したくなる内容へ拡充してください。</u>
(下線部について回答) 歯周病検診は、健康増進法第 19 条の 2 に基づく健康増進事業として、国の健康増進事業実施要領に基づき市町村は 20、30、40、50、60 及び 70 歳の住民を対象として歯周疾患検診を実施するよう努めることとされており、本市においては、25、35、45、55、65 歳の住民も対象として実施してまいりました。20 歳の対象者には全員、その他の年齢の対象者には大阪市国民健康保険加入者で前年度に歯科受診の歴がない方に対し、個別勧奨ハガキによりお知らせしています。 また、歯周病検診の受診者負担金は受益と負担の関係から 500 円としておりますが、生活保護世帯の方、市民税非課税世帯の方については、無料で受診いただいております。検診の内容については、国の歯周病検診マニュアルに準拠して実施しています。	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9963

番号	7. (8) ④
項目	市の独自施策として、要介護度・要支援度が決まれば要介護者・要支援者には必ず歯科健診を実施してください。また、歯科受診を促す啓発パンフレットやチラシなどを作成し、要介護者・要支援者へ渡してください。
(回答) 介護保険制度においては、要介護・要支援認定を受けた方に係る介護サービスや介護予防サービスは、利用者本人がケアマネジャーと相談し、心身の状況、その置かれている環境などに応じて、ご本人の意思で契約を締結し、作成されたケアプランに基づき利用するものです。 口腔ケアについては免疫力アップ等の重要性を認識しており、介護サービスにおいても主治医やケアマネジャーと相談しながら、歯科医師や歯科衛生士から居宅療養管理指導を受けることができます。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理G） 電話：06－6208-8028

番号	7. (8) ⑤
項目	障がい者（児）歯科診療における医療提供体制の整備 a. 障がい者（児）歯科診療に対応する一次医療機関を増やしてください。当該医療機関を対象とする財政支援策及および高次歯科医療機関との相互連携を支援してください。 b. 障がい者（児）が身近な地域で安心して検診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい者歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成してください。 c. 中小事業所や共同作業所などで就労する障がい者を対象に、歯科健診の機会を増やすなどの口腔保健事業を推進し、障がい者の口腔衛生の向上を図ってください。 d. 市内歯科診療所に対して、障がい者（児）への歯科保健医療サービスの提供状況を調査し、「東京都医療機関案内サービス ひまわり」のように、市民に対し障がい者の歯科診療に対応する医療機関を案内してください。
	(回答) (a・b・d) 福祉局としましては、基本的には一次医療機関で診療を受けられるものと考えておりますが、一次医療機関での治療が困難な障がいのある方が容易に受診できるよう、大阪府と共同で、障がい児・者歯科診療事業を実施しており、こうした方々の受診機会を保障するため、本事業や医療機関の情報提供の充実に努めているところです。 (c) 定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難な障がい者に対する歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図る取組を進めるとともに、障がいの状況に応じた知識や技術を有する歯科専門職を育成するための取組を促進するため、令和3年度の報酬改定により、障がい者支援施設におきましては、口腔ケアに関してマネジメントが必要な方に対し、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従事者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を実施した場合に、加算報酬を算定できるようになっているところです。
担当	福祉局 障がい福祉課 電話：06-6208-8081

番号	7. (8) ⑥ a
項目	「歯科医師届出票」等の届出時期にすべての歯科医師等へ届出票を郵送してください。
(回答) 歯科医師届出票は歯科医師法第 6 条第 3 項に基づく届出で、2 年ごとの提出が義務付けられており、歯科医師自らが住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出るものとなっています。 この届出票の配布・回収については、厚生労働省より受託事務として各都道府県や政令市が行っており、その事務は各自治体での運用によって実施しております。この事務については国からの限られた委託費で実施しており、本市では対象者（医療機関）が多いため、全医療機関や対象者への郵送による配布は実施しておりません。 本市では、市内 24 区にある保健福祉センターで届出票を配布しており、このほか歯科医師の関連団体等に協力を依頼しております。また、インターネット環境のある方に対しては、厚生労働省ホームページから届出票のダウンロードができるようになっております。 なお、令和 4 年度から、医療機関等に勤務する歯科医師につきましては、厚生労働省が構築・運用を行う「医療従事者届出システム」による届出が実施されております。配布方法や場所について、ホームページ等を活用し引き続き広報を行うとともに、歯科医師の関連団体等へ協力依頼及び届出票の提出等について周知を行ってまいります。厚生労働行政の基礎資料であることを踏まえ、今後とも対応してまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。	
担当	健康局 保健所 保健医療対策課 電話：06-6647-0685

番号	7. (8) ⑥ b
項目	<u>妊婦健診、歯周病検診事業の推進にあたっては、市内すべての歯科医療機関に公平な機会を与えてください。</u>
(下線部について回答) 妊婦の歯科健診につきましては、各区保健福祉センターにおいて毎月実施される妊婦教室に併設し、歯科医師による妊婦歯科健康診査を無料で実施しており、必要な場合には保健指導を行うとともに、要医療の方には歯科医療機関の受診を勧奨しております。 引き続き、歯科口腔保健施策の推進に向けて関係機関との連携を図ってまいります。今後ともご理解とご協力をお願いいたします。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課（母子保健G） 電話：06-6208-9966

番号	7. (8) ⑥ b
項目	妊婦健診、<u>歯周病検診事業の推進にあたっては、市内すべての歯科医療機関に公平な機会を与えてください。</u>
(下線部について回答) 歯周病検診事業につきましては、大阪市内全域を対象として活動している一般社団法人大阪府歯科医師会と契約をしております。	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9963

番号	7. (9) ①
項目	無料低額診療について ① <u>経済的な困窮から重症化してから受診の方がおられます。昨年も大阪市内の民医連病院において経済的事由による手遅れ死亡事例を確認しました。就学援助世帯への無料低額診療の案内や国民健康保険窓口等、経済的困窮と関わる窓口で、無料低額診療の案内を行うことを求めます。</u>
(下線部について回答) 無料低額診療事業は、生計困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料又は低額な料金で診療を行う事業で、社会福祉法の規定に基づき第二種社会福祉事業として位置づけられています。 減免を受けることができる方は、低所得者等で経済的理由により診療費の支払いが困難な方であり、減免金額は、各医療機関によって異なりますが、診療費の10%以上となっており、市内49か所の医療機関が本事業を実施しています。 無料低額診療事業の周知については、本市ホームページのほか、市民の皆さまの暮らしに役立つ情報をまとめた生活ガイドブック「大阪市くらしの便利帳」に当該事業の概要に関する記事を掲載しています。また、実施医療機関の一覧を、一部負担金減免制度の周知ビラと合わせて区役所窓口に設置するなど、周知に努めています。	
担当	福祉局 総務部 総務課 法人監理G 電話：06-6241-6540

番号	7. (9) ①
項目	経済的な困窮から重症化してから受診する方がおられます。昨年も大阪市内の民医連病院において経済的事由による手遅れ死亡事例を確認しました。就学援助世帯への無料低額診療の案内や国民健康保険窓口等、経済的困窮と関わる窓口で、無料低額診療の案内を行うことを求めます。
(回答) 教育委員会では、子どもの医療費の助成に関する制度として、「就学援助制度の学校医療券」について学校に対して周知しているところです。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	7. (9) ②
項目	② 医療で無料低額診療を行っても診療保健調剤薬局での負担が減免する方法がなく、無料低額診療利用者が処方薬の受け取りで困窮しています。全国的には青森市や高知市、那覇市などで「無料低額診療事業利用者への調剤費助成」が行われています。大阪市においても同様の制度を作るなど、無料低額診療利用者が、薬を安心して受け取れるよう対策を講じてください 参考⇒青森市ホームページより 「無料低額診療事業」利用者への調剤費助成／青森市 (city.aomori.aomori.jp)
(回答) 生計困難者が経済的理由により必要な医療を受ける機会が制限されることのないよう、社会福祉法第2条の第2種社会福祉事業では、無料又は低額な料金によって診療を行う、いわゆる無料低額診療が規定されているところです。 この無料低額診療により受診され、診療代が無料（又は低額料金）になった方が、処方箋の交付を受けたとしても、保険調剤薬局（院外処方）で調剤を受けるにあたっては、自己負担が発生することになります。 本市としましては、引き続き国に対し、無料低額診療事業の基準や調剤のあり方についての検討を要望するとともに、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えております。	
担当	福祉局 総務部 総務課 法人監理G 電話：06-6241-6540

番号	8. (1)、(2)、(11)
項目	(1) 2025年度国保料は43年ぶりの引き下げとなった。しかし、既に統一化の8年で統一国保料は3万2千円(25.4%)も上昇しており、大幅引き下げこそ必要である。直ちに黒字貯め込みを活用し、国保料を協会けんぽ並みに引き下げることを。 (2) 完全統一の下でも、府下では基金を原資に全ての国保加入者に現金を給付して、実質負担の軽減に努力している自治体がある。大阪市として負担軽減策を実施すること。 (11) 国保料の大幅値上げと減免改悪をもたらす「国保府内統一化」から離脱すること。全国知事会、全国市長会も要望している通り、1兆円の公費負担増を強く国に求めること。
(回答) 国民健康保険の事業運営は、保険料と国庫支出金等で賄う仕組みとなっており、事業を安定して運営していくためには、保険給付費等の伸びに応じて、被保険者の方にも応分の負担をお願いすることになります。 平成30年度の国民健康保険の都道府県単位化に伴い、大阪府においては、「大阪府国民健康保険運営方針」に基づき、府内市町村の保険料は、被保険者間の負担の公平性の観点から、府内のどこにお住まいでも「同じ所得・同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」とすることとしており、本市としても、令和6年度に府内統一保険料率とする府の方針に沿った対応を行ってきたところです。 令和6年度以降は、前述の府の方針に基づき、これまで行ってきた市独自の保険料抑制策を講じることができなくなりましたが、大阪府において、府内統一保険料率の抑制・平準化を図るため、市町村において保険料の抑制等に使われてきた財源を大阪府に集約し、有効に活用することなどによる、財政調整事業の取組を進めており、大阪府と本市を含めた代表市町村等で構成する「広域化調整会議」等において、引き続き検討を進めていきます。また、本市においても、健康寿命の延伸のための施策をしっかりと進めていくことが、引いては国民健康保険料の軽減につながるものであることから、国民健康保険の特定健康診査を受診していただいた方に対する「アスマイル」ポイントに、本市独自ポイントを上乘せ付与し、受診率の向上を図ることなど積極的に取り組んでまいります。 さらに、高齢化の進展による保険料負担の急増や中間所得者層の保険料負担の緩和、今後の医療費の増嵩などに耐え得る財政基盤の強化を図るため、更なる財政支援の拡充を求めるとともに、医療保険制度間の保険料負担の公平化を図り、長期的に安定した制度となるよう、国民健康保険の都道府県単位化にとどまらず、医療保険制度の一本化などの制度の抜本的な改革の実施について、引き続き国に要望を行ってまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（管理） 電話：06-6208-7961

番号	8. (3) ①②③④⑤、(8)
項目	(3) ①<u>減免申請は国保料の決定通知発送前でも受け付けること。申請時期に関わらず年度当初に遡及して適用すること。昨年度までの減免申請書、添付書類による申請でも受け付けること。</u> ②<u>昨年度より必要書類が急に増え、申請者にとってあまりに負担が大きい。年齢や経済状況、営業・生活実態等により市の求める資料に対応できない場合も少なくないことから、簡素で柔軟な運用に見直すこと。</u> ③<u>即時適用が新設されたが、あまりに利用が少ない。府の保険料減免事務運用手引きには「確定申告時期まで審査を保留する取扱いには納付能力の乏しい申請者にとって多大な負担となることから、最小限度に留めること（「手引き」11ページ）」とあり、市として即時適用の申請・実行件数を増やすことが必要である。まずは申請・実行件数をきちんと把握し、原因を分析した上で、制度利用を増やすため対応を強化すること。各区に徹底すること。</u> ④<u>審査保留の場合でも、減免決定までの間は払える額での分納や徴収猶予適用などを認めること。減免適用保険料額を超えて納付した場合は、超過分を返金すること。本人が期限までに所得確認書類を提出できるよう、提出期限が近づいた段階で改めて文書等で徹底すること。</u> ⑤<u>確定申告書控を提出する場合は、の他に所得確認の資料を求めることはやめること。</u> (8) <u>被保険者から納付困難の申出があれば申請がなくても減免制度や納税緩和措置を案内し、積極的に活用すること（「納税の猶予等の取扱要領」）。必要に応じて生活保護など他の制度へつなぐこと。猶予申請書をホームページに掲載すること。</u>
	(下線部について回答) 保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し、所得割保険料を減免する制度を実施しているところです。 市町村が行う保険料の減免につきましては、法令等の規定に基づき、条例の定めるところにより申請によって減免することとされています。このため、所得減少減免につきましても、減免を受けようとする月の納期限までに申請書を提出しなければならないとしているほか、減免の対象となる保険料は、特別な事由がない限り申請のあった月以降の保険料を対象としているところであり、何らかの事情により審査を保留することとなった申請者に対しては、追加書類について、必ず期限までに提出するよう勧奨しています。引き続き適正に実施してまいります。 また減免制度につきまして、6月の国民健康保険料決定通知書送付時に制度案内のビラを同封するとともに本市ホームページにて周知を行っており、減免申請書もホームページからダウンロードすることが可能です。
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険） 電話：06-6208-7964

番号	8. (3) ④、(8)、(9)
項目	(3) ④審査保留の場合でも、減免決定までの間は払える額での分納や徴収猶予適用などを認めること。減免適用保険料額を超えて納付した場合は、超過分を返金すること。本人が期限までに所得確認書類を提出できるよう、提出期限が近づいた段階で改めて文書等で徹底すること。 (8) 被保険者から納付困難の申出があれば申請がなくても減免制度や納税緩和措置を案内し、積極的に活用すること（「納税の猶予等の取扱要領」）。必要に応じて生活保護など他の制度へつなぐこと。猶予申請書をホームページに掲載すること。 (9) 被保険者の生活と営業を脅かす無理な納税の強要、売掛金の差押えは行わないこと。国税庁「差押禁止債権が振り込まれた預貯金口座に係る預貯金債権の差押えについて（指示）」（2020年1月31日付通達）を踏まえ、市として「実質的に差押禁止債権等を差し押さえたものと同視できると認められる場合には、差押可能部分以外の部分については、差押えを行わない」こと。 （下線部について回答） 納付義務者等から保険料の納付が困難である旨の申出があった場合については、納付義務者等の置かれた状況に十分配慮し、徴収猶予についても適切に対応することとしています。 また、徴収猶予制度につきまして、本市ホームページにて周知を行っており、徴収猶予申請書についてもホームページからダウンロードすることが可能です。 保険料滞納世帯に対しては、文書送付や電話などにより接触を図り、納付相談、納付指導を行う中で、個々の事情の把握に努めるとともに、必要に応じて減免制度をお示しするなど、日頃からきめ細かく丁寧な対応を行っています。 保険料を納めていただけない世帯に対しては、関係法令に基づき財産調査を行い、その結果財産が判明した場合には、判明した財産が差押禁止財産に該当しないことやその財産の状況などを慎重に審査した上で、まず差押予告を行い、保険料滞納世帯との接触を図り、個々の事情を十分お聞かせいただくとともに自主的な納付を促しています。 それでもなお、特別な事情がないにもかかわらず、保険料を納めていただけない場合は、関係法令に基づき適正に差押等の滞納処分を行っています。 なお、減免適用によって保険料の過納金が発生した場合は、納付義務者へ還付等しております。
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納） 電話：06-6208-9872

番号	8. (4)
項目	市として恒常的低所得者を対象とする減免制度を創設すること。未就学児の均等割軽減を拡充し、18歳まで対象とすること。災害減免を拡充し「事業所」や「一部損壊」等も対象とすること。
(回答) こどもに係る均等割保険料の軽減措置の導入とそれに伴う財政支援につきまして、令和4年度より未就学児の均等割保険料の5割が公費により軽減されたところですが、子育て世帯の負担軽減を図るためには、未就学児のみならず、さらなる軽減措置の拡充が必要であることから、国に対し要望を行っているところです。加えて、大阪府に対しましても、軽減措置の拡充について、国へ働きかけるよう要望を行っています。 また、保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し、所得割保険料を減免する制度を実施しているところであり、今後においても、「府内統一基準」に沿った対応を行ってまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険） 電話：06-6208-7964

番号	8. (5) ①
項目	世田谷区、渋谷区にならい「マイナ保険証」取得の有無にかかわらず、全ての被保険者に資格確認証を届けること。 (回答) マイナンバー法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年12月2日以降、保険証は新たに発行されなくなり、医療機関で受診等する際は、保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」といいます。）を基本とする仕組みに移行しました。 法令等においては、各保険者は、マイナ保険証をお持ちの方には、ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には、引き続き保険診療を受けられるよう世帯主の申請に基づき「資格確認書」を交付することとされています。 なお、厚生労働省通知において、当面の間はマイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書を交付することとされました。 本市の国民健康保険におきましても、当該通知に基づき、同様の運用を行っているところです。 本市といたしましても、国に対して、マイナ保険証を基本とする趣旨やメリットについて丁寧に説明し、制度の周知を進めることを求めるとともに、引き続き市民の方々に安心して「マイナ保険証」をご利用いただけるよう、丁寧な広報・周知に努めています。
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険） 電話：06-6208-7964

番号	8. (5) ②
項目	1年以上の滞納世帯に対して医療機関の窓口で10割負担を課す制裁措置（特別療養費の支給）は行わないこと。万一行う場合でも、18歳未満の子どもと病気や事業の休廃止など「特別な事情」がある者は対象外であることを徹底し、機械的な運用で被保険者の受療権を侵害することがないように「納付勧奨」「『特別な事情』の聞き取り」を丁寧かつ慎重に行うこと（2024年9月20日付厚労省通知）。交付後も「特別な事情」が確認できれば直ちに資格確認書へ切り替えること。 （回答） 特別な事情もなく、長期（1年以上）にわたって滞納している世帯に対しては、国民健康保険法の定めにより、特別療養費の適用を行うこととなりますが、その際にも、まず文書等で区役所窓口への来庁勧奨を繰り返し行い、来庁できない事情のある方についても、個々の実情把握に努めるとともに、弁明の機会を設け、世帯主及び世帯員の疾病や世帯主の事業の休廃止等の「特別な事情」に該当しないか、丁寧かつ慎重に審査を行っております。 また、特別療養費の適用後についても、「特別な事情」が確認できれば適用の対象外としています。
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納） 電話：06-6208-9871

番号	8. (6)、(7)
項目	(6) 傷病出産手当金を創設すること。 (7) 医療費の一部負担金減免（国保法 44 条減免）について、低所得者への受療権を保障するため、「恒常的な低所得者」を適用対象に加えること。また、認定は区役所の裁量・判断で行えるようにすること。
(回答) 傷病手当金、出産手当金は、協会けんぽなど他の社会保険においては、健康保険法に基づく法定給付として、被保険者が病気やけが又は出産のために会社を休み、事業主から十分な報酬を受けられない場合に、期間等の要件を定め支給されています。 一方、国民健康保険の場合、加入者には様々な就業形態の方がおられ、妥当な支給額の算出が難しいという課題もあることから、国民健康保険法で定める任意給付とされているところであり、国庫支出金の対象とされていないこともあり、本市を含め全国の市町村国保ではこれまで実施しておりません。 国民健康保険における傷病手当金並びに出産手当金の対応については、引き続き国の動向を注視してまいります。 療養の給付を受ける場合の一部負担金は、保険財政の安定的な運営を行うとともに、療養の給付を受ける被保険者と他の被保険者との受益と負担の公平を図る観点から、国民健康保険法の定めるところにより、療養の給付を受ける際に負担することとされています。 一方で、「特別な理由」がある被保険者に限っては、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合、一部負担金の減免や徴収猶予を行うことができる」とされており、その特別の理由として、厚生労働省通知において、災害や、失業等により収入が著しく減少したとき等と規定されています。また、「大阪府国民健康保険運営方針」においても、法の趣旨に則り、府内統一基準として、災害や失業等の特別の理由がある場合に、一部負担金の減免または徴収猶予を行うことができると定められています。 このことから、本市におきましても、大阪市国民健康保険条例及び同施行規則において、災害により重大な損害を受けたときや、事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したことにより、一部負担金を支払うことが困難であると認められる被保険者の方に対して、一部負担金の減免、徴収猶予を行っています。 なお、一部負担金の減免等の決定については、大阪市国民健康保険条例及び同施行規則等の規定に基づき、全ての区において同一の基準で実施しています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付） 電話：06-6208-7967

番号	8. (10)
項目	今年8月から国保運営協議会の委員定数削減を中止し、きちんと議論できるよう運営を改善すること。
(回答) 国民健康保険法施行令により、国民健康保険運営協議会の委員の定数については、条例で定めることとされており、大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和7年大阪市条例第26号）による大阪市国民健康保険条例の一部改正により、令和7年8月1日に、「被保険者を代表する委員」の定数が9人から6人に、「保険医又は保険薬剤師を代表する委員」の定数が9人から6人に、「公益を代表する委員」の定数が9人から6人に改められることとなります。 大阪市国民健康保険運営協議会において、引き続き、本市の国民健康保険事業の運営に関する事項が十分に審議されるよう努めてまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（管理） 電話：06-6208-7961

番号	9. (1)
項目	生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、物価高騰に見合う引き上げを行うこと。住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すよう国に要望すること。また冬期加算は改悪前に戻し、夏期加算の新設を国に要望すること。
(回答) 生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	9. (2)
項目	申請権の確立について ① 申請用紙はカウンターに置いて申請権を保障すること。申請時にしおりにもとづき権利と義務を説明すること。 ② 申請保護の原則を守り、口頭による申請も認めること。申請は、申請の意思を示した日とすること。
(回答) ① 保護の申請については、申請の意思が確認できれば申請書を交付し、受理しているところです。申請書については必要な方は受付面接担当員からお渡しすることとしています。保護のしおりについては、保護申請時にしおりを活用し説明を行い、手渡しているところです。 ② 申請に際しては、要保護者の申請の意思確認について必要な援助を行うよう配慮しているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	9. (3)
項目	扶養義務について ① DVや長年音信不通の場合など実態を無視した扶養照会はやめること。また、扶養照会を行う時は、本人の同意を得て行うこと。 ② 扶養義務者の収入申告、資産調査の強制をしないこと。
(回答) ① 扶養援助を受けることができる方は、この援助を最低限度の生活の維持のために活用することが保護に優先するとされており、扶養援助を受けることができると思われる方については、扶養義務者の方に援助の可否をお伺いし、援助をお願いしています。 ただし、これまでの生活歴等から扶養援助が期待できない方、扶養援助をお願いすべきではない方に対し、一律に扶養をお願いするということではなく、個々の状況から判断して行っています。 また、扶養照会を行うにあたっては、必ずしも本人の同意を得るものではないが、一律に扶養照会を行うものではなく、個々の状況から判断して扶養照会を行っております。 ② 扶養義務者の収入申告・資産調査にかかる照会については、扶養義務履行が期待できる程度を個別に判断し、行っております。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	9. (4)
項目	保護開始前に違法な就労などの助言指導はしないこと。大阪市は「助言指導書」を撤回すること。
(回答) 保護は、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、活用することを要件として行われるものです。その活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、助言指導を行います。 今後とも助言指導については、生活保護法の目的の達成のため、世帯の状況に応じ、十分な説明をした上で進めていきます。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	9. (5)
項目	福祉事務所への警察OBの配置をやめ、捜査まがいの調査をやめること。福祉事務所内に監視カメラは設置しないこと。
(回答) 各区の生活保護業務主幹担当に警察官OBを配置することにより、その経験を生かして窓口の安全管理の確保等に努めています。 調査を行う場合はケースワーカーや担当係長の指示に基づき補助的な役割を担っています。 また、防犯カメラについては、各実施機関が庁舎管理担当と調整し、保安対策として設置しているものです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8022

番号	9. (6)
項目	ケースワーカーの外部委託は実施しないこと。
(回答) ケースワーカーの外部委託は行っておりません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	9. (7)
項目	生活保護利用者の人権、生存権を守るために、利用者の意見や要望をしっかりと聞き、共に考えるケースワークができるように異常な要員配置基準を見直し、ケースワーカーの大幅増員を図ること。
(回答) 福祉局においては、総務局との連携のもと、大学卒程度の福祉職員の採用に加え、社会人経験を有する者を即戦力の福祉職員として採用するなど、質の高いケースワーカーの確保に努めているところです。 また、段階的に配置基準の見直しなどにより体制の充実を図ってきており、稼働年齢層への自立支援に重点を置くとともに、高齢世帯に関しては最低生活の保障や見守りを中心とした支援を行っています。 加えて、調査業務の補助をおこなう職員や高齢世帯への訪問をおこなう職員、自立支援プログラムによる必要な支援をおこなう職員等を配置し、保護の適正実施に努めているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	10. (1) ①
項目	第9期の介護保険料は、高齢者の負担の限界を超えた過大な額となっているので介護保険料を一般会計繰入によって引き下げること。なお、介護給付費準備基金を課題に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引き下げを行うこと。また、国に対し国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。
(回答) 介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるために創設された社会保険制度であり、50%の公費負担と50%の保険料負担により制度設計されており、受益と負担の関係から、多くの方がサービス利用されれば保険料も上がる仕組みとなっております。 介護保険料を引き下げるために一般財源を投入することは、健全な介護保険制度の運営と財政規律の保持の観点から適当ではないと国から見解が示されております。 本市の介護保険につきましても、この国の見解に沿った運営を行うとともに、制度を長期的に安定して運営するため、国の負担割合の引上げなど必要な財政措置を講じるよう、機会あるごとに国に要望しているところです。 なお、本市では、第9期の介護保険料を算定するに際し、介護給付費準備基金の取崩しを行い、月額368円の軽減を行いました。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理G） 電話：06-6208-8028

番号	10. (1) ②
項目	非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。 (回答) 介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支えあうために創設された社会保険制度であり、介護保険の運営に必要な費用にかかる公費負担と保険料負担の割合が法令により定められております。 本市では一人暮らしの高齢者や低所得者が多く、また、全国と比べると認定率が高く、介護サービスを受けられる方が多い状況となっており、介護サービスに係る費用も大きくなっております。令和6年度から令和8年度までの第9期の介護保険料につきましては、こうした状況に加え、介護保険料に直結する国の介護報酬の増額改定の影響により、基準となる月額保険料を9,249円と設定させていただいたところです。 なお、低所得者の保険料軽減として、平成27年度からは、国による「公費投入による低所得者保険料軽減」の実施により、本市においても、低所得者の保険料軽減として保険料段階が第1段階・第2段階の方へ新たに公費による保険料軽減を行っており、令和元年度からはさらに軽減幅を拡大し、第1段階から第4段階の方を対象として実施しております。 また、本市では、保険料段階が第1段階から第4段階で、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮しておられる方に、第4段階の保険料の2分の1に相当する額まで軽減する制度を設け、実施しております。
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付G） 電話：06-6208-8059

番号	10. (1) ③
項目	介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）、自治体独自の軽減措置を行うこと。
(回答) 介護保険サービスの利用者負担は、本人の所得金額等に応じた負担割合により利用料を負担していただいておりますが、利用者負担が高額となる場合は、高額介護サービス費の支給により利用者負担の軽減を図っております。 また、社会福祉法人等が提供する介護保険サービスについて、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです 低所得の要介護者が介護保険施設サービスや短期入所サービスを利用した際は、食費・居住費の負担軽減を目的に特定入所者介護（介護予防）サービス費を補足給付として支給しております。 低所得者に対する利用料の減免措置は国において統一的行われるべきものと考えているため引き続き国に要望してまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付G） 電話：06-6208-8033

番号	10. (1) ④
項目	介護認定結果の遅れによる利用者・家族・介護事業所などに負担がかかる状態が懸念されます。予算を大幅に引き上げ、認定調査員体制を大幅に改善し、法令で規定されている30日を超えないようにしてください。
(回答) 要介護認定申請に対する処分は、介護保険法第27条に基づき当該申請を受理してから30日以内に行う必要があります。また、その遵守に向けた注力は保険者としての務めであると考えております。 本市におきましては、申請受領後結果が出るまでの期間の短縮のため、要介護・要支援認定事務を委託している事業者に対し、申請受領後速やかに調査依頼及び意見書作成依頼を行うとともに、依頼後15日を経過しても回答がない場合には速やかに督促を行うなど、進捗管理の徹底を指示しています。 また、認定調査業務の委託事業者については、複数の事務受託法人や居宅介護支援事業者へ委託を行い、本市からの調査依頼後10日以内の調査完了を指示しているところです。 引き続き法定期間で適正な要介護認定を行うよう取り組んでまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（認定G） 電話：06-4392-1727

番号	10.（１）⑤
項目	介護事業所へ物価高騰などへの対応するために、助成金を支給するために、大阪市独自の予算措置をしてください。
（回答） 本市では、物価高騰の影響が長期化している中、社会福祉施設等がその影響を強く受けている状況を踏まえ、令和５年度と令和６年度に国の重点支援地方交付金を活用し、「社会福祉施設等に対する物価高騰対応支援金給付事業」を実施したところです。 引き続き、物価の変動や、国・大阪府の動向を注視してまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8026

番号	10.（１）⑥イ		
項目	利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにし、従来相当サービスの利用を抑制しないこと。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。		
（回答） 総合事業の訪問型サービスについては、総合事業移行前（平成 29 年 3 月 31 日以前）に既にサービス利用している要支援者及び認知機能・コミュニケーション課題のある方、身体介護の提供が必要な方など専門的なサービスを必要とする方については、引き続き従来の介護予防訪問介護に相当する介護予防型訪問サービスを利用することが可能です。 また、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントについては、介護予防及び生活支援を目的として、適切なアセスメントにより利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人が理解した上で、目標の達成に取り組むよう促すとともに、利用者の個々の状態に応じた多様なサービスを適切に利用することについて検討し、ケアプランを作成することが重要です。ケアマネジャーの専門性がこれまで以上に重要になると考えられたことから、本市では、利用者の状態に応じた適切なサービスの選択について、市域全体でサービス決定のプロセスを標準化し、有資格の訪問介護員による介護予防型訪問サービスが必要な状態像を統一することにより、公平性を確保するため、介護予防型訪問サービスの利用対象者の振分の仕組みを設定して実施しています。 なお、当該振分の仕組みによると介護予防型訪問サービスの利用対象者に該当しないが、サービス利用対象者の状態像により予防支援事業者が介護予防型訪問サービスの利用が必要と考えるケースについては、介護予防型訪問サービスを利用していただいています。 通所型サービスについては、全ての要支援者が従来の介護予防通所介護に相当する介護予防型通所サービスを利用することが可能です。 また、新規・更新者ともに、サービス利用にあたっては、要介護（要支援）認定申請又は基本チェックリストの実施のいずれかを利用者が選択することができます。			
担当	福祉局	高齢者施策部	地域包括ケア推進課（地域包括ケア G）電話：06-6208-8060
	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（管理 G）電話：06-6208-8028
	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（保険給付 G）電話：06-6208-8059

番号	10. (1) ⑥ロ		
項目	総合事業（介護予防・日常生活支援サービス事業）の対象を要介護 1～2 認定者の拡大しないこと		
(回答) 介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の各サービスについては、介護保険制度の改正に基づき実施していますが、利用対象者が要支援者及び事業対象者に限定されており、要介護認定を受けるとサービス事業の利用継続ができなくなることから、国において総合事業の対象者の弾力化の取組みとして、2021(令和3)年度から市町村の判断により要介護者についても、介護予防・生活支援サービス事業の対象とすることを可能とする見直しが行われました。 総合事業の対象者の弾力化の取組みについては、介護予防・生活支援サービス事業の継続的な利用による効果的な支援が可能となる一方で、利用者やケアマネジメントを行う地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に大きな混乱を招く可能性も考えられることから、総合事業の効果的な推進に向け、国の制度改正の趣旨を踏まえつつ、本市の実情に合わせて、その必要性について検討していきたいと考えています。			
担当	福祉局 高齢者施策部	介護保険課（管理G）	電話：06-6208-8028
	福祉局 高齢者施策部	地域包括ケア推進課（地域包括G）	電話：06-6208-8060

番号	10.（１）⑥ハ
項目	「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。
（回答） 本市では、訪問型サービスも含めた総合事業のサービス単価を国のガイドラインに基づき、国が定める基準額やサービス内容、提供時間、基準等を踏まえ定めております。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付Ｇ） 電話：06-6208-8033

番号	10.（１）⑥ニ
項目	いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。
（回答） 本市では、生活課題の解決や状態の改善を導くことで、高齢者が有する能力に応じて地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、ケアマネジャーによる自立支援と重度化防止に資する介護予防ケアマネジメントを支援する「自立支援型ケアマネジメント検討会議」を実施しています。	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケアＧ） 電話：06-6208-8060

番号	10. (1) ⑦
項目	保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。
(回答) 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）により、介護保険法の一部が改正され、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護保険給付等に要する費用の適正化に関して、市町村が取り組むべき施策及びその目標に関する事項について、市町村の介護保険事業計画の記載事項に追加することが必要になりました。 本市におきましては、こうした法令や国から示された「評価指標」の項目は、本市の高齢者施策や介護保険事業を推進する上で重要なものであると考えておりますが、この「評価指標」の目標への達成を重視するあまり、介護サービス等を必要とする利用者の要介護認定の抑制やサービス利用を阻害することのないよう取り組んでまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理 G） 電話：06-6208-8028

番号	10. (1) ⑧		
項目	介護現場の人手不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。 (回答) 介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえて、事業者による、昇給と結びついた形での賃金向上の仕組みの構築を促すため、介護職員処遇改善加算につきましては、平成 27 年度及び平成 29 年度の拡充に加えて、平成 31 年度の介護報酬改定において新たな加算の区分が創設され、令和 2 年度は取得促進に向けて取得促進事業も行いました。令和 3・4 年度は「介護職員等処遇改善支援補助金」が令和 4 年 2 月から、令和 4 年 10 月以降は、介護報酬改定によりベースアップ等支援加算が創設され、令和 6 年度からは、介護職員のさらなる賃金改善の向上を図るため、令和 6 年度に 2.5%、令和 7 年度 2.0%のベースアップや事業者の負担軽減につながるよう、従来の加算から新しい加算への一本化が行われたところです。さらに、令和 7 年度には処遇改善加算の取得を促進するための、取得促進事業を実施予定です。 介護保険は、全国統一の制度であり、介護労働者の処遇改善については、国による適切な介護報酬の設定により対応するべきものであることから、本市として指定都市共同提案などの機会を通じ、国に対し引き続き要望を行ってまいります。		
担当	福祉局 福祉局	高齢者施策部 高齢者施策部	介護保険課（指定指導 G） 電話：06-6241-6310 介護保険課（管理 G） 電話：06-6208-802

番号	10. (1) ⑨
項目	入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。
(回答) 高齢者施策につきましては、介護や支援が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域に住み続けることができるような住まいの確保が必要です。 特別養護老人ホームは、制度改正に伴い、平成 27 年 4 月 1 日以降、限られた資源の中でより必要性の高い方々が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設として、機能の重点化が図られ、新たに入所する方については原則要介護 3 以上の方となっています。また特例入所として、要介護 1 又は 2 の方であっても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難である場合には、特別養護老人ホームへの入所が認められます。 特別養護老人ホームの高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和 6 年度～令和 8 年度）における整備目標については、入所の必要性・緊急性が高い入所申込者が引き続き概ね 1 年以内に入所が可能となるよう要介護認定者数の伸び等を勘案しながら計画的に必要な整備を進めており、令和 8 年度目標の定員数を 14,900 人に設定しております。令和 7 年 7 月現在、大阪市は 172 施設 14,803 人分の特別養護老人ホームが開設されているところです。 また認知症高齢者グループホーム等の介護施設につきましても、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、令和 8 年度目標の定員を認知症高齢者グループホームは 5,300 人、特定施設入居者生活介護施設は 11,400 人に設定しております。令和 7 年 7 月現在、認知症高齢者グループホームは 237 施設 4,863 人、特定施設入居者生活介護施設は 171 施設 10,965 人分が開設されているところです。	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6530

番号	10.（１）⑩
項目	次期介護保険見直しの検討課題とされている「２割負担等の対象拡大」「ケアマネジメント有料化」「要介護 1, 2 の生活援助等の保険給付外し・総合事業移行」など負担増とサービス切捨てを中止するよう国に働きかけること。
（回答） 介護保険制度は全国統一の制度であり、制度改正については国において適切に審議されているところでありますので、本市としては制度改正等に当たっては、被保険者の生活や保険者の運営に配慮するよう国に要望を行ってまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理Ｇ） 電話：06-6208-8028

番号	10. (1) ⑪		
項目	高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。とくに、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。		
（回答） 本市においては、例年、夏を迎える前に本市ホームページ、広報紙等を通じて熱中症予防のための情報等を掲載し、また、各区保健福祉センター、福祉局及び環境局が実施している高齢者宅等への訪問事業の際に熱中症予防についての注意喚起を行っております。 加えて本市全所属に対して、広く市民等に熱中症予防の啓発や注意喚起を依頼するなどの取り組みを強化し、とりわけ高齢者の総合相談機能を持つ地域包括支援センターや民生委員・児童委員、社会福祉協議会など広く関係団体にも協力を求め、見守りや声掛けなど、きめ細やかな対応をお願いしております。 今後とも、気象状況にも十分留意しながら、関係局において熱中症対策に取り組んでまいります。 （参考） 国において、「電気・ガス料金負担軽減支援事業」として、7月・8月・9月分の電気・ガス料金に対する補助が行われる予定です。			
担当	福祉局 健康局	高齢者施策部 健康推進部	高齢福祉課 健康施策課 電話：06-6208-8026 電話：06-6208-9951

番号	10. (1) ⑫
項目	介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらし、個人情報の妻洩などの危険性があるなどの不安が広がっています。従来の保険証を使い続けられるよう国に求めてください。
(回答) 現在、地方自治体・利用者・介護事業者・医療機関などが利用者に関する介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備すること等について調査・検討が進んでいます。 介護保険被保険者証のマイナンバーカード化などマイナンバーカードの活用については、国で調査・検討が進んでいるところであり、本市としても国の動向を注視してまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付G） 電話：06-6208-8059

番号	10. (1) ⑭
項目	今年 4 月からの難聴高齢者補聴器購入費助成事業は、補聴器相談委の受信・検査・意見書発行の費用や認定歩調器専門店への相談・見積書依頼、区役所でなく市役所への申請手続きや介護予防活動への参画など高齢者の負担が大きく、応募者が少なくなる危惧と利用制限を感じます。もっと柔軟な利用しやすい事業にしてください。
(回答) 本市では、聴力機能の低下により外出等が困難な 65 歳以上の高齢者の方の“聞こえ”をサポートし、周囲の方との交流や介護予防活動等の社会参加を支援するため、令和 7 年 4 月 1 日より、「新たに補聴器を購入し、購入した補聴器を活用しながら介護予防活動等を行っていただける 65 歳以上の軽度・中等度の難聴の方」を対象に、補聴器購入費用の一部を助成しています。 本事業では、助成を受けようとする方に申請をしていただいた後、当該申請に係る書類を審査し、助成対象者の要件、補聴器相談医による補聴器の必要性に関する専門的意見、認定補聴器専門店等において新たに購入を予定している補聴器であることをそれぞれ確認のうえ、本事業の助成対象者であるか否かを決定するものとしています。 また、本事業は、迅速性や簡便性の観点から、郵送や行政オンラインシステムでの申請を基本とし、申請の受付をはじめ、関連する書類の審査、助成の決定までを含めた業務のすべてを福祉局で行っています。 申請方法につきましては、本市ホームページや事業の案内冊子等に記載していますが、案内冊子を様々な場所で配布し、多くの方に手に取っていただけるよう、広く周知に努めてまいります。 加えて、本事業は、難聴が原因で外出等が困難な方に、購入された補聴器を活用して介護予防活動等を行っていただくことで、難聴高齢者の社会参加を支援し、介護予防に資することを目的としているため、介護予防活動等を行っていただくことを助成の要件としております。 本市としましては、聴力機能の低下により外出等が困難な高齢者の“聞こえ”をサポートし、人との交流や介護予防活動など、社会参加への支援に取り組んでまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（介護予防推進 G）電話：06-6208-9957

番号	10. (2) ①②③④
項目	①障害者総合支援法 7 条は二重給付の調整規定であり、介護保険法 27 条 8 項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。 ②日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。 ③介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出「適用関係通知」・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」（令和5年6月30日）等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。 ④介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。
	（回答） 自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定及び国の通知により介護保険サービスが優先されることとなりますが、相当するサービスが介護保険（総合事業を含む）にあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。 そのためにも、生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、まずは要介護認定等申請を行っていただいたうえで、介護保険制度においてどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当であるとされており、したがって、要介護認定等の申請を行わない方に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけることとされています。 本市におきましては、各区の担当者に対して研修を実施し、周知を図り、65歳以上の方であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険制度におけるサービスの量や内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスが提供できるよう支給決定しております。 また、本市ホームページや福祉のあらましにおいても、介護保険制度のみでは支援が不足する部分や介護保険には相当するものがない障がい福祉サービスなどの利用が必要な場合、各区へご相談いただくよう周知しております。 今後とも引き続き、介護保険の対象となった障がい者に対して一律に介護保険サービスを優先させることがないよう、また、要介護認定等の申請について理解を得られるよう努めながら、本人の心身の状況等を考慮した支給決定を行ってまいります。
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	10.（２）⑤
項目	介護保険対象となった障害者が、介護保険へ移行せず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること
（回答） 自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定及び国の通知により介護保険サービスが優先されることとなりますが、相当するサービスが介護保険（総合事業を含む）にあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。 そのためにも、生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、まずは要介護認定等申請を行っていただいたうえで、介護保険制度においてどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当であるとされております。 障がい福祉サービス固有と認められるサービスの利用を希望される場合又は要介護認定等申請を行った結果非該当となった場合で、引き続き障がい福祉サービスの利用が必要であると判断される際は、障がい福祉サービスを受けられるよう支給決定しております。なお、この場合、本市におきましては、介護保険対象となる前と同様の基準に基づき支給決定を行っております。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	10.（２）⑥
項目	介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること
（回答） 令和６年度障がい福祉サービス等報酬改定において、介護保険対象者に係る居宅介護の国庫負担基準が新たに創設される等の見直しが行われておりますが、単位は依然として低く、実態に合わないものとなっていることや、介護保険制度への移行に係る基準等が明確化されていないことから、国庫負担基準の引上げや基準の明確化について、引き続き国に対して要望しているところです。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	10.（2）⑦		
項目	障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援 1、2 となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。		
（回答） 本市では、利用者の状態に応じた適切なサービスの選択について、市域全体でサービス決定のプロセスを標準化し、有資格の訪問介護員による介護予防型訪問サービスが必要な状態像を統一することにより、公平性を確保するため、介護予防型訪問サービスの利用対象者の振分の仕組みを設定して実施しています。 なお、当該振分の仕組みによると介護予防型訪問サービスの利用対象者に該当しないが、サービス利用対象者の状態像により予防支援事業者が介護予防型訪問サービスの利用が必要と考えるケースについては、介護予防型訪問サービスを利用いただいています。 総合事業の訪問型サービス、通所型サービスのサービス提供を行う職員については、介護福祉士等生活援助サービスに従事するために必要な知識を習得した者としていますので、適切なサービス提供が行われるものと考えています。			
担当	福祉局 高齢者施策部 福祉局 高齢者施策部	地域包括ケア推進課 介護保険課（管理G）	電話：06-6208-8060 電話：06-6208-8028

番号	10.（２）⑧
項目	障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用者負担はなくすこと。
（下線部について回答） 障がい福祉サービス（自立支援給付）における利用者負担については、国において利用者等の負担能力に応じた負担上限額が設定されておりますが、平成 22 年 4 月以降、市民税非課税世帯については、利用者負担は無料となっております。 利用者負担の軽減措置として、所得水準に応じた段階的な月額負担上限額の設定、補足給付や食費等に対する軽減措置、利用者負担により生活保護を受けることにならないようにするための減免措置等が設けられております。 また、平成 30 年 4 月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が施行され、65 歳になるまでに 5 年間引き続き介護保険サービスに相当する障がい福祉サービスの支給決定を受けていた方で、一定の要件を満たす場合は、介護保険制度移行後に利用した障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスの利用者負担相当額を償還する高齢障がい者の介護保険サービス利用者負担軽減措置が創設されました。本市では介護保険制度の対象となる方で、当該軽減措置の対象となる可能性のある方に対し、65 歳を迎えた翌月に申請の勧奨を行っております。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	10. (2) ⑧
項目	障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用者負担はなくすこと。
(下線部について回答) 介護保険サービスの利用料は、本人や世帯の所得状況に応じた1割、2割または3割の利用者負担をいただいておりますが、利用者負担額が高額となる場合は、高額介護サービス費等の支給により負担軽減を図っていると同時に、医療保険における世帯内の1年間の介護保険と医療保険のサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限金額を超えた場合については、申請をいただくことで高額医療合算介護サービス費等を支給しております。 また、65歳に至るまで相当の長期間(5年間)にわたり障がい福祉サービスを利用していた低所得の高齢障がい者が障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用した場合、介護保険サービスにかかる利用者負担を高額障がい福祉サービス等給付費として償還し、利用者負担が増えないようにする仕組みがございます。 低所得者に対する利用料の減免措置は国において統一的行われるべきものと考えており、引き続き国に要望してまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課(保険給付G) 電話: 06-6208-8059

番号	11. (1)		
項目	二酸化窒素の環境基準はゾーンで定められています。2025 年 3 月、初めて「大阪市環境基本計画」が目標とする下位値（1 時間値の 1 日平均値 0.04ppm）を全局で下回りました。今後ともこれを維持・継続することが求められています。		
(回答) 窒素酸化物対策については、本市ではこれまで工場等に対して「大気汚染防止法」や、法より厳しい基準を設定した「大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領」に基づき対策を進めてきました。また、自動車等の移動発生源対策についても「大阪市自動車交通環境計画」、「大阪市環境基本計画」に基づき、「大気汚染防止法」による単体規制の強化、最新規制適合車の開発促進の要望やエコカー（低公害・低燃費車）の普及促進、グリーン配送の推進、港区の「環境にやさしい交通をすすめるプロジェクト」などの広域対策のほか、道路管理者等との連携により、交差点改良などの局地対策を進めてきました。 これらの対策の結果、工場等及び自動車からの窒素酸化物排出量は大きく減少しており、また一般環境大気測定局、並びに自動車排出ガス測定局における二酸化窒素の年間平均値は減少し、効果が現れているものと考えています。 本市としては「大阪市環境基本計画」の環境保全目標（二酸化窒素については、環境基準の達成を維持し、さらに 1 時間値の 1 日平均値 0.04ppm 以下をめざす）の維持・継続に向け、引き続き窒素酸化物削減対策を推進していきます。			
担当	環境局	環境管理部	環境規制課（環境保全対策 G）
	環境局	環境管理部	環境規制課（自動車交通環境対策 G）
			電話：06-6615-7923
			電話：06-6615-7965

番号	11. (2)
項目	PM2.5 の測定体制を充実させるために測定局を増やしてください。船舶からの影響が予測される湾岸部に新設してください。
(回答) 現在本市では、PM2.5 の大気汚染常時監視測定局を 12 局設置しており、これは「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の常時監視に関する事務の処理基準」の必要測定局数を満たしています。 また、港湾地区では、南港中央公園測定局において、PM2.5 濃度を測定しています。	
担当	環境局 環境管理部 環境管理課（環境情報 G） 電話：06-6615-7981

番号	11. (3)		
項目	光化学オキシダントの環境基準未達成が続いています。全局で達成するための計画と具体的な対策についてしめしてください。 (回答) 光化学オキシダントの排出抑制策としては、主にその前駆物質とされている窒素酸化物や揮発性有機化合物の削減などに取り組んでいます。具体的な対策として、これまで窒素酸化物の削減では「気体燃料などの軽質燃料への転換」、「適正な燃焼管理」、「集塵装置の適正管理」等の固定発生源対策や、「エコカー（低公害・低燃費車）の普及促進」、「エコドライブや環境に配慮した自動車利用の啓発」等の移動発生源対策による排出削減、揮発性有機化合物の削減では事業者における自主的取組の推奨などの排出削減に取り組んでいます。 本市としては、これまでの取組を継続するとともに、国の動向を注視しつつ、より効果的な施策を検討したいと考えております。		
担当	環境局	環境管理部	環境規制課（環境保全対策G） 電話：06-6615-7923 環境局 環境管理部 環境規制課（自動車交通環境対策G） 電話：06-6615-7965

番号	11. (4)
項目	<u>ディーゼル自動車の規制を国に働きかける</u>とともに自動車交通量の減少を図ってください。
(下線部について回答) 国に対し、メーカーに対する大型ディーゼル車の低排出ガス化への技術開発支援等の施策を推進するとともに、開発された車両の導入に対する助成について、十分な財政措置を講ずるよう、引き続き他の政令指定都市と連携して働きかけてまいります。	
担当	環境局 環境管理部 環境規制課（自動車交通環境対策G） 電話：06-6615-7965

番号	11. (5)		
項目	国道 43 号の大型車交通量を少なくとも 1 万台以上減らすために、湾岸線への誘導促進、ロードプライシングの充実を国、阪神高速道路株式会社に働きかけてほしい。大型車を湾岸線に誘導するための対策を国土交通省や警察と連携して実施してください。		
(回答)			
国道 43 号については、まずハード面の環境対策として、道路管理者である国土交通省によって遮音壁の設置や低騒音舗装の敷設などが実施されています。また、ソフト面の環境対策として、国土交通省と阪神高速道路（株）の連携による環境ロードプライシングが実施されているほか、国道 43 号等の走行車両に対する道路情報板や横断幕による啓発や、阪神高速のコーポレートカード会員に対するリーフレットの郵送による広報活動など、阪神高速 5 号湾岸線への迂回を促すための取組が積極的に実施されていると聞いております。			
大阪市としても、引き続き、大阪府道路環境対策連絡会議の場などを通じて、国及び阪神高速道路（株）に対して、環境ロードプライシングの充実や国道 43 号を走行する車両を湾岸線に誘導するための対策について働きかけてまいります。			
担当	計画調整局 計画部	都市計画課（幹線道路担当）	電話：06-6208-7871
	環境局 環境管理部	環境規制課（自動車交通環境対策G）	電話：06-6615-7965

番号	11. (6)
項目	大阪市自転車活用推進計画に基づき、市内の幹線道路に自転車道の整備をしてください。 (回答) 本市では、「良好な都市環境の形成」・「活力ある健康長寿命社会の実現」・「観光魅力の向上」・「安全で安心なまちの実現」を目標として策定した「大阪市自転車活用推進計画」に基づき、幹線道路等に重点をおいて、自転車の通行環境整備を進めております。 自転車通行環境整備は、「歩行者の安全確保を第一に、自転車の安全性・快適性を確保すること」等を目的に、まずは、周辺部より事故発生頻度の高い市内中心部(北区・福島区・西区・中央区・浪速区・天王寺区)の幹線道路において、自転車交通量や自転車関連事故の多い路線を選定し、緊急対策として、青矢羽根、自転車マーク及び矢印等の路面表示を連続的に設置する整備を実施しており、令和7年3月時点で約65kmを整備しました。 今後も、自転車の通行空間整備にあたり、より安全に通行できる形態で整備検討を進めてまいります。歩行者・自転車・自動車を物理的に分離するには、十分な道路幅員が必要となることから、道路幅員に余裕のある路線や、車線数の減少可能な路線につきましては、交通管理者と協議のうえ、自転車道や自転車通行帯での整備を実施していきます。
担当	建設局 道路河川部 道路課（交通安全施策担当） 電話：06-6615-7699

番号	11. (7)		
項目	大阪市に、公害・環境資料館を整備してください。		
(回答) 本市では、花博記念公園鶴見緑地内にある環境活動推進施設（愛称「なにわ ECO スクエア」）において、環境資料の展示や、AR 等技術を活用した気候変動や生物多様性に関する体験学習、併設する自然体験観察園での体験型講座など、各種環境啓発事業を実施しています。 また、区との連携を強化し、地域密着型の環境講座や ECO 緑日などのイベントも実施しています。 そのほか、大気汚染の状況等の環境情報については、本市のホームページや環境白書にて公表しています。			
担当	環境局	環境施策部	環境施策課
	環境局	環境管理部	環境管理課（環境情報 G）
			電話：06-6630-3491
			電話：06-6615-7981

番号	11. (8)
項目	公害の経験を次世代に伝える「公害と環境に関わる教育」をすべての小中、高等学校で実施してください。
(回答) 公害等の学習については、各校において、学習指導要領に示された各教科の目標や内容を踏まえ、適切に教育課程を編成し、教育活動に取り組んでいるものと認識しております。 小学校学習指導要領には、社会科の学習において、関係機関や地域の人々の様々な努力により公害の防止や生活環境の改善が図られてきたことを理解するとともに、公害から国土の環境や国民の健康な生活を守ることの大切さを理解することができるように指導することが大切であると示されております。 また、中学校学習指導要領には、社会科の公民的分野の学習において、地理的分野及び歴史的分野の学習との関連を考慮しながら、個人の生活や産業の発展などに伴う公害など環境汚染や自然破壊の問題について理解できるようにすることが大切であると示されております。 これらの学習指導要領で示された内容を踏まえ、今後も引き続き公害や環境保全の学習指導をすすめてまいります。 なお、大阪市立の高等学校については、令和4年に大阪府に移管しております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	11. (8)
項目	<u>公害の経験を次世代に伝える「公害と環境に関わる教育」をすべての小中、高等学校で実施してほしい。</u>
(下線部について回答) 本市では、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、ごみ減量、都市環境保全などを柱とした副読本「おおさか環境科」を作成して、市立の全小・中学校及び義務教育学校に配付し、環境教育に取り組んでいます。 この副読本の中で、大阪市が経済成長していく過程で大気汚染等の公害が発生し、市民、事業者とともに克服してきた歴史も取り上げています。	
担当	環境局 総務部 企画課 電話：06-6630-3213

番号	11. (9)
項目	アスベスト対策を重点課題にしてください。専門職の配置やアナライザー(測定器)の無償貸し出しなど今後も建設・解体業者中心に被害が拡大しないような対策が必要と考えますが、市としての考えを示してください。
(回答) 本市では、建築物の解体・改修工事の発注者や施工者に対し、「大気汚染防止法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき石綿の飛散防止に係る規制・指導を行っています。 令和2年(2020年)の大気汚染防止法の改正により、令和3年(2021年)4月より事前調査の方法が法定化され、令和4年(2022年)4月から工事の元請業者等に石綿の事前調査結果を自治体に対して報告することが義務付けられました。このことから、本市が主催する特定建設作業の講習会や本市ホームページにおいて、適正な事前調査を実施するよう周知徹底を図っています。 また、この事前調査結果報告や工事に関連する他の法令の届出内容を踏まえ、工事現場に立入し、適正な事前調査の実施や除去作業に必要な届出、飛散防止措置など、法令を遵守した作業を指導しています。 さらに、石綿の除去作業の届出のある現場に対しては、原則全件立入を行い、法令に基づく石綿の飛散防止措置の実施状況などを確認しています。 なお、現場立入を実施する各環境保全監視グループの職員については、国が主催する研修を受講することなどにより、事前調査や飛散防止措置に関する知識習得を行っています。	
担当	環境局 環境管理部 環境規制課(環境保全対策G) 電話: 06-6615-7923

番号	12. (1)
項目	大阪市で働く労働者の採用賃金を基本給時給 1,700 円以上（諸手当などを除いて）、<u>非正規労働者も時給 1,700 円以上となるよう引き上げること。</u>また、大阪市内で働く労働者の最低賃金が時給 1,700 円以上となるよう大阪市として賃上げを実施した企業へ助成金を出すなどの賃上げ助成制度を創設すること。
（下線部について回答） 地方公務員の給与については、地方公務員法において社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされており、本市においては、本市人事委員会からの勧告に基づき、議会での議決を経て職員の給与に関する条例に定めています。 本市における任期付職員、臨時的任用職員については正規職員と同様の給料表を適用し、会計年度任用職員についても、当該給料表を基にして報酬を決定しています。 なお、令和 6 年の人事委員会勧告による改定後の高卒初任給は地域手当込で213,556円となっています。	
担当	総務局 人事部 給与課（給与G） 電話：06-6208-7527

番号	12. (3)
項目	現在、大阪府が奨学金返済支援を行う企業へ奨学金返還支援制度を行っていますが、支援額も受付件数も少なく不十分な事業となっています。社会に出て働く若者の生活を支え、中小企業への支援ともなる奨学金返済支援制度の創設を大阪市も行うこと。
(回答) 大阪市の中小企業支援においては、中小企業が持続的に収益を生み出すことができるよう取り組むことが重要であると認識しています。 そのため、中小企業支援拠点である大阪産業創造館において、人材確保など様々な経営課題に対するコンサルティングやセミナーなどにより、中小企業の経営基盤をしっかりと支える取り組みを行っており、今後もニーズを把握しつつ中小企業の課題に的確に応えていけるよう取り組みを一層柔軟に進めることで、中小企業に寄り添った支援を継続してまいります。	
担当	経済戦略局 産業振興部 企業支援課（企業支援担当） 電話：06-6264-9834

番号	12. (5)
項目	公共事業における公正な賃金・労働条件の確保のため、大阪市が発注する事業に関してはそこで働く労働者の賃金が時給 1,700 円以上、月 28 万円以上となるように「大阪市公契約条例（仮称）」を制定すること。また実際に大阪市からの発注した事業を入札した業者が労働者に対し、賃金をいくら支払っているのか把握すること。その際、「大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合」に限らず、すべての業者に確認すること。
(回答) 【いわゆる公契約条例の制定について】 労働者の賃金水準などの労働条件については、労使間で決定されるべきものであり、最低賃金をはじめとする労働条件の基準については、基本的には国において制定されるべきと考えております。また、公契約の条例化については、従事する労働者の賃金労働条件が向上する効果が見込まれる一方、解決すべき課題が多いことから、国の動向だけでなく、他の自治体の動向も注視しながら、政策課題の解決に向けた入札契約制度について引き続き検討してまいります。 【「実際に大阪市からの発注した事業を入札した業者が労働者に対し、賃金をいくら支払っているのか把握すること。その際、『大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合』に限らず、すべての業者に確認すること」について】 労働者への賃金の支払いについては、最低賃金法により「使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない」とされており、本市としても、本市が発注する業務委託契約等において業務に従事する労働者の最低賃金額が確保されることについては、発注者として重要であると認識しています。 しかしながら、労働者の賃金水準などの労働条件については、労使間で決定されるべきものであり、発注者が介入することは労働関係法令に馴染まないことから、本市発注の業務委託契約等において、本市が、すべての業者に対し、労働者への賃金の支払い状況を確認することについては、現在、実施する考えはありません。 このため、平成 29 年度に大阪労働局労働基準部と「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」を締結し、本市が発注する業務委託契約等において、「大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合」に大阪労働局へ情報を提供する取組みを行っているほか、労働関係諸法令の周知や契約相手方から労働関係諸法令を遵守する旨の誓約書を徴取するなど、最低賃金の履行確保を推進する取組みを実施しております。	
担当	契約管財局 契約部 制度課（契約制度 G） 電話：06-6484-7062

番号	12.. (6). ①
項目	公正・公平な労働行政をおこなうこと。各種審議会について ①各種審議会委員は、幅広い労働界からの選出を義務付け、大阪労連からの委員を選出すること。
(回答) 審議会等の委員の選任については、当該審議会等を所管する局等において、審議会等の設置及び運営に関する指針（以下「指針」といいます。）に基づき行っています。 指針の「第5 委員の選任」では、専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整といった当該審議会等の設置目的が的確に達成されるよう、各界各層及び幅広い年齢層の中からふさわしい人材をバランスよく選任するなど、審議等の目的に照らして、当該審議会等が実質的かつ効果的に機能するよう十分留意するものとしており、ご要望のような特定の団体からの選出を義務付けることは、指針の趣旨に反するものです。	
担当	総務局 行政部 行政課（法務G） 電話：06-6208-7443

番号	12. (6). ②
項目	公正・公平な労働行政をおこなうこと。各種審議会について ② 1 つの審議会で複数の労働組合代表を選出する場合は連合、全労連それぞれから選出すること。
(回答) 審議会等の委員の選任については、12. (6). ①で回答したとおり、指針において留意事項が定められています。 各審議会等の委員の選任は、当該審議会等を所管する局等において指針に基づき行っておりますが、ご要望のような特定の団体からの選出を義務付けることは、指針の趣旨に反するものです。	
担当	総務局 行政部 行政課（法務G） 電話：06-6208-7443

番号	12.. (6). ③
項目	公正・公平な労働行政をおこなうこと。各種審議会について ③公募で選ばれている委員をすべて明らかにすること。また労働組合から選ばれている委員がいる場合は所属組合を明らかにすること。

(回答)

「公募で選ばれている委員をすべて明らかにすること。」とのご要望については、「審議会等の委員等の選任において、公募を実施している審議会等を明らかにすること」と理解してお答えしますが、下記〔１〕のとおりとなります。

「また労働組合から選ばれている委員がいる場合は所属組合を明らかにすること。」とのご要望については、「審議会等の委員等が労働組合の組合員から選任されている場合の事例を明らかにすること」と理解してお答えしますが、下記〔２〕のとおりとなります。

〔１〕公募を実施している審議会等（令和６年１１月１日現在）

審議会等を所管する局又は区	審議会等名称	公募で選ばれている委員等の人数
各区役所	各区区政会議（24会議）	154名※１
住吉区役所	住吉区地域福祉専門会議	2名
西成区役所	住吉区防災専門会議	1名
市民局	大阪市消費者保護審議会	2名
市民局	大阪市男女共同参画審議会	2名
市民局	大阪市民活動推進審議会	1名
市民局	大阪市民活動推進事業運営会議	1名
計画調整局	大阪市空家等対策協議会	2名
福祉局	大阪市地域包括支援センター運営協議会	2名
こども青少年局	こども・子育て支援会議	3名
環境局	大阪市環境審議会	2名
環境局	大阪府路上喫煙対策委員会	1名
都市整備局	大阪市住宅審議会	2名
教育委員会事務局	天王寺区教育会議	3名
教育委員会事務局	平野区教育会議	2名

※１ 各区区政会議分の合計

〔２〕労働組合の組合員から委員等を選任している事例（令和６年１１月１日現在）

審議会等を所管する局又は区	審議会等名称	労働組合等名称
西成区役所	あいりん地域まちづくり会議	釜ヶ崎地域合同労働組合
西成区役所	あいりん地域まちづくり会議	全日本港湾労働組合西成分会
西成区役所	あいりん地域まちづくり会議	釜ヶ崎日雇労働組合
経済戦略局	大阪市中小企業対策審議会	JAM大阪
市民局	大阪市消費者保護審議会	日本労働組合総連合会大阪府連合会 大阪市地域協議会
市民局	大阪市男女共同参画審議会	日本労働組合総連合会大阪府連合会 大阪市地域協議会
福祉局	大阪市福祉有償運送運営協議会	日本労働組合総連合会交通労連関西地方総支部
環境局	大阪市環境審議会	日本労働組合総連合会大阪府連合会
大阪港湾局	大阪市港湾審議会	大阪港湾労働組合協議会
大阪港湾局	大阪市港湾審議会	全日本海員組合大阪支部
教育委員会事務局	大阪市社会教育委員会	日本労働組合総連合会大阪府連合会 大阪市地域協議会

担当 総務局 行政部 行政課（法務G） 電話：06-6208-7443

番号	12. (7)				
項目	この間の物価上昇は中小零細企業の経営を圧迫、私たち市民の暮らしにも大きな影響を与えています。現在、<u>大阪市は物価高騰対策としてどのような支援制度を行っていますか？</u> また物価高騰対策を国・府まかせにするのではなく、大阪市独自として予算を組み、中小零細企業や市民への直接支援金制度を創設すること。				
(下線部について回答) 本市では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民・事業者の生活を支援するため、上下水道料金の減額措置を実施します。 具体的には、国が令和7年7月から9月に実施する電気・ガスにかかる支援事業に引き続き、切れ目のない支援を行う観点から、本市と契約のある市民・事業者を対象に、令和7年10月検針分から12月検針分までの水道料金の基本料金935円、下水道使用料の基本額605円の減額を行います。					
担当	市民局	総務部	総務担当	電話：06-6208-7311	
	水道局	総務部	お客さまサービス課	営業企画担当	電話：06-6616-5473
	建設局	総務部	経理課	下水道使用料担当	電話：06-6615-7545

番号	12. (7)
項目	この間の物価上昇は中小零細企業の経営を圧迫、私たち市民の暮らしにも大きな影響を与えています。<u>現在、大阪市は物価高騰対策としてどのような支援制度を行っていますか？</u> また物価高騰対策を国・府まかせにするのではなく、大阪市独自として予算を組み、中小零細企業や市民への直接支援金制度を創設すること。
(下線部について回答) 国の交付金事業として実施する令和7年度の物価高騰対策事業は、次のとおりです。 ○「物価高騰対策給付金」 物価高の影響を受ける低所得者世帯（令和6年度住民税非課税世帯）に対し、1世帯当たり3万円（児童1人当たり2万円を加算）の給付金を支給。（令和7年4月30日受付終了） ○「定額減税補足給付金（不足額給付）」 国の方針であるデフレ完全脱却のための総合経済対策の取組として、令和6年分の所得税及び定額減税の額等が確定したことで、本来給付すべき額と令和6年度定額減税補足給付金（調整給付）の額との間で差額（不足）が生じた方に、給付を行うものです。 （令和7年7月17日時点）	
担当	物価高騰対策給付金：市民局 総務部 物価高騰支援給付金担当 電話：06-6208-7264 定額減税補足給付金（不足額給付）：財政局 税務部 課税課 電話：06-6208-7755

番号	13. (1)
項目	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく施策のための予算を充実させ、正規の職員を増やすなど実効ある制度と体制を整えてください。この法律を市民にひろく周知してください。
(回答) 大阪市では、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行をふまえ、令和6年3月に、「大阪市困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」を策定し、令和6年8月より女性相談支援員（会計年度任用職員）5名による困難な問題を抱える女性への支援を開始しました。 同計画にも記載しておりますが、女性相談支援員については、当初は大阪府や関係機関等と連携しながら、アセスメントによる個別支援計画の策定、各種社会福祉サービス利用の調整等、支援の入り口のコーディネートを中心に支援を行いつつ、潜在的な対象者や支援ニーズの把握、関係施策との連携状況等の検証を行い、適切な配置場所や人数について精査し、令和9年度を目途に、必要に応じて拡充します。 また、社会の理解と関心を深め、女性が抱える困難な問題の発生予防や、支援対象者への円滑な支援、2次被害の予防、被害や加害を生み出さない社会づくりを推進できるよう、市民に対する教育・啓発、広報等に努めます。	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課 電話：06-6208-9156

番号	13. (2) ①
項目	市立病院にワンストップ支援センターの機能を設置してください。
(回答) ワンストップ支援センター機能の設置ですが、地方独立行政法人大阪市民病院機構では、医療行為以外の支援（24 時間 356 日体制の電話相談受付、民間カウンセリングや弁護士等の紹介など）の対応ができず設置は困難な状況です。 しかしながら、市立総合医療センター、市立十三市民病院においては、警察からの性犯罪における急性期の医療的支援の協力要請があれば被害者の受入れを行っております。 また、市立総合医療センターは総合周産期母子医療センターとして、大阪府のワンストップ支援センターの協力医療機関とも連携を図っております。 引き続き、公的医療機関としての役割、機能分担を果たし、性犯罪・性暴力にあわれた方への支援に取り組んでまいります。	
担当	健康局 総務部 総務課 病院機構支援G 電話：06-6208-9897

番号	13. (2) ②
項目	市として独自に性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを設置してください。 ①市立病院にワンストップ支援センターの機能を設置してください。 <u>②性暴力被害者が適切なケアを受けられる体制を整えてください。</u>
(下線部について回答) 本市においては、令和2年4月に「大阪市犯罪被害者等の支援に関する条例」を施行し、犯罪の被害に遭われた方が少しでも早く平穏な生活を営んでいただけるよう、総合相談窓口の運営、見舞金の支給や日常生活等の支援などに取り組んでいます。 このうち性犯罪による被害に遭われた方に対する支援として、不同意性交等罪などの被害に遭われた場合に性犯罪被害見舞金の支給、不同意性交等罪などに加え、不同意わいせつ罪などの被害に遭われた方を対象に精神医療費用や転居費用の助成、犯罪被害に精通した弁護士による無料の法律相談などを実施しており、上記以外の性犯罪・性暴力による被害に遭われた方からのご相談についても、状況に応じた関係機関をご案内するなど、国や大阪府、大阪府警察等と適切な役割分担のもと、被害者等に寄り添った支援に取り組んでまいります。 また、「大阪市 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」に記載しているとおり、困難な問題を抱える女性に対する女性への支援を実施しています。 これらの相談者のうち、性暴力被害者への対応については、大阪府が「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」を中心とした、急性期の医療的な支援を含む専門的な総合支援体制を構築しており、必要に応じて同支援センター等の専門機関と早期に連携しながら支援を行うこととしています。 性暴力被害者が適切なケアを受けられるよう、引き続き支援に努めてまいります。	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 電話：06-6208-7619 市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課 電話：06-6208-9156

番号	13. (3)
項目	学校トイレの個室に返却不要の生理用品を置いてください。使用に際して、氏名の記入など条件をつけないでください。
(回答) 児童生徒が安全安心に学校生活を送ることができるよう、従来の指導を踏まえたうえで、児童生徒が必要な時に生理用品を対面及び非対面で手に取ることができる環境を整えるよう学校向けに通知を行い、女子トイレ（個室含む）など、各学校の実情に応じて設置しております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	13. (4)
項目	<u>ジェンダー視点での災害時の避難所の確保や避難ルートの整備をしてください。</u>
(下線部について回答) ニーズの違いに配慮した避難所の運営が行えるよう避難所運営には女性をはじめ多様なメンバーを含めることについて、「避難所開設・運営ガイドライン」に定め周知を図っています。 具体的な例として、災害時避難所において女性専用スペース（更衣室、授乳室、物干し場など）の設置などについて周知を行っています。	
担当	危機管理室 危機管理課（防災企画担当） 電話：06-6208-7378 危機管理室 危機管理課（減災対策担当） 電話：06-6208-7380

番号	13. (4) ①
項目	<u>避難先となる学校や公園、公共施設に、マンホールトイレや防災釜ベンチを設置してください。</u>
(下線部について回答) マンホールトイレは、大阪市地域防災計画に基づき 34 箇所ある全ての広域避難場所に整備するとして、令和 6 年度末で 34 箇所に 1,460 基設置しています。 また、広域避難場所以外については、道路上や学校などで公共下水道と直結したマンホールにマンホールトイレを 220 基設置しています。 広域避難場所以外のマンホールトイレについては、現在、公共下水道と直結したマンホールで、学校や公園等の敷地内に設置されており、既設下水管の規模や災害時の避難経路確保や物資搬入経路確保などの諸条件を満たし、かつ、区役所において地域の防災計画などに位置付けられることを条件として設置することとしています。	
担当	危機管理室 防災計画担当 電話：06-6208-7384 建設局 下水道部調整課 電話：06-6615-6433

番号	13. (4) ②		
項目	防災計画に女性の意見を反映してください。		
(回答) 大阪市地域防災計画を作成する「大阪市防災会議」は、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れるため、女性委員や、高齢者、障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努めています。 災害時に避難所で必要となる物資については、「大阪市避難所運営にかかる備蓄計画」に基づき確保しており、災害時避難所においても生理用品、子ども用おむつ及び大人用おむつを備蓄しています。また、民間事業者と災害時の物資供給などに関する協定の締結を進めており、避難者の生活環境の改善に必要なものについても、災害時の需要に応じて民間事業者から必要な物資を柔軟に調達できる体制の構築を進めております。			
担当	危機管理室	危機管理課 (防災計画担当)	電話 : 06-6208-7384
	危機管理室	危機管理課 (減災対策担当)	電話 : 06-6208-7380